

季刊 社会保障研究

Vol. 49

Spring 2014

No.4

研究の窓

特集に寄せて—主観的評価と客観的評価—……………西村 周 三 358

特集：人々の支えあいの実態と社会保障制度の役割

日本における剥奪指標の構築に向けて：

相対的貧困率を補完する指標の検討……………阿部 彩 360

勤労世代の暮らし向きの苦しさ：

所得・健康・ソーシャルサポートとの関連に関する分析……………白瀬 由美香 372

変貌する若者の自立の実態……………西村 幸 満 384

高齢者の希望介護場所と社会的ネットワーク

……………菊池 潤 396

壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について

——生活と支え合いに関する調査を用いて——

……………泉田 信行, 黒田 有志弥 408

投稿（研究ノート）

公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討

……………玉木 伸介 421

動向

2011（平成23）年度 社会保障費用—概要と解説—

……………国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト 434

判例研究

社会保障法判例……………中益 陽子 446

書評

山重慎二著

『家族と社会の経済分析—日本社会の変容と政策的対応』

……………大石 亜希子 453

澤田康幸・上田路子・松林哲也著

『自殺のない社会へ—経済学・政治学からのエビデンスに基づくアプローチ』

……………西村 周 三 457



季刊
社会保障研究

Vol.49 Spring 2014 No.4

国立社会保障・人口問題研究所

研究の窓

特集に寄せて—主観的評価と客観的評価—

1. はじめに

本号は、当研究所で行った「生活と支え合いに関する調査」にまつわる話題とそれに関する社会保障のあり方に関する特集である。この調査は、厚生労働省が行ってきている「国民生活基礎調査」を基礎にして、同調査との突合を意識して、追加的な質問事項を調査したものである。「国民生活基礎調査」においても、かなり人々の主観的評価に関する調査項目があるが、この調査は、それに加えて、さらに主観的な評価に関する項目が追加されている。

主観的評価調査の意義と限界については、簡単に整理すると、(1) 調査法、測定法が適切か、すなわち被調査者が、調査者の意図する質問に適切に答えてくれているか、(2) そもそも主観的な判断を調査して、それをたとえば個人間や組織間で比較することに意味があるのか、に分かれる。そしていずれの場合にも、それを指標化しようとするさいの、指標化の適切さも問題となる。

こういった方法論自体に関する研究もないとは言えないが、現実にはその目的や使用用途によって、それぞれの調査に、一般論では語り尽くせない特殊性がある。今回当研究所が行った調査は、調査の名称こそ変化したものの、以前に行われた社会保障実態調査との継続性も意識することとなったために、質問項目の設定に苦労を重ねた。にもかかわらず、回答者の費やす時間的余裕も考えると、適切ではない質問を数多く行っているという反省もある。

次回以降、質問項目に関する、より周到な準備が必要と考えるが、以下では、少し視点を代えて、そもそも主観的評価と客観的評価とを、どのように組み合わせて研究をすすめるべきか、またそれらがどのような相互作用を持っているのかについて、一つの事例で問題提起をしてみたい。

2. 健康寿命

近年、長寿社会の到来とともに、「健康寿命」への関心が高まっている。また政府の成長戦略の一環としても「健康寿命の延伸」という目標が唱われた。ところが、学問的には、健康寿命という言葉の定義は一義的に定着しているわけではなく、さまざまな指標が提唱され、流布している。

これはある意味で当然であり、そもそも健康とは何かという問題は、国民一人一人でとらえ方が異なる可能性があり、一つの指標にまとめることに無理がある。それに加えて、健康概念が時代とともに変遷を遂げるので、調査の時間的継続性という要請と両立させることも難しい。同じ質問を長期間続けないと、過去と現在の人々の考え方の変遷を捉えることができないからである。

今回の「生活と支え合いに関する調査」でも、健康に関連する質問項目が多くあるが、そのほとんどが「主観的な」ものであるために、質問の仕方をどう設定するかに苦労をした。

実は、多くの「健康寿命」指標は、国際的には、肉体的な運動能力などの指標だけでなく、主観的な健康感を混ぜあわせたものを組み合わせて作成されている。それゆえに、時に医療関係者の中に、「疾病に関する指標は客観的であるが、健康指標は、多くの場合主観的すぎて、何らかの指標として用いることには、かなりの危険が伴う」という人がいる。

あまり抽象的な議論をここで行うつもりはないので、この種の主張の根拠の例を示そう。

糖尿病は医学的にはきわめて重大な疾病であるが、そうとう重症化するまでは、自覚症状があまりないため、健康ではないと主観的に意識されることは少ない。これに対して、下痢症状や上気道感染炎（風邪）は、発熱、胃痛、などを伴うので、患者にとってはかなり深刻な病であると意識される。

以上の説明からだけでは、主観的な健康感があやういもののように見えるが、話しはそれほど単純ではない。同じ程度の医学的症狀を持った糖尿病患者の中で、そのことの重要性を良く認識する人と、あまり考えない人がいるとして、良く認識すればするほど、医学的症狀（たとえば血糖値）を改善するかというと、そうでもないケースも多々ある。病の深刻さは理解できるが、そのために自暴自棄になってかえって予防に努めない人もいる。

すなわち主観的な健康感（疾病感）と客観的な健康感とは、相互に複雑に関連し合っているのである。実証研究を行ったわけではないが、この点は高齢者に多いものと思われる。特に超高齢者に対しては、近年しばしば「医療モデルから生活モデルへ」といわれることが多く、かりに数多くの疾病を持っていても、生活機能（ICFで測定される）で評価した健康を重視すべきではないかという主張がなされる。

高齢になると、医学的な診断に従う限りは、大部分の人々が何らかの病気を抱えることになるという。生活にそれほど支障のない状態であっても、各種の検査結果で「陽性」（病気）と診断されれば、そのこと自体で不安が生まれ、返って健康でなくなったりすることも多いのである。一例として血圧がある。

おそらくある程度水準までは、血圧の高さそれ自体は、何らかの病気であると考えする必要のない症状なのだが、高いまま放置すると、より深刻な疾病を引き起こすリスクが高いがゆえに疾病という範疇に入れられているものであろう。こういう種類の疾病と骨折という目に見える疾病とは種類が違うはずである。

そして各種診断技術の発展により、測定される症状と測定されない症状（問診などで捉えられる症状）とは歴史的に変化してきたことも無視できない。すなわち、人々の「健康」のとらえ方は、社会の変化とともに、次第に変わっていることは、ほぼ間違いがないのである。その意味で、健康については、今後は、客観的なものと主観的なものとの相互作用を捉えるという発想も大切であろう。

3. エイジズム

病気かそうでないかのとらえ方の変化が、健康感自体を変えていくことを述べたが、実は「老人」ということの定義も、このような判断に似ている。たとえば一口に65歳以上の人々を「老人」ということにしても、その健康度は人さまざまである。

しかし一般論として、老人は若者と比べて健康でないという先入観を持つことが、かえって老人をして不健康に仕向けることもある。「もう歳なのだから」という思い込みが健康水準を変えることがある。この点は健康に限らない。高齢者は働く能力が落ちるといふ先入観を社会が植え付けるがゆえに、その帰結として、働けなくなるということもある。「老人らしい振る舞い」をすることが期待されるからである。

したがって、今回の当研究所が行った調査などを通じて、主観的な評価が、社会の期待感などによって、どのように変遷を遂げるかなども研究できればよいと思う。パネルデータの整備も、この種の研究に寄与する可能性が大である。今回の調査結果の分析を通じて、こんなことを感じた次第である。

西村 周三

(にしむら・しゅうぞう 国立社会保障・人口問題研究所所長)

日本における剥奪指標の構築に向けて： 相対的貧困率を補完する指標の検討

阿 部 彩

I はじめに

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が可決され、2014年1月に施行された。本法は、子どもの貧困に対する政策を実施することを政府に義務づけており、その具体的な方針は、法の施行後に設置される閣僚会議において議論される「子どもの貧困対策に関する大綱」にて定められることとなっている。本法第14条は、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする」とあり、本法は、我が国における貧困対策のみならず、貧困に関する研究をも推進する大きい力となるであろう。

数ある貧困研究の分野の中でも最も緊急度が高い課題が、貧困の測定と貧困をモニタリングするための指標の開発である。なぜなら、本法は、政府に「毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表」することを義務づけており（第7条）、大綱の中で「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」を定めることとなっているからである（第8条2）。

子どもの貧困指標としては、所得データの分布に基づいて算出される相対的貧困率（以下、相対的貧困率）が一般的であり、経済協力開発機構（OECD）や国際連合児童基金（UNICEF）、欧州連合（EU）などの国際機関のほか、多くの先

進諸国においても公式な貧困線の一つとして採択されている（OECD 2008, UNICEF 2013, EC2013）。日本においては、2009年に厚生労働省が社会全体の相対的貧困率および子ども（17歳以下）の相対的貧困率を発表し（厚生労働省2009）、その後、2011年には「平成22年国民生活基礎調査」の結果の概況に1985年から2010年の3年ごとの相対的貧困率（社会全体および子ども）を公表している（厚生労働省2011）。

所得分布に基づく相対的貧困率は国際的にも認知されている貧困指標であるが、一方で、これのみによる貧困の測定が完璧でなく、多くの制約を抱えていることも明らかである（Stiglitz et al. 2009, OECD 2009）。相対的貧困率の制約の大きなものとしては、所得がフローの概念であり、貯蓄や資産（持家の有無など）の資源を考慮していない点、所得が金銭的な資源のみであり、公的な医療サービス、保育サービスなどの現物給付や、私的な物品のやり取りなど、実質的な生活水準に大きく影響する非金銭的な資源が考慮されない点、などである（阿部他2013）。これらの制約を補完するために、近年、取り入れられるようになってきたのが剥奪（deprivation）アプローチによる貧困の測定である。

剥奪アプローチは、「テレビを所有している」「週に1回ロースト肉を食べることができる」など具体的な生活のありさまを大規模な社会調査にて調査し、その充足の度合いを調べて生活水準を測定する方法である。本アプローチは、ピーター・タウンゼンドの先駆的な研究（Townsend 1979）を基礎として、イギリスにおける貧困研究の長い歴

史の中で洗練されてきた¹⁾。物質的剥奪 (Material deprivation)、相対的剥奪 (Relative deprivation) などと呼ばれ、国際機関を始め多くの先進諸国において貧困の測定方法として取り入れられている。近年では、欧州連合が定めた「ヨーロッパ2020 (Europe 2020)」戦略の中で「貧困と社会的排除にある人数」の削減目標が定められており、その定義に相対的貧困と共に剥奪アプローチを用いた貧困指標 (以下、剥奪指標) が採択されている。そして、剥奪指標を継続的に測定するために、加盟国に共通の調査フォーマットを用いた社会調査 (欧州所得・生活状況調査: EU-SILC) にて剥奪指標のデータとなる調査項目を収集している。

我が国においても、独自の社会調査を用いて剥奪指標を構築した試みは存在する (平岡2001, 阿部2006等)。しかし、これらの試みは、比較的の小規模であったり、地域が限定された社会調査を用いたものであったりするほか、指標の妥当性についての統計的な検定がさほど行われていないという欠点がある。そこで、本稿では、大規模でかつ全国規模で行われた社会調査の個票を用いて剥奪指標を構築し、その妥当性についての検討を行う。用いられるデータは、国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した「生活と支え合い調査」である。本調査は、全国から無作為に抽出された300地区について、保健所を通した悉皆調査を行っており回収標本数は11,000世帯である。ま

た、指標の妥当性の検討については、貧困研究の国際的権威であるデービッド・ゴードン教授 (ブリストル大学) が開発した手法を用いる。

II データ

本稿で用いるデータは、国立社会保障・人口問題研究所が2012年7月に実施した「生活と支え合い調査」(以下、支え合い調査)である。本調査は、同研究所が5年に1回の頻度で行っており、同年6月に実施されている厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査地区の中から無作為に抽出される300地区を対象としている。

調査方法は、同研究所が各都道府県に委託し、各都道府県は調査地区の保健所を通じて、調査地区内の全世帯を対象とした訪問留置式で行われている。調査対象者は、世帯内のすべての20歳以上の男女である。調査票は、世帯主またはその配偶者が回答する世帯票と、20歳以上のすべての世帯員 (世帯主も含む) が回答する個人票からなっている。対象世帯数は、16,096世帯 (26,260個人)、有効回答票数は世帯票11,000 (有効回収率68.3%)、個人票21,173 (有効回収率80.6%)であった (国立社会保障・人口問題研究所2013)。

本稿で用いる調査項目は、A) 生活困難を把握するために用いる項目と、B) A) が真に生活困難を表しているかどうかを評価するために用いられ

表1 本稿で用いる変数の説明

	単位	項目 (設問の内容)
生活困難を表す変数	世帯	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかったことがあるか? (よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった)
	世帯	過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする衣料が買えなかったことがあるか? (よくあった, 時々あった, まれにあった, まったくなかった)
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で電気が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由でガス料金が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で電話代が未払いとなったことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で賃貸住宅費を滞納したことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由で住宅ローンを滞納したことがあるか?
	世帯	過去1年間に、経済的な理由でその他債務の返済ができなかったことがあるか?
生活困難指標の検定に用いる変数	個人	(主観的健康感) あなたの、現在の健康状態についておたずねします。(よい, まあよい, ふつう, あまりよくない, よくない)
	個人	(うつ度指標) 6項目からなるうつスケール
	個人	(主観的困窮度) 現在のあなたの暮らし向きについておたずねします。(大変ゆとりがある, ややゆとりがある, 普通, やや苦しい, 苦しい)
	世帯	(等価世帯収入) 20歳以上の世帯員の収入の合算値を等価スケール (世帯人数の平方根) で除したもの

表2 基本統計量

変数	平均	標準偏差	最小	最大
家族が必要とする食料が買えない	0.144	0.3509885	0	1
家族が必要とする衣料が買えない	0.203	0.402	0	1
電気料金が未払い	0.044	0.205	0	1
ガス料金が未払い	0.037	0.188	0	1
電話代が未払い	0.041	0.198	0	1
家賃の滞納	0.019	0.137	0	1
住宅ローンの滞納	0.016	0.124	0	1
その他債務の滞納	0.048	0.215	0	1
主観的健康感（よくない、あまりよくない）	0.181	0.385	0	1
主観的困窮度（やや苦しい、苦しい）	0.396	0.489	0	1
うつ指標（K6>=15）	0.033	0.179	0	1
低所得（等価世帯所得<中央値の50）	0.198	0.398	0	1

る変数に分けられる。表1にそれらのリストを提示する。生活困難を表す変数は、すべて世帯票の調査項目であるが、検定に用いる変数は個人票の調査項目である点は留意されたい。すなわち、本稿では世帯内のすべての世帯員は同じ生活困難度にあると仮定している²⁾。表2に基本統計量を示す。

Ⅲ 手法

剥奪指標は、基本的には、その社会における必要最低限の生活を満たす項目の欠如の度合いを表すものである。「必要最低限の生活を満たす」項目とは、1日3回の食事、雨風をしのげる住居、冷蔵庫、電話、最低2足の靴などの物品、月に1回の友人との食事、病気になった時の医療サービスなどのサービスや行動などである。最も基本的な剥奪指標においては、その算出方法は極めて単純である。すなわち、指標は、欠如している項目の総数となる³⁾。

$$d_i = \sum_t^X p_i^k$$

d_i = 個人*i*の剥奪指標

p_i^k = 個人*i*が項目*k*を所有している場合は0、

欠如している場合は1となる変数

k = 項目1・・・・・ X

このように剥奪指標の算出は直観的かつシンプルなのであるが、問題は算出のデータとなる項目のリストの選出である。どのような項目を選択するかによって、剥奪指標の値もまたその性格も大きく影響される。例えば、項目が「ダイヤモンド」や「高級外車」といったものであれば、剥奪指標は極めて高くなり、また、そこから得られる情報は社会の中の富裕層と彼らの好みがどのようなものかという情報のみとなる。一方で、項目が「1日1回の食事」や「靴1足」といったようなものであれば、社会の大部分の人の剥奪指標はゼロとなり、ここでもそこから得られる情報は限られたものとなる。また、一つの項目と他の項目が補完する関係にある可能性もある。例えば、ある社会においては、「りんご」を食べることができない人は、「みかん」を食べることができ、「みかん」を食べることができない人は「りんご」を食べることができるでしょう。もし、剥奪指標に「りんご」と「みかん」の両方が入っているのだとすれば、お互いの欠如が相殺されることとなり剥奪指標は意味を持たない。

そのため、選択される項目のリストが当該社会において貧困を表す指標として妥当であるかを判断するためには統計的な検討が必要である。Gordon (2013) は、剥奪指標の構築のために必要な検討として以下の5つのステップを提案している。

STEP 1 必要性の検討

剥奪指標に用いられる項目は、その必要性について国民的合意があると判断されなければならない。そのため項目の候補となる各項目についてそれが必要か否かの事前調査を行い、国民の過半数が「必要である」と考える項目のみを選出する⁴⁾。

STEP 2 選好的欠如の除外

STEP1で選択された各項目について、それらが欠如しているか否かの社会調査を行う。この時、その項目の欠如が本人の選好によるものか、金銭的理由などの強制的なものなのかを識別する必要がある。例えば、項目が「週に最低1回は肉を食べる」であった場合、肉食主義者であれば、その欠如は貧困を意味しないからである。そのため、社会調査においては単に物品やサービスの欠如を調査するのではなく、欠如している理由まで含めて調査しなければならない。

STEP 3 「貧困」との関連性の検討

選択される項目は、その強制された欠如が貧困を表す指標として妥当でなければならない。そこで、貧困と高い相関をもつことが知られている変数と各項目が関連していることを示す必要がある。用いられる変数は、主観的生活感や健康指標、低所得などである。これらの変数を被説明変数、デプリベーション指標に用いられる候補の変数を説明変数、年齢、性別をコントロール変数とするロジスティック分析を行い、説明変数が統計的に有意かどうかによって項目に含めるか否かを判断

する。

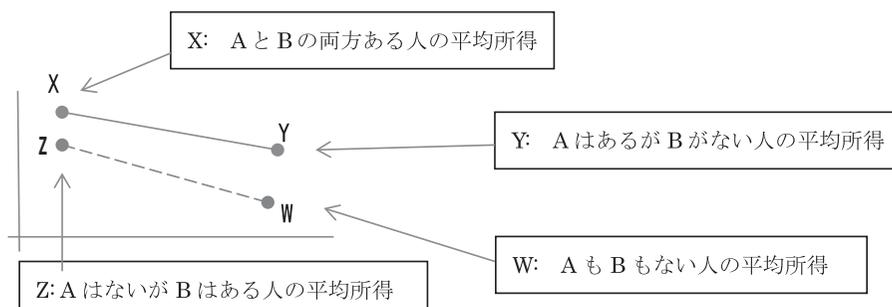
STEP 4 指標の信頼性の検討

このようにして選択された項目を一つの剥奪指標として作成するのであるが、次に、その信頼性を検討する必要がある。ここで用いられるのは、一般的な信頼性の検定として知られるクロンバックの α 信頼性係数である。項目リストの中で、その項目が削除された場合にクロンバックの α 係数の値が上昇する項目はリストから除外する。

STEP 5 Additive (和) の検討

最後に、Gordon (2013) が提案するのがAdditiveの検討である。すなわち、剥奪指標が3である人と2である人を比べると、前者の方が後者よりも貧困でなければならない。Gordon (2013) は、二つのチェック方法を提案している。まず、項目Aを持っている集団と、項目Aを持っていない集団を比べた場合、持っていない集団の方が持っている集団よりも貧困であるかどうかをチェックする。ここで「貧困」を表す変数は、貧困と密接な関係がある等価世帯所得を用いる。これを、すべての項目について行う。

次に、項目リストの中の二つの項目の組み合わせについて、矛盾がないかをチェックする。例えば、項目Aと項目Bの組み合わせの場合、図1に示す図を作成する。標本を項目Aと項目Bの所有状況別の4つのグループ(X, Y, Z, W)に分け、それぞれの平均等価世帯所得を求める。4つのグループのうち、AとBを両方を持つ集団Xが最も「裕福」であり、AとBを両方持たない集団Wが最も「貧困」



もし直線と点線がクロスしたらadditiveでない可能性

図1 二つの項目の矛盾性のチェック

でなければならない。図でそれを簡単にチェックする方法は、実線と点線が交わらないかどうかを見る方法である。実線と点線が交わっている場合、この仮定は成り立たない。

次節から、本稿において用いる8項目(表1上部)についての、これらのステップの検討を行う。

IV 必要性の検討 (STEP 1) および選好的欠如の除外 (STEP 2)

まず、STEP 1については、筆者が行った「2011年暮らしに関する社会生活調査⁵⁾」(以下、必需品調査)においてその検討の一部を行っている。本調査は、一般市民3000人に対して「現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。次の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきと思いますか」という設問で67項目の物品やサービスについてその必要性を聞いている。回答は、「(A) 必要であり、すべての人が(欲しければ)これを入手することができるべきである」「(B) あったほうがよいが、なんらかの理由(経済的など)で入手できなくても、いたしかたがない」「(C) 必要ではない」の3つ選択肢の中から最も回答者の考えに近いものを一つ選択してもらっている。表3は、その結果

の中から本稿で用いる8つの項目に関連する物品やサービスについての結果をまとめたものである。Gordon (2013) ほか、イギリスの剥奪研究の流れにおいては、このような調査にて一般市民の50%以上が (A) と回答する項目を「社会的に合意された必需品 (Socially perceived necessities)」と見なしている (Mack and Lansley 1985, Gordon and Pantazis 1997, Pantazis, Gordon, and Levitas 2006)。

表3を見ると、「家賃や公共料金(ガス・水道・電気など)の支払い」については、回答者の86%が「(A) 必要である」と答えており、家賃、ガス、水道、電気料金についてはそれらを支払えることが「必要である」との国民的合意があると言える。また、「自宅の電話(固定電話・携帯電話)」についても、66%が (A) と答えており、電話料金についてもそれを支払うことが必要であるとの合意があると考えられる。一方、食料、衣服については、「支え合い調査」が「家族が必要とする食料(衣料)」と言う設問であるのに対し、必需品調査では「野菜」「1日2回以上の食事」「新しい下着」など食料、衣料の具体的な内容を明記した設問となっているため、「支え合い調査」の2項目が一般市民の合意を得た必需品であるかの判断はここからは出来ない。当然のことながら、「家族が必要とする食料(衣料)」が本当に「必需品」である

表3 一般市民の必需品に関する意識

現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。次の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきと思いますか。

	A必要、入手することができるべき	Bあったほうがよい	C必要ではない
家賃や公共料金(ガス・水道・電気など)の支払い	86%	14%	0%
自宅の電話(固定電話・携帯電話)	66%	30%	3%
野菜(1日1回以上)	75%	25%	1%
果物(1日1回以上)	30%	64%	6%
1日2回以上の食事(大人の場合)	89%	11%	0%
肉・魚・豆腐などのたんぱく質(毎日)	75%	24%	1%
新しい下着(1年に1回以上)	60%	36%	3%
晴れ着・礼服	25%	65%	10%
冬用のコート	45%	48%	6%
就職・仕事用のスーツ	50%	43%	6%

出所：阿部(2012)「2011年必需品調査」

かどうかは、回答者が何を「家族が必要とする」モノと想定したかによって異なる。しかし、「1日2回以上の食事」(89%)、「肉・魚・豆腐などのタンパク質(毎日)」(75%)、「野菜(1日1回以上)」(75%)、「(1年に1回以上の)新しい下着」(60%)、「就職・仕事用のスーツ」(50%)は、50%以上の支持を得ているが、「果物」(30%)、「晴れ着・礼服」(25%)、「冬用のコート」(45%)は50%を下回っている。そのため、「家族が必要とする食料」と「家族が必要とする衣料」については、STEP 1の検討結果は不明瞭である。また、「住宅ローン」と「その他債務」については、必需品調査に類似する項目がないため、このステップの検討はできない。

STEP 2については、「支え合い調査」は意図的に選好と強制された欠如を識別する設問となっていないが、食料と衣料については「家族に必要な」というフレーズが設問に含まれており、公共料金(電気、ガス、電話)、家賃、住宅ローン、その他債務については「金銭的な理由で(滞納したか)」という設問となっているため、選好としてこれらの支払が滞っていることは「強制された欠如」の変数に含まれないはずである。

V 貧困との関連性の検討

次に、STEP 3の検討を行う。このステップにおいて、剥奪指標に用いられる8項目との関連が分析されるのは、①主観的健康感を表すダミー変数(「よい」「まあよい」「ふつう」「あまりよくない」「よくない」の5段階で「あまりよくない」「よくない」とした時に1、それ以外の3つの選択肢とした場合に0)、②主観的な暮らし向きを表すダミー変数(「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」「普通」「やや苦しい」「苦しい」の5段階において「やや苦しい」「大変苦しい」とした時に1、それ以外の3つの場合に0)、③うつ状況を表すダミー変数(K6スケール⁶⁾において点数が15点以上の場合に1、それ未満の場合に0)、および④低所得(等価世帯所得が社会全体の中央値の50%未満の場合に1、それ以上の場合に0)の4つである。

これらはどれも貧困と密接な関連があることが報告されている。結果を表4に示す。

表4を見ると、被説明変数を「低所得」、説明変数を「住宅ローンの滞納」とした場合にのみ、係数の推定値が統計的に有意でなくなっているが、

表4 貧困との関連性の検討

説明変数	被説明変数			
	主観的健康 = あま りよくな い、よ くない	暮らし向 き = やや 苦しい、 大変 苦しい	うつ (K6 >= 15)	低所得(等 価世帯所 得<中央値 の50%)
食料困窮				
係数推定値	0.7134	1.9727	1.1976	0.9854
オッズ比	2.041	7.19	3.312	2.679
標準誤差	0.0505	0.0486	0.0842	0.0458
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
衣料困窮				
係数推定値	0.6806	1.8658	1.2086	0.8965
オッズ比	1.975	6.461	3.349	2.451
標準誤差	0.0447	0.0403	0.0801	0.0412
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
電気料金未払い				
係数推定値	0.7045	2.1211	1.1243	0.9485
オッズ比	2.023	8.34	3.078	2.582
標準誤差	0.0857	0.0936	0.125	0.0758
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
ガス料金未払い				
係数推定値	0.7758	2.2728	1.1648	1.0688
オッズ比	2.172	9.706	3.205	2.912
標準誤差	0.0927	0.1077	0.1331	0.0817
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
電話料金未払い				
係数推定値	0.7612	2.0526	1.2145	1.077
オッズ比	2.141	7.788	3.369	2.936
標準誤差	0.0885	0.0947	0.1249	0.0771
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
家賃滞納				
係数推定値	1.0219	2.3724	1.4314	1.414
オッズ比	2.778	10.723	4.185	4.112
標準誤差	0.1258	0.159	0.1657	0.1115
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001
住宅ローン滞納				
係数推定値	0.4793	2.1368	0.9049	0.2328
オッズ比	1.615	8.472	2.472	1.262
標準誤差	0.1478	0.1617	0.2214	0.1446
p値	0.0012	<.0001	<.0001	0.1073
その他債務滞納				
係数推定値	0.8343	2.1632	1.1893	0.785
オッズ比	2.303	8.699	3.285	2.192
標準誤差	0.0819	0.0907	0.12	0.0749
p値	<.0001	<.0001	<.0001	<.0001

注：コントロール変数を性別、年齢とした時の説明変数の係数、オッズ比、標準誤差およびp値。

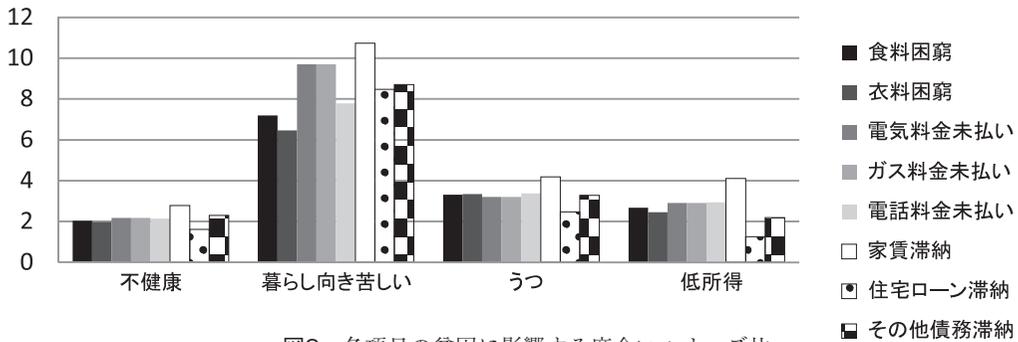


図2 各項目の貧困に影響する度合い：オッズ比

その他についてはすべて統計的に有意(1%基準)な関連性が認められる。すなわち、「住宅ローンの返済」以外の項目は、このステップの検討については剥奪指標として含めることに問題はないと言える。

図2は、表3のオッズ比をグラフにしたものである。8つの項目のオッズ比を比べると、4つの被説明変数のすべてにおいて「家賃」が最も高いオッズ比を示しており、家賃の滞納が貧困と最も密接な関係にあることがわかる。逆に、貧困との関係が比較的薄い項目は、不健康、うつ、低所得については「住宅ローン」、「暮らし向きが苦しい」については「衣料」となっている。しかし、被説明変数が「低所得」である場合の「住宅ローン」以外については、どのオッズ比も1よりも統計的に有意に大きくなっており、貧困との関連性が確

かめられる。

VI 信頼性の検討

次に、STEP 4 の信頼性の検討の結果を示す。表5は、8つの変数をすべて用いた時のクロンバックのアルファ係数と、変数を一つずつ除いた時のアルファ係数を示している。変数を削除した後のアルファ係数が元のアルファ係数よりも大きい場合は、その変数は指標に入れるべきではないと判断される。表5を見ると、住宅ローンの滞納の変数(太字)は、アルファ係数が元のアルファ係数よりも大きくなっており、この変数を指標に入れることによって信頼性が減少することがわかる。

表5 信頼性の検討 (Cronbachのアルファ係数)

Cronbachのアルファ係数		0.78685	0.82793	
変数を除いたときのアルファ係数				
削除した変数	生データ変数		標準化した変数	
	合計との相関係数	アルファ	合計との相関係数	アルファ
食料困窮	0.59902	0.74933	0.52342	0.81175
衣料困窮	0.52378	0.78178	0.45667	0.82055
電気料金未払い	0.65631	0.74222	0.73450	0.78251
ガス料金未払い	0.61759	0.75054	0.68803	0.78913
電話料金未払い	0.62363	0.74794	0.69197	0.78858
家賃滞納	0.41032	0.77945	0.45431	0.82086
住宅ローン滞納	0.31256	0.78834	0.34629	0.83465
その他債務滞納	0.49399	0.76397	0.53828	0.80976

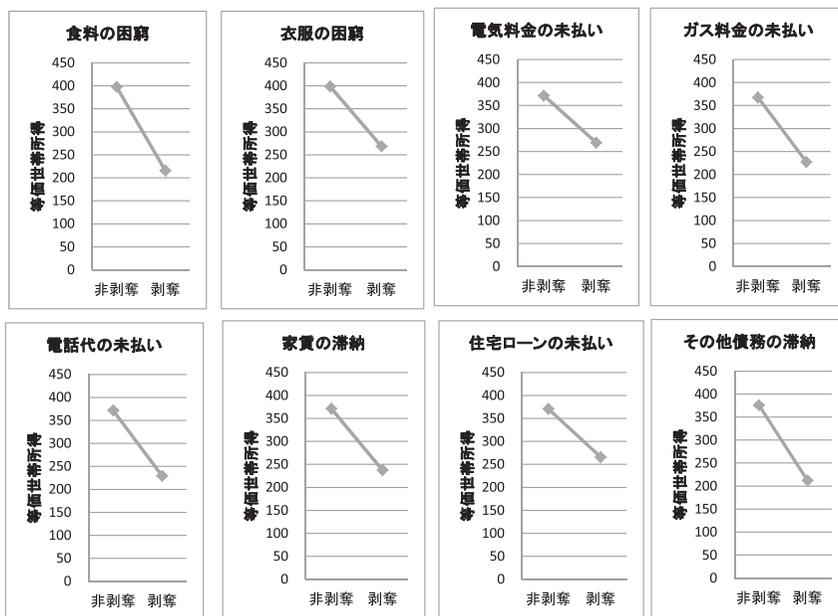


図3 Additiveの検討1：Main Effects Table

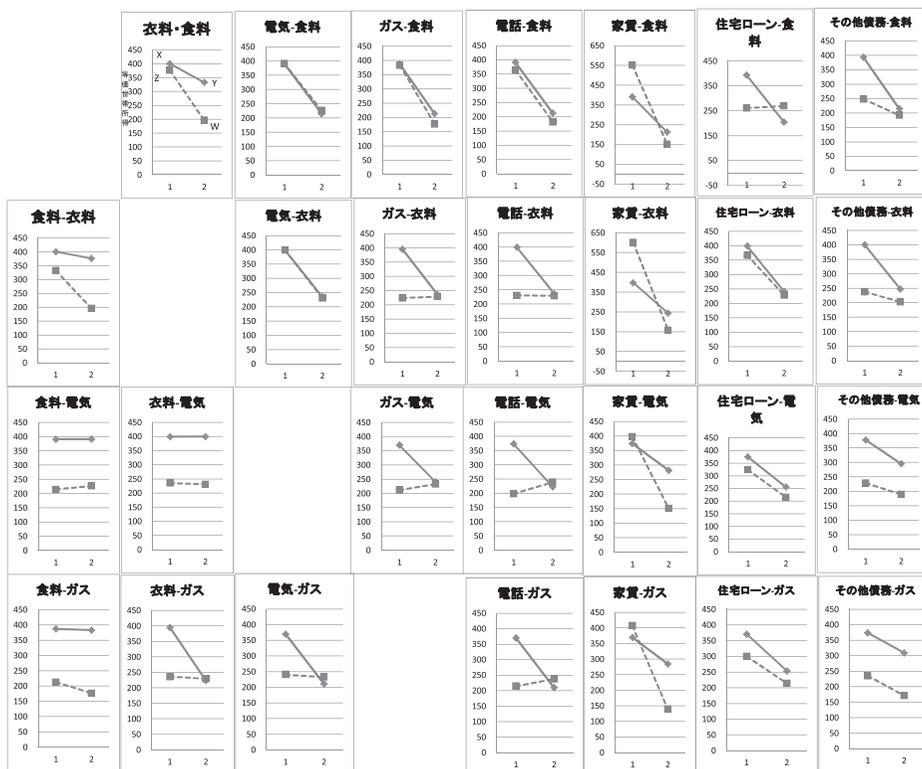


図4 Additiveの検討2：2つの項目間の矛盾性のチェック (1)

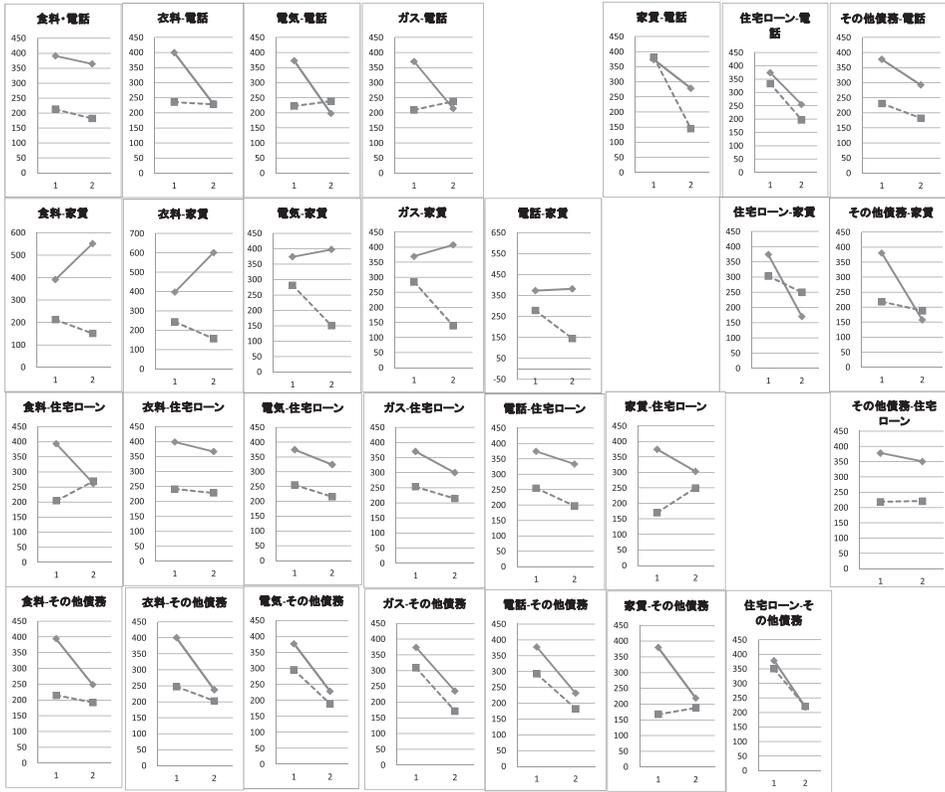


図4 Additiveの検討2：2つの項目間の矛盾性のチェック (2)

Ⅶ Additiveの検討

最後に、Additive (和) の検討の結果である。まず、図3は、8つの項目について、それが剥奪されている集団とそうでない集団の平均等価世帯所得の関係を示す図である。例えば、一つ目の「食料の困窮」については、食料の困窮経験がない集団 (非剥奪グループ) の平均等価世帯所得は398万円、食料の困窮経験がある集団 (剥奪グループ) の平均等価世帯所得は216万円であり、線グラフが右に傾いている。このように右に傾いているのであれば、一つ目のAdditiveの検討では妥当性が確認される。図3では、すべての項目がこの条件を満たしている。

次に、二つの項目の組み合わせの矛盾性のチェックを行う。図4は、8つの項目のそれぞれの

組み合わせについて、図1で示した例と同じように図を描いたものである (すべての組み合わせがあるので、図の数は $8 \times 7 = 56$ 個である)。Gordon (2013) では、複数の項目とのクロスにおいて点線と実線が交わっている場合 (グループWの平均等価世帯所得がグループYやグループZよりも高い場合など) に、その項目の妥当性は検討すべきであるとしている。図4を見てみよう。例えば、一つ目 (図4 (1) の左上) の図では、衣料と食料の組み合わせを示しており、X (食料の困窮も衣料の困窮もないグループ) の平均等価世帯所得がもっとも高く、W (食料の困窮経験があり、衣料の困窮経験もあるグループ) の平均等価世帯所得が最も低くなっており、Y (食料困窮の経験があるが、衣料の困窮の経験はないグループ)、Z (衣料困窮の経験があるが、食料の困窮の経験はないグループ) の平均等価世帯所得がその間となって

いる。点線と実線は、共に右下がりとなっていて交わることはない。このような状態であれば、この二つの項目の組み合わせにおいて問題はないと判断される。

図4 (1) と図4 (2) を通して見ると、交わっている項目があるのは、家賃（食料、衣料、ガス料金、住宅ローン、その他債務と交錯）、ガス料金（電気、電話、家賃）、住宅ローン（食料、家賃）、電話（電気、ガス）であった。このことから、少なくとも家賃については他の項目とのAdditiveとの関係性から妥当ではないと結論づけられよう。

Ⅷ 結論

これらの検討結果をまとめたものが表6である。STEP 1 からSTEP 5 を通して見ると、まず住宅ローンの滞納については、複数のステップで妥当性が低いため、剥奪指標の構築のための項目として用いることは困難であると判断される。食料の困窮と衣料の困窮については、STEP 1 で「△」となっているものの、これは必要性を確認する調査の項目とのマッチングができなかったためであり、もし、完璧なマッチングができたのであれば妥当性が確認されると考えられる。この二つについては、その他のステップでは妥当性がすべて確認されているため、剥奪指標に含めることは問題ないと判断される。電気料金の未払いについては、

すべてのステップで妥当性が確認されている。ガス料金、電話代の未払いについては、STEP 5 にて「△」であるが、その他のステップでは「○」であるので、この二つについても剥奪指標に含めてもよいであろう。その他の債務の滞納については、STEP 1 の検討ができていないものの、その他のステップではすべて「○」であるので、これについても妥当性はあると判断できる。最後に、家賃の滞納については、STEP 5 にて「×」となっており、判断に迷うところである。

本稿で行った検討から得られる示唆は何か。まず、一見、困窮を表すように見える項目であっても、必ずしも剥奪指標を構築する項目として適しているわけではないことである。今回、住宅ローンの滞納は、剥奪指標の項目として妥当性が低いと判断された。この理由は、住宅ローンの滞納は、それを経験している世帯にとっては大きな心理的負担と感じられるであろうが、そもそも住宅ローンを組める世帯は経済的にさほど困窮していない層であるということがあろう。また、家賃の滞納についても、STEP 5 の検討にて低い評価である。住宅費関連の2つの項目の両者において、妥当性の問題が指摘されたことは意義深い。日本の住宅事情においては、「持家」というオプションが大きい割合を占めており、特に困窮の度合いも高いと考えられる高齢者に持家がある人が多いことも忘れてはならない。住宅関連の剥奪指標の項目に

表6 妥当性の検討の結果（まとめ）

項目	STEP 1	STEP 2	STEP 3				STEP 4	STEP 5	
	必要性	選好的欠如の除外	主観的健康	暮らし向き	うつ指標	低所得	Cronbach's Alpha	Main Effects	Cross Effects
家族が必要とする食料が買えない	△	○	○	○	○	○	○	○	○
家族が必要とする衣料が買えない	△	○	○	○	○	○	○	○	○
電気料金が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガス料金が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	△
電話代が未払い	○	○	○	○	○	○	○	○	△
家賃の滞納	○	○	○	○	○	○	○	○	×
住宅ローンの滞納	-	○	○	○	○	×	×	○	△
その他債務の滞納	-	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 妥当性が認められる

× 妥当性が認められない

△ 妥当性が認められるとも認められないとも言えない

- 検討できず

は住宅費の問題ではなく、「専用のフロアがある」などといった住宅そのものの質を問う設問の方が望ましい可能性がある。

本稿では、「生活と支え合い調査」に含まれている8つの生活困窮の項目を用いた剥奪指標の妥当性を検討した。この8つの項目は、どれも金銭的な支払いに関するものである。これは調査に含まれる項目が限られているため致し方がないものの、今後は、検討する項目を増やし、より生活の全般をカバーする剥奪指標の開発が望まれる。そのためには、欧州連合で行っている欧州所得・生活状況調査 (EU-SILC) のように、多くの項目の欠如を調べる社会調査が不可欠であり、そのような調査が公的統計として整備されることが望まれる。

注

- 1) 剥奪指標の歴史および詳細については、阿部 (2002)、阿部彩他 (2013) 「先進諸国における貧困指標」厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成24年度総括報告書 (別冊)」 (研究代表者: 阿部彩) を参照のこと。
- 2) 世帯票は世帯主が回答しており、個人票は各世帯員が回答しているため、世帯票と個人票の回答者は必ずしも同一人物ではない。
- 3) より洗練された剥奪指標においては、項目の普及度などによってウェイトをつける場合もある。
- 4) 社会的に合意された必需品を選出する手法および日本への適用については、阿部 (2004) を参考のこと。
- 5) 本調査は、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」 (平成22～24年度、研究代表者 阿部彩) の一環として行ったものである。調査は、平成23年3月に、調査会社のモニター 3000人 (全国、20歳以上の男女) に対して郵送調査にて行われた。
- 6) K6スケールを作成するのに用いられた変数の設問は、古川ら (2003) に倣って以下のように設定されている:
「(個人票) 問2 次の(1)～(6)の質問について、過去1か月の間はどのようでしたか。あてはまるものに1つ○をつけてください。
(1) 神経過敏に感じましたか。
(2) 絶望的に感じましたか。
(3) そわそわ落ち着かなく感じましたか。

- (4) 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか。
 - (5) 何をやるにも骨折れだと感じましたか。
 - (6) 自分は価値のない人間だと感じましたか。
- 選択肢: 1.いつも, 2.たいてい, 3.ときどき, 4.少しだけ, 5.まったくくない
- K6スケールは、いつも (4点), たいてい (3点), ときどき (2点), 少しだけ (1点), まったくない (0点) として6つの質問の回答を合算した。

参考文献

- 阿部彩他 (2013) 「先進諸国における貧困指標の状況」厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成24年度総括報告書 (別冊)」 (研究代表者: 阿部彩)。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析: 日本のマイクロデータをを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労 (社会政策学会誌第16号)』法律文化社, pp.251-275。
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第39巻第4号, pp.403-414。
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ: 指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141, pp.67-80, 2002.12.25。
- 厚生労働省 (2009) 「相対的貧困率の公表について」公表資料2009.10.20。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>
- 厚生労働省 (2011) 「平成22年度国民生活基礎調査の概況」2011.7.12.公表。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『生活と支え合い調査 結果の概要』国立社会保障・人口問題研究所。
- 平岡公一編 (2001) 『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。
- 古川壽亮・大野裕・宇田英典・中根允文 (2003) 平成14年度厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別研究事業) 心の健康問題と対策基盤の実態に関する研究 研究協力報告書 「一般人口中の精神疾患の簡便なスクリーニングに関する研究」。
- Boarini, R. and M.Mira d'Ercole (2006) "Measures of Material Deprivation in OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.37, OECD : Paris.
- European Commission (2013) 'EUROPE 2020' http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm (last access 2014/1/17) .
- Gordon, D. and Pantazis, C. (1997) (Eds.) *Breadline*

- Britain in the 1990s*, Ashgate: Aldershot.
- Gordon, David (2013) 'Producing a reliable and valid deprivation index in five easy steps: Annotated Example for Adults in the PSE Survey,' mimeo.
- Mack, J. and Lansley, S. (1985) *Poor Britain.*, Allen and Unwin; London.
- Organization of Economic Cooperation and Development (2008) *Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD: Paris. (邦訳 小島克久・金子能宏訳『格差は拡大しているか: OECD加盟国における所得分布と貧困』明石書店, 2010年)。
- Organization of Economic Cooperation and Development (2009) *Doing Better for Children*, OECD: Paris.
- Pantazis, C., Gordon, D., and Levitas, R. (2006) *Poverty and Social Exclusion in Britain: the millennium survey*, Bristol: Policy Press
- Stiglitz, Joseph E. , Sen, Amartya, Fitoussi, Jean-Paul et al. (2009) Report by the Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress. <http://stiglitz-sen-fitoussi.fr> (邦訳 福島清彦訳(2012)『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案』金融財政事情研究会)。
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- UNICEF Office of Research (2013) *Child Well-being in Rich Countries: A comparative overview*, Innocenti Report Card 11, UNICEF Office of Research, Florence.
- (あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長)

勤労世代の暮らし向きへの苦しさ：所得・健康・ソーシャルサポートとの関連に関する分析

白 瀬 由美香

I はじめに

暮らし向きが「良い」や「悪い」、あるいは「ゆとりがある」や「ゆとりがない」という言い方がしばしばなされるが、これらは一般の人々が自らの生活をいかに評価しているかを表している。暮らしの質、すなわち生活の質（quality of life）を測る試みは、様々な研究者によって繰り返し論じられてきた（濱島, 1994; 三重野, 1990; Neugarten, 1961; Stiglitz et al., 2010など）。暮らし向きに対する意識とは、生活の質や豊かさ、満足度を構成する指標の1つとして知られている（佐野, 2008; 佐野, 2009; 三重野, 2012）。

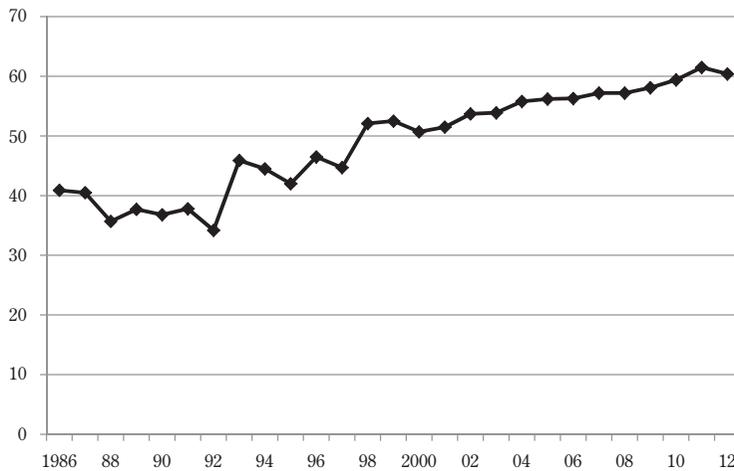
佐野（2008）は、「暮らし向き満足度」は経済力の格差を直接的に表すのではなく、過去や他人と比べて相対化された経済力の評価によって左右されることを指摘している。また、三重野（2012）は、生活をめぐる意識の連関について主成分分析を行い、「現在の暮らし向き」に関する意識が、「今後の暮らし向き」や「日本社会の将来へのポジティブな見通し」、「公平感」、「満足感」に関する指標と近い位置にあるものだとしていた。これらの知見から考えるに、研究者が測定しようとしてきた暮らし向きとは、少なくとも家計の経済状況や所得の金額をそのまま反映したものではないものとして捉えられてきたことが見て取れる。

厚生労働省が毎年実施している「国民生活基礎調査・所得票」には、「現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか」という設問がある。設問は、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」

「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の5つの選択肢から世帯主の意識を回答するようになっている。図1は、回答のうち「大変苦しい」または「やや苦しい」を合わせて「苦しい」とした者の比率がどのように変化してきたかを示している。データが入手可能な1986年から2012年までの推移を見ると、1980年代後半には「苦しい」という回答は30%台にすぎなかったが、1992年に期間中でもっとも低い34.2%を記録し、その後上昇をつづけている。2000年代以降も暮らし向きが「苦しい」人の比率は増え続け、2011年には61.5%に達した。この調査結果からは、国民の半数を超える人々が多かれ少なかれ生活に何らかの困難感を持っているのだと読み取れる。

国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した「生活と支え合いに関する調査」においても、現在の暮らし向きの意識に関して、対象となったすべての世帯員に調査を行っている。その集計結果によれば、回答者の約4割が現在の暮らし向きを「やや苦しい」または「大変苦しい」としており、特に30歳代から50歳代の無職男性は、「苦しい」という割合が高いことが示されている。

「生活と支え合いに関する調査」では、「現在の暮らし向き」とは「現在および今後しばらくの間続くとと思われる暮らしの経済状況、生活の様子」に関する意識を表すものと定義している（国立社会保障・人口問題研究所, 2013）。しかしながら、いくつかの研究が示すように、暮らし向きには多様な要素が影響を及ぼしている可能性があり、単純に経済状況を表す指標であると見なすことはできない。本論文では、「生活と支え合いに関する



出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(各年度)をもとに作成。

図1 暮らし向きが「苦しい」と回答した人の比率の推移

調査]のデータを用いて、現在の暮らし向きが「苦しい」という自己評価は、何と関連しているのかを検証していく。

II 暮らし向き意識の関連要因に関する先行研究

暮らし向きの「ゆとり」や「苦しさ」、生活の満足度などが言及された研究を整理すると、主に所得、健康、ソーシャルサポートとの関連が論じられてきた。はじめに暮らし向きとこれら3つの点に関連する先行研究を整理しておこう。

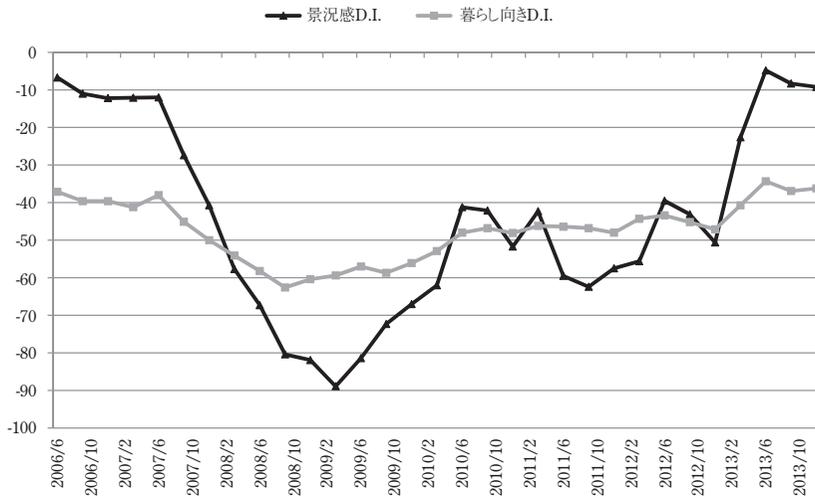
まず、暮らし向き意識と所得との関係である。暮らし向きには所得の多寡が反映されているのだろうか。白波瀬・竹内(2009)が国民生活基礎調査・所得票を用いて行った分析は、暮らし向き意識には、所得との明確な関係がみられる。それ以外にも、暮らし向きには世帯人数の多さ、離婚などが影響している。さらに賃金プロファイル上では最も恵まれた年齢層と思われる40歳代、50歳代において、暮らしが「苦しい」という意識が高くなることが指摘されている。暮らし向きには「自ら手にする所得の大きさもさることながらそれ以外の要素、たとえばマクロな経済状況や将来のみとおし」(白波瀬・竹内, 2009, p.274)なども反映

されている可能性があるという。

三重野(2012)も、現在の暮らし向きの説明要因について検討を行っている。具体的には、性別・年齢・職業その他・学歴・地域・世帯構成・住居・支持政党の8つの要素との関連を分析している¹⁾。その結果、現在の暮らし向きには、職業その他・学歴・世帯構成が大きく関与し、年齢・性別・住居がそれに続くことが示されていた。

このように暮らし向き意識には、所得の大きさだけでなく、人々が暮らしの中で感じる様々な要因が影響を及ぼしていることが推察される。ただし、日本銀行が四半期ごとに実施している「生活意識に関するアンケート調査」結果によれば、1年前と比べた暮らし向きの変化に関する意識は、景気変動に関する「景況感」の動きに対して、図2の通り経時的な変動幅が小さい²⁾。すなわち、白波瀬・竹内(2009)が指摘したように、暮らし向き意識はマクロ経済の状況を反映している可能性はあるものの、景況感よりは安定した意識であるということにも留意しておく必要があるだろう。

近年、社会経済状態と健康状態の関係について、国際的にも関心が高まっている(WHO, 2012; Marmot & Wilkinson, 2005)。日本においても、高齢者に関する研究を中心として、実証研究が蓄



注1) 景況感D.I.=「良くなった」-「悪くなった」。

2) 暮らし向きD.I.=「ゆとりが出てきた」-「ゆとりがなくなってきた」。

出所) 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」(第26～56回)をもとに作成。

図2 景況感D.I.と暮らし向きD.I.の推移

積されつつあり(近藤, 2007), 暮らし向きなどの社会経済状態と健康との関係についても検証が進められている。

藤原ら(2012)の研究は, 心理的な健康指標が所得と関連していることを指摘する。重要なポイントは, 藤原ら(2012)が, 所得との関係以上に暮らし向きを示す意識指標との関連のほうが強いことが示されていることにある。また坊迫と星(2010)が行った等価収入と幸福感・生活満足感・主観的健康観の構造分析によれば, 主観的健康観は生活満足度や幸福感を介して間接的に等価収入と関連しているという。一般的な暮らし向きの分析に加えて, 家族介護者のストレスに関する男女差を検証した研究では, 女性介護者の暮らし向きが身体的・社会的なストレスと有意な関係にあるとの結果が出ている(山田他, 2006)。2007年「社会保障実態調査」を用いて暮石(2011)が退職者に関して行った分析では, 10年前と比べて健康状態が良くなっている場合には暮らし向きは高くなり, 反対に悪くなっている場合には暮らし向きも低くなることが示されていた。

さらに, 暮らし向きはソーシャルサポートの入手可能性とも関連しているという(和気, 2007)。

ソーシャルサポートとは, 有害なライフイベントの影響を緩和し, 良好なメンタルヘルスの維持を可能にするものとして1970年代にCasselによって提唱され, 人々に有益な効果を有する対人的要因として, 心理学をはじめ多様な研究分野で検証が行われてきた(稲葉, 2007)。ソーシャルサポートは, 個人の健康や心理状態に影響をもたらすことから, その作用の仕方によっては, 将来への不安を軽減することもあれば, 高めることもある。実際, 高齢者を対象に行われた研究によれば, ソーシャルサポートが多い者ほど主観的な幸福感や生活満足度が高いという結果が出ている(杉澤, 1993; 金, 2000; 岩佐, 2011)。ソーシャルサポートを通じて形成される人々の安心感や不安感, 生活の「ゆとり」や「苦しさ」という意識にも影響しうる要因の1つと考えられる。

このように先行研究では, 暮らし向きが単純に所得との関係が強だけでなく, 健康やソーシャルサポートという変数とも関係があることが示されてきた。本分析は, 「生活と支えあいに関する調査」の調査データを使用して, これまで指摘された変数との関係を改めて確認することにした。さらに一般的な暮らし向きの分析に加えて,

就業者および雇用者に分析対象を限定した分析を行う。一般的な暮らし向きに比べて、就業者および雇用者は、暮らし向きが比較的安定していると思われ、所得あるいは健康変数との関係はより密接になると考えられる。先行研究との関係から、これらの事実確認は重要な要件であると考えられる。

Ⅲ データの特性と分析の手続き

1 データ

国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した「生活と支え合いに関する調査」を用いる。この調査は、厚生労働省が2012年に実施した「国民生活基礎調査」で設定された調査地区（1102地区）より無作為に抽出した300地区内のすべての世帯主および20歳以上の世帯員を対象としている。調査票は、世帯票（有効票数11,000票、有効回収率68.3%）と個人票（有効票数21,173票、有効回収率80.6%）からなり、「生活と支え合いに関する調査」の情報は、「国民生活基礎調査」から得られた世帯員情報との突合が可能である³⁾。本論文では、統計法第32条に基づく調査票情報の目的外使用申請によって得られた「国民生活基礎調査」の個票データから、婚姻状況、学歴、現在の職業などの情報を「生活と支え合いに関する調査」結果に追加して分析を行う。分析対象とするのは、20歳以上59歳未満の勤労世代の者のうち教育機関に在学中でない者（11,391人）である⁴⁾。

2 変数

本論文が明らかにするのは「現在の暮らし向き」とⅡ節で指摘した変数との関係である。「生活と支え合いに関する調査」では「現在の暮らし向き」を「現在のあなたの暮らし向きについておたずねします。もっともあてはまるものに1つ○をつけてください。」という設問で確認している。回答は「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」「普通」「やや苦しい」「大変苦しい」の5つの選択肢から1つを選ぶ形式である。サンプル全体の構成比を見ると、「大変ゆとりがある」と回答した者は1.0%に過ぎず、「ややゆとりがある」は9.6%、

「普通」が46.2%、「やや苦しい」が28.8%、「大変苦しい」が12.2%、無回答が2.1%であった。本論文では、暮らし向きが「やや苦しい」および「大変苦しい」をまとめた「苦しい」者を1、「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」「普通」を0とする2値の変数として、その分布の分析と、変数間の関係をモデル化した二項ロジスティック回帰分析を行う。

用いる変数は、Ⅱ節で示したように、1)所得、2)主観的健康観、3)ソーシャルサポートの有無の3つである。以下ではそれぞれの取り扱いについて説明する。

所得は等価世帯所得階級を用いる。等価世帯所得階級は、各世帯の20歳以上の世帯員の年間所得（税込み）の合計値を世帯所得として、それを世帯人員数で除した値をほぼ均等に10階級に区分した。その区分をもとに、もっとも所得の小さい第1所得階級を基準変数としてダミー変数を作成した。所得階級を区分する際には、「生活と支え合いに関する調査」のすべてのサンプルをもとに10階級を作成した。そのため本論文の分析に用いる等価世帯所得階級は、勤労世代の中での相対的な位置ではなく、すべての調査回答者の所得分布全体における位置を示すものとして捉えられる。

主観的健康観は、「良い」「まあ良い」「普通」「あまり良くない」「良くない」の5つの選択肢から1つを選ぶ設問から得られた回答を用いる。回答の構成比をみると、「良い」25.7%、「まあ良い」22.1%、「普通」38.8%、「あまり良くない」9.6%、「良くない」1.5%となっている。本論文では、各選択肢を選んだ者を1、選ばなかった者を0とするダミー変数を作成し、健康状態が「普通」である者と比較した場合の暮らし向きとの関連を分析するのに用いる。

ソーシャルサポートの種類には多様な分類がある。中でも、ケアや金銭などの実体的な援助を指す「手段的サポート」と、情緒や感情に働きかける援助を指す「情緒的サポート」がよく知られている（野口, 1991; 岩佐, 2011）。本論文ではソーシャルサポートを表す変数として、手段的サポートである「看病や介護、子どもの世話」、い

どという時の高額のお金の援助」, 情緒的サポートである「愚痴を聞いてくれること」を用いて変数を作成した。これらの設問に対して, 「頼れる人はいない」と回答した人を1とするダミー変数を作成し, ソーシャルサポートの欠如が暮らし向きの「苦しさ」をどの程度高めるのかを検証する。

統制変数は, 個人の属性を示す変数を用いた。「生活と支え合いに関する調査」から「性別」, 「年齢 (10歳階級)」, 「世帯内の子どもの有無」の3つを, 「国民生活基礎調査」から「婚姻状態」, 「学歴」, 「仕事の有無」, 「就業状態」, 「勤め先での呼称」の5つを用いる。いずれもダミー変数として投入する。白波瀬・竹内 (2009) や三重野 (2012) の分析によると, 夫婦のみの世帯は生活が安定的であり, 世帯人員数の多さが生活の不安定化要素となり得ると示唆されていたことから, 本研究では世帯の特徴を表す変数として, 世帯内の20歳未満の子どもの有無に関するダミー変数を投入した。「婚姻状況」は, 「配偶者あり」, 「未婚」, 「死別」, 「離別」の4区分, 「学歴」は, 「小中学校卒」, 「高校卒」, 「専門学校卒」, 「短大高専卒」, 「大学卒」, 「大学院卒」の6区分からなる。

「仕事の有無」では「仕事あり」とした者には, 主に仕事をしている者だけでなく, 家事や通学のかたわら収入を伴う仕事を少しでもした者がすべて含まれる。学生を除く勤労世代を分析対象とするため, 「仕事なし」のうち「通学のみ」の者は除外している。さらに仕事のある者については, 「自営業」, 「雇用者」, 「会社・団体等の役員」, 「その他」の分類に基づいて「就業状態」を統制する。また, 「雇用者」については, その内訳を「正規職員」, 「パート」, 「アルバイト」, 「派遣社員」, 「契約社員・嘱託」, 「その他」に分類し, それぞれダミー変数を作成して分析を行う。

3 分析方法

はじめに, 所得, 主観的健康観およびソーシャルサポートに関する変数と, 暮らし向きとの2変数間の関連についてクロス集計表で確認をする。

次に, 個人属性を統制した上で, 勤労世代の生活困難感に所得, 主観的健康観, ソーシャルサポー

トが及ぼす独立した関連を明らかにするため, 暮らし向きを被説明変数とするロジスティック回帰分析を行う。まず, 性別, 年齢, 婚姻状態, 世帯内の子どもの有無, 学歴, 仕事の有無や働き方などを統制して, 所得のみ (モデル1), 主観的健康観のみ (モデル2), ソーシャルサポートのみ (モデル3) をそれぞれ投入する。そして, これら3つの説明変数を同時に投入して, 関連の大きさを検証する (モデル4)。さらに, 就業状態や正規雇用・非正規雇用の違いを統制した場合に, 所得・主観的健康観・ソーシャルサポートが暮らし向きにどのくらい影響を及ぼすのかについて, 就業者 (モデル5) および雇用者 (モデル6) にそれぞれサンプルを限定した分析を行う。

IV 分析結果

1 暮らし向きと所得・健康・ソーシャルサポートの関係

図3～5は, 暮らし向きと所得, 健康, ソーシャルサポートとの関係を示したものである。Ⅲ-2で確認したように, 暮らし向きに「大変ゆとりがある」と回答した者が極めて少ないことを踏まえ, ここでは「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」をまとめて「ゆとりがある」とし, 「やや苦しい」と「大変苦しい」を「苦しい」として示している。

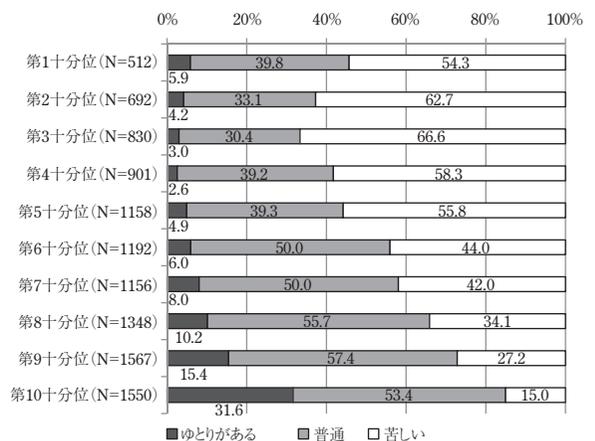


図3 暮らし向きと等価世帯所得

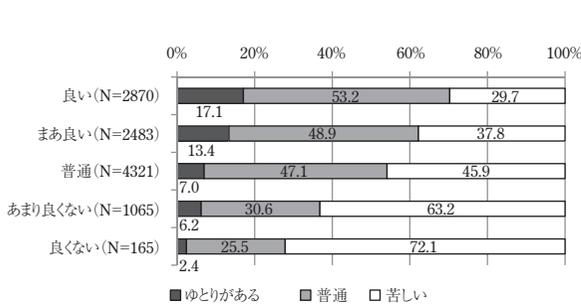


図4 暮らし向きと主観的健康観

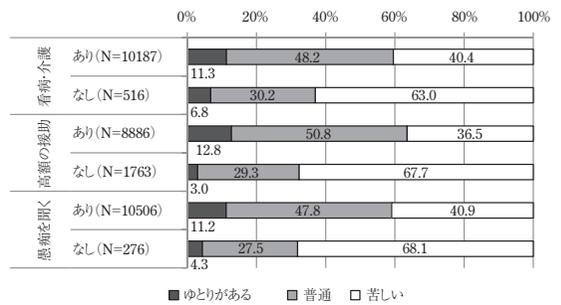


図5 暮らし向きとソーシャルサポート

表1 個人属性別に見た暮らし向きが「苦しい」の度数と割合

	総数	暮らし向きが「苦しい」	%
総数	11155	4675	41.9
性別			
男性	5459	2374	43.5
女性	5696	2301	40.4
年齢			
20歳代	1664	536	32.2
30歳代	3018	1242	41.2
40歳代	3325	1505	45.3
50歳代	3148	1392	44.2
配偶状況			
有配偶	7453	3173	42.6
未婚	3037	1107	36.5
死別	116	58	50.0
離別	549	337	61.4
世帯内の子ども			
あり	6246	2419	38.7
なし	4909	2256	46.0
学歴			
小中学校卒	632	406	64.2
高校卒	4552	2208	48.5
専門学校卒	1522	629	41.3
短大高専卒	1392	500	35.9
大学卒	2720	848	31.2
大学院卒	250	47	18.8
仕事			
あり	9086	3702	40.7
なし	2069	973	47.0
就業状態			
自営業	1001	498	49.8
雇用者	7109	2831	39.8
会社・団体役員	742	257	34.6
その他	215	106	49.3
雇用形態			
正規職員	4914	1686	34.3
アルバイト	1298	691	53.2
パート	319	176	55.2
派遣社員	154	80	51.9
契約社員	371	174	46.9
その他	52	23	44.2

等価世帯所得階級別に暮らし向きを見ると、「苦しい」と回答した人の比率が最も高いのは第3十分位で66.6%あり、第2十分位が62.7%でそれに続く。第1分位から第3分位までは生活困難感をもつ割合がとくに高い。第4十分位以上では、所得が高くなるほど暮らし向きが「苦しい」人の割合が低くなり、生活にゆとりのある人の割合が高くなる。第10十分位では「苦しい」とした人は15%に

すぎず、もっとも所得階級が高いことを反映して、「ゆとりがある」とした人は31.6%にのぼった。

主観的健康観別では、健康状態が「良い」から「良くない」に移るにつれて、「ゆとりがある」や「普通」という人の割合が少なくなり、「苦しい」とする人の割合が高くなる。健康状態が「良い」では、生活困難感のある人が29.7%しかいないのに対して、「あまり良くない」では63.2%、「良く

ない」では72.1%になる。

ソーシャルサポートについても、「頼れる人がいない」という人は、誰かしら頼れる人がいる場合よりも、暮らし向きの苦しい人の割合が大幅に高くなる。いずれのサポートについても頼れる人がいる場合は、「苦しい」と感じているのは4割前後にとどまる。それに対して、「看病や看護、子どもの世話」で頼れる人がいないと、63.0%が「苦しい」と回答している。「高額のお金の援助」で頼れる人がいない場合は、「ゆとりがある」のはわずか3%に過ぎず、「苦しい」が67.7%である。同様に「愚痴を聞いてくれる」人がいない場合には、それぞれ4.3%、68.1%である。3つの変数の各分布状況はどれも暮らし向きと正の関係があることを示唆している。

表1は、個人属性別に暮らし向きが「苦しい」とした人の割合を示している。性別を見ると、男性43.5%、女性40.4%であり、男性のほうがやや高い傾向がある。20歳代に比べると30歳代以上で生活困難感が高まっていき、学歴は高いほど生活困難感の割合は低くなる。婚姻関係をみると、「苦しい」とした人が過半数を超えているのは、「死別」50.0%、「離別」61.4%であり、学歴では「小中学校卒」64.2%、就業形態では「アルバイト」53.2%、「パート」55.2%、「派遣社員」51.9%であった。

2 勤労世代の暮らし向きの苦しさに関連する要因

表2は、勤労世代の暮らし向きの苦しさに関して、ロジスティック回帰分析によって推定された係数と標準誤差、オッズ比を示している。まず、個人属性を統制した上で、等価世帯所得が暮らし向きの苦しさにも及ぼす効果を見たのがモデル1である。もっとも所得の低い階級である第1十分位を基準とすると、第2十分位から第4十分位までの低所得層では「苦しい」と感じる傾向が有意に大きく、そのリスクは第3十分位で最大の1.67倍となる。第5十分位でも有意ではないとはいえ、「苦しい」と感じる傾向は大きい。第6十分位になると、生活困難感のリスクは0.69倍になり、所得階級が

高いほど小さくなっていく。第10十分位は第1十分位と比べて0.16倍も暮らし向きが苦しくなるリスクが小さい。

モデル2では、主観的健康観が暮らし向きの苦しさに及ぼす効果を検証した。主観的健康観が「普通」である状態を基準とすると、「良い」では0.51倍、「まあ良い」では0.74倍有意にリスクが小さい。それに対して、「あまり良くない」では1.96倍、「良くない」では2.62倍有意に大きくなる。このモデルにおいて婚姻状態を見ると、「離別」の場合は配偶者がいる場合と比べて、暮らし向きを苦しく感じるリスクが1.98倍になることがわかる。

モデル3では、ソーシャルサポートに関する3つの変数を投入した。手段的「看病や介護、子どもの世話」で頼れる人がいないと1.50倍、「高額のお金の援助」では3.09倍も生活困難感が高まる。「愚痴を聞いてくれる」人がいない場合は、有意ではないが、リスクは1.23倍となる。個人属性に関してはモデル2と同様に、ここでも「離別」は生活が苦しくなるリスクを高めているが、「未婚」、「死別」は有意ではなかった。

以上のすべての説明変数を同時に分析したのがモデル4である。所得階級の違い以上に暮らし向きの苦しさに大きな影響を与えているのは、不健康や手段的サポートの欠如である。主観的健康観が「あまり良くない」と1.92倍、「良くない」と2.30倍、「高額のお金の援助」で頼れる人がいないと2.58倍リスクが高い。所得については第5十分位を除いていずれも有意であるが、第1十分位と比較して最も高いのが第3十分位であり、1.75倍生活困難感を持つ傾向がある。なお、第5十分位までは係数の符号が正であり、第6十分位以上は負となって、所得が高くなるとリスクは低くなっている。

モデル1からモデル4まですべてに共通して、男性は女性に比べて1.3倍程度暮らし向きが苦しいと感じる傾向がある。また、モデル2、モデル3では、世帯内に20歳未満の子どもがいることは、生活困難感のリスクを有意に高くしていた。とりわけソーシャルサポートとの関連を見たモデル3において、世帯内に子どもがいる場合にそのリスク

表2 勤労世代の暮らし向きに関するロジスティック回帰分析の結果

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4		
	B	標準誤差	Exp (B)									
等価世帯所得 (基準：第1十分位)	0.327	0.123 **	1.386							0.353	0.138 *	1.423
第3十分位	0.514	0.119 ***	1.672							0.556	0.134 ***	1.745
第4十分位	0.193	0.116	1.213							0.275	0.130 *	1.316
第5十分位	0.102	0.111	1.107							0.217	0.125	1.242
第6十分位	-0.374	0.111 ***	0.688							-0.245	0.124 *	0.783
第7十分位	-0.459	0.112 ***	0.632							-0.372	0.125 **	0.690
第8十分位	-0.764	0.111 ***	0.466							-0.610	0.124 ***	0.544
第9十分位	-1.070	0.110 ***	0.343							-0.928	0.123 ***	0.395
第10十分位	-1.808	0.120 ***	0.164							-1.636	0.133 ***	0.195
主観的健康観 (基準：普通)				-0.669	0.054 **	0.512				-0.565	0.059 ***	0.568
まあ良い				-0.298	0.053 ***	0.742				-0.217	0.059 ***	0.805
あまり良くない				0.672	0.073 ***	1.958				0.651	0.081 ***	1.917
良くない				0.963	0.181 ***	2.619				0.834	0.206 ***	2.302
サポートなし (基準：サポートあり)							0.408	0.112 ***	1.504	0.390	0.122 **	1.477
看病・介護 高額の援助							1.127	0.061 ***	3.087	0.947	0.065 ***	2.578
慰撫を聞く							0.208	0.155	1.231	0.036	0.166	1.036
性別 (基準：女性)	0.293	0.047 ***	1.340	0.000	0.512 ***	1.306	0.265	0.047 ***	1.304	0.282	0.051 ***	1.325
年齢	0.214	0.073 **	1.239	0.000	0.742 **	1.262	0.178	0.074 *	1.195	0.097	0.078	1.102
30歳代	0.458	0.074 ***	1.580	0.000	1.958 ***	1.309	0.238	0.075 **	1.269	0.213	0.080 **	1.238
40歳代	0.476	0.081 ***	1.610	0.000	2.619 **	1.286	0.252	0.082 **	1.286	0.167	0.089	1.181
50歳代	-0.225	0.066 ***	0.799	-0.018	0.063	0.982	-0.056	0.066	0.945	-0.379	0.072 ***	0.685
婚姻状態 (基準：有配偶)	-0.241	0.208	0.786	0.200	0.201	1.222	0.140	0.211	1.150	-0.344	0.229	0.709
死別	0.384	0.101 ***	1.468	0.682	0.098 **	1.978	0.631	0.102 ***	1.880	0.252	0.111 *	1.286
離別	0.013	0.055	1.014	0.419	0.052 ***	1.520	0.382	0.054 ***	1.465	0.099	0.059	1.104
子どもがいる世帯	-0.370	0.095 ***	0.691	-0.521	0.092 ***	0.594	-0.546	0.098 ***	0.579	-0.282	0.105 **	0.754
学歴 (基準：小中卒)	-0.531	0.106 ***	0.588	-0.736	0.103 ***	0.479	-0.709	0.109 ***	0.492	-0.372	0.116 **	0.689
高校卒	-0.693	0.109 ***	0.500	-0.934	0.106 ***	0.393	-0.910	0.112 ***	0.403	-0.469	0.119 ***	0.607
専門学校卒	-0.833	0.100 ***	0.435	-1.201	0.097 ***	0.301	-1.199	0.103 ***	0.301	-0.672	0.110 ***	0.511
短大高専卒	-1.418	0.192 ***	0.242	-1.860	0.188 ***	0.156	-2.000	0.195 ***	0.135	-1.305	0.205 ***	0.271
大学院卒	-0.136	0.058 *	0.873	-0.190	0.056 ***	0.827	-0.242	0.057 ***	0.785	-0.026	0.063	0.974
仕事の有無 定数	0.341	0.150 *	1.406	0.172	0.125	1.188	-0.101	0.128	0.904	0.161	0.170	1.174
N	10821			10819			10414			10050		
カイ 2 乗	1593.132			1028.073			1062.620			2048.722		
-2 対数尤度	13120.097			13682.986			13039.886			11584.942		
Cox-Snell R2 乗	0.137			0.091			0.100			0.184		
Nagelkerke R2 乗	0.184			0.122			0.134			0.248		

注) * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

は1.47倍になる。しかし、所得を投入した場合は、子どもがいることの影響はなくなっている。他方、モデル1からモデル3では仕事をするのが、暮らし向きが苦しくなることを有意に小さくするが、所得、健康、サポートを同時に投入したモデル4では、その効果は有意ではない。

そこでIV-3では、就業者および雇用の働き方を統制した場合に、所得、健康、ソーシャルサポートが暮らし向きに及ぼす効果がどのようになるのかを検証する。

3 就業者における暮らし向きの苦しさに関連する要因

表3は就業者および雇用のサンプルに限定し、暮らし向きの苦しさとの関係について、それぞれロジスティック回帰分析を行った結果である。個人属性に関して、就業者については自営か勤めかの違い、雇用の場合は正規・非正規の雇用形態の違いも統制して分析を行った。

就業者における暮らし向きを分析したモデル5

表3 就業者、雇用の暮らし向きに関するロジスティック回帰分析の結果

		就業者 モデル5			雇用の モデル6			
		B	標準誤差	Exp (B)	B	標準誤差	Exp (B)	
等価世帯所得 (基準：第1十分位)	第2十分位	0.244	0.181	1.277	0.092	0.219	1.096	
	第3十分位	0.446	0.177 *	1.562	0.410	0.211	1.507	
	第4十分位	0.299	0.173	1.348	0.389	0.206	1.475	
	第5十分位	0.163	0.167	1.177	0.263	0.199	1.301	
	第6十分位	-0.363	0.166 *	0.695	-0.153	0.197	0.858	
	第7十分位	-0.418	0.167 *	0.658	-0.359	0.197	0.698	
	第8十分位	-0.677	0.165 ***	0.508	-0.547	0.195 **	0.579	
	第9十分位	-0.949	0.165 ***	0.387	-0.895	0.196 ***	0.409	
	第10十分位	-1.688	0.173 ***	0.185	-1.523	0.205 ***	0.218	
	主観的健康観 (基準：普通)	良い	-0.547	0.064 ***	0.579	-0.633	0.073 ***	0.531
まあ良い		-0.234	0.065 ***	0.791	-0.295	0.074 ***	0.745	
あまり良くない		0.661	0.094 ***	1.936	0.754	0.109 ***	2.125	
サポートなし (基準：サポートあり)	良くない	0.717	0.273 **	2.048	0.624	0.330	1.867	
	看病・介護	0.310	0.134 *	1.363	0.344	0.150 *	1.411	
	高額な援助	0.906	0.073 ***	2.474	0.831	0.082 ***	2.295	
	愚痴を聞く	0.049	0.187	1.050	0.103	0.210	1.109	
性別 (基準：女性)	男性	0.258	0.055 ***	1.294	0.529	0.074 ***	1.697	
	年齢 (基準：20歳代)	30歳代	0.061	0.088	1.063	0.065	0.097	1.067
		40歳代	0.218	0.090 *	1.243	0.224	0.101 *	1.251
		50歳代	0.219	0.100 *	1.245	0.198	0.113	1.219
婚姻状態 (基準：有配偶)	未婚	-0.494	0.080 ***	0.610	-0.531	0.091 ***	0.588	
	死別	-0.314	0.273	0.730	-0.454	0.345	0.635	
	離別	0.276	0.119 *	1.318	0.354	0.137 **	1.424	
子どものいる世帯 学歴 (基準：小中卒)	子どもあり	0.083	0.065	1.086	0.096	0.075	1.101	
	高校卒	-0.322	0.121 **	0.725	-0.295	0.156	0.745	
	専門学校卒	-0.379	0.133 **	0.685	-0.362	0.169 *	0.697	
	短大高専卒	-0.466	0.140 ***	0.627	-0.449	0.175 *	0.638	
	大学卒	-0.701	0.126 ***	0.496	-0.667	0.161 ***	0.513	
大学院卒	大学院卒	-1.380	0.221 ***	0.251	-1.382	0.261 ***	0.251	
	就業状態 (基準：雇用の)	自営業	-0.005	0.083	0.995			
		会社団体役員	-0.214	0.095 *	0.808			
その他		-0.021	0.165	0.979				
雇用形態 (基準：正規職員)	パート				0.594	0.091 ***	1.810	
	アルバイト				0.627	0.143 ***	1.873	
	派遣社員				0.592	0.198 **	1.808	
	契約社員				0.421	0.131 **	1.524	
	その他				0.023	0.329	1.023	
定数		0.285	0.215	1.330	-0.118	0.266	0.889	
N			8166		6446			
カイ2乗			1633.104		1405.643			
-2 対数尤度			9371.049		7240.448			
Cox-Snell R2 乗			0.181		0.196			
Nagelkerke R2 乗			0.245		0.265			

注) * p<0.05, ** p<0.01, *** p<0.001

では、不健康な者（主観的健康観が「あまり良くない」と「良くない」）は、「普通」である者と比べて、暮らし向きへの苦しさを感じるリスクがおおよそ2倍高い。手段的サポートの欠如も生活困難感を高める効果があり、「看病や介護、子どもの世話」で頼れる人がいないと1.36倍、「高額のお金の援助」が期待できないと2.47倍になる。ただし情緒的サポートについては有意ではなく、係数も0に近い値であった。所得については、第5十分位まではオッズ比が1を超えているが、中・低所得層で有意なのは第3十分位の1.56倍のみである。第6十分位以上は、先の推定結果と同様に所得が高くなるほど有意にリスクは低くなる。雇用者を基準とすると、自営業やその他の就業状態にある者は、若干ではあるが生活困難感を持つ可能性が低い傾向がある。会社・団体役員の場合は、0.81倍有意にリスクが小さい。

モデル6では、等価世帯所得階級第8十分位以上の高所得層では、暮らし向きを苦しく感じるリスクが有意に低かった。しかし、中・低所得層では有意な違いが見られなかった。それに対して、主観的健康観が「あまり良くない」場合は2.13倍有意に暮らし向きが苦しくなる。ただし、「良くない」場合はオッズ比が1.87倍であるが、有意ではない。このモデルでもまた情緒的サポートは有意ではなく、対して手段的サポートの欠如による暮らし向きへの苦しさは「看病や介護、子どもの世話」で1.41倍、「高額のお金の援助」で2.30倍となった。雇用形態の違いについては、正規職員を基準とすると、暮らし向きが苦しいと感じるリスクは、「パート」で1.81倍、「アルバイト」で1.87倍、「派遣社員」では1.80倍、契約社員では1.52倍となっている。

なお、モデル5、モデル6の双方において、世帯内の20歳未満の子どもの有無は、オッズ比も1に近く、有意ではなくなっている。

V 考察とまとめ

分析の結果から、暮らし向きへの苦しさには低所得、不健康、手段的なソーシャルサポートの欠如のいずれもが有意に関連していた。だが、これら

3つの変数を同時に分析したところ、とりわけ就業者や雇用者に限定したサンプルでは、中・低所得の効果は消え、健康が「あまり良くない」と手段的ソーシャルサポートの欠如が生活困難感のリスクを高めていることが示された。

通常の賃金プロファイルに基づけば年齢が上がると所得も多くなると推察されるが、白波瀬・竹内（2009）の指摘と同じく、本論文の分析結果でも20歳代に比べて所得が多いと思われる30歳代以上の世代のほうが、暮らし向きが苦しい。また、同じく離婚の効果も大きい。つまり、暮らし向きへの意識は、所得の大きさ以外の要素が大きく影響していることが改めて確認された。

所得以外の要素として、本論文は主観的健康観とソーシャルサポートに注目したが、不健康や「看病や看護、子どもの世話」および「高額のお金の援助」で頼れる人がいないという手段的サポートの欠如は、暮らし向きを不安定化するリスクを高める傾向がある。

稲葉（2007）によれば、ソーシャルサポートの理論上重要なのは、「サポートが実際に提供されること」よりも「サポートがいつでも利用可能であること」だとされている。「自分にはサポートがある」という認識ないし信頼感が、ストレスの影響力を弱めるのである。したがって、「頼れる人がいる」と感じられることによって、暮らし向きが「苦しい」という意識は緩和される可能性があることが、本論文の分析から示唆された。

将来への展望や現在の生活に関する不安が、健康に対する不安と関連し、生活に満足している者は健康にも不安を感じていないことは、三澤（2013）でも示されており、社会生活の観点から健康不安の湧出を検討する重要性が指摘されている。本論文から導かれた知見は、暮らし向きがその語義通りに「暮らしの経済状況、生活の様子」を表しているだけでなく、さらに生活上の不安感や満足感を反映していることを示唆している。

雇用者のみを対象に分析した結果からは、不健康や手段的サポートの欠如に加え、正規職員か非正規職員かの違いによっても、暮らし向きへの苦しさ異なることが明らかになった。非正規雇用な

ど不安定な条件の下で、さらに健康状態が悪くても働かなくてはならない現実に加えて、いざという時にサポートを受けられないことが、暮らし向きを苦しくしていることが推測される。勤労者の不安について分析した南雲・小熊(2011)の研究によると、男性非正規社員で失業不安を感じている割合が圧倒的に高いのは、非正規でも主たる生計支持者として働く者の割合が高いためであろうと指摘している。本論文は、その主張とも整合性のある結果を示したといえる。

以上のように本論文は、主観的健康観の悪さや、ソーシャルサポートの欠如のほうが、所得の多寡よりも暮らし向きの苦しさと大きく関連していることを、全国調査のデータを用いて示した。その一方で、例えば消費の水準や過去と比べた生活変化などの要因との関連については扱うことができなかった。暮らし向きが不安感や満足感などの心理的な状況を反映するならばなおさら、他人や過去の自分との比較に基づく評価がどのように関連しているのかについても解明する必要がある⁵⁾。その際には社会心理学で蓄積された知見も参考になるかもしれない。

さらに本論文は横断調査に基づく分析という制約もあり、暮らし向きと3つの変数との因果関係については確定的な結論を得るには至っていない。とりわけ主観的健康観とソーシャルサポートとの関連については多くの先行研究もあり、両者がいかにして直接的、間接的に「暮らし向き」に影響を及ぼしているのかについては、さらに分析を深めることが求められるだろう。

また本論文では、「暮らし向き」が「大変苦しい」と「やや苦しい」とを1つにまとめて分析を行ったが、生活困難者への施策を考える上では、2つの選択肢を識別して分析することでより有益な示唆が得られるかもしれない。生活困難を抱える者に公的な支援を行う際には、危機的な生活困難を抱える「大変苦しい」者から支援を行い、「やや苦しい」者には苦しさが悪化しないように予防することが重要となるだろう。その目的を果たすため、「やや苦しい」から「大変苦しい」への移行過程を明らかにすることも、今後の課題として残

されている。

謝辞

本論文の執筆に際して、国立社会保障・人口問題研究所の西村幸満氏、泉田信行氏から大変有益な助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。本論文に残るすべての誤りはすべて筆者のみの責任に帰するものである。

注

- 1) 三重野(2012)は、本来ならば分析に用いる変数として「個人収入や世帯収入が考えられるが、収入関係は欠損値が多く、信頼性にも疑問がある」(p.46)ので、経済階層を表す変数として「職業その他」(=就業状況や雇用形態など)を採用したと述べている。
- 2) 「生活意識に関するアンケート調査」には、1年前と比べた暮らし向きの変化に関する設問があり、直近の調査結果(第56回、2013年12月調査)では、「ゆとりが出てきた」は4.7%、「どちらとも言えない」が54.3%、「ゆとりがなくなってきた」が40.9%となっていた。
- 3) 2012年の「国民生活基礎調査」および「生活と支え合いに関する調査」は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施していないため、当該地域に関するデータは含まれていない。
- 4) ここで分析対象は11,391人と記したが、「現在の暮らし向き」に無回答だった者236人が含まれているため、実際に分析に用いるサンプルは表1で示す通り11,155人となる。
- 5) 佐野(2009)は、「消費者の意識と行動調査」(旧・日経産業消費研究所実施)の結果をもとに、特に若年層において身近な友人・知人といった他者との比較で自分の暮らし向きを判断する傾向が見られることを指摘している。

参考文献

- 稲葉昭英(2007)「ソーシャル・サポート、ケア、社会関係資本」『福祉社会学研究』No.4, pp61-76。
- 岩佐一(2011)「高齢者のソーシャルサポート・ネットワーク評価尺度」『老年精神医学雑誌』Vol.22, No.6, pp.660-671。
- 金恵京・甲斐一郎・久田満・李誠國(2000)「農村在宅高齢者におけるソーシャルサポート授受と主観的幸福感」『老年社会科学』Vol.22, No.3, pp.395-404。
- 暮石渉(2011)「退職者における予期しない出来事が生活水準と暮らし向きに与える影響」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.4, pp.368-381。
- 近藤克則(2007)『検証「健康格差社会」』医学書院。

- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『2012年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査 結果の概要』。
- 佐野美智子 (2008) 「経済的豊かさと暮らし向き満足度との関連：所得格差は幸福格差につながるのか」『季刊家計経済研究』 No.80, pp.55-63。
- 佐野美智子 (2009) 「若年層における所得格差が暮らし向き満足度に及ぼす影響」『生活経済学研究』 No.29, pp.1-15。
- 白波瀬佐和子・竹内俊子 (2009) 「人口高齢化と経済格差拡大・再考」『社会学評論』 Vol.60, No.2, pp.259-278。
- 杉澤秀博 (1993) 「高齢者における主観的幸福および受療に対する社会的支援の効果：日常生活動作能力の相違による比較」『日本公衆衛生雑誌』 Vol.40, No.3, pp.171-180。
- 武川正吾・白波瀬佐和子編 (2012) 『格差社会の福祉と意識』 東京大学出版会。
- 南雲智映・小熊栄 (2011) 「勤労者が抱える失業と生活の不安：『勤労者短観』10年間の分析」『日本労働研究雑誌』 No.612, pp.29-39。
- 野口裕二 (1991) 「高齢者のソーシャルサポート：その概念と測定」『社会老年学』 No.34, pp.37-48。
- 濱島ちさと (1994) 「高齢者のクオリティオブライフ」『日本公衆衛生雑誌』 Vol.49, No.2, pp.533-542。
- 藤原佳典・小林江里香・深谷太郎・西真理子・齊藤雅茂・野中久美子・稲葉陽二・福島富士子・星旦二・新開省二 (2012) 「地域高齢者における年収および暮らし向きと心理的健康指標との関連」『老年精神医学雑誌』 Vol.23, No.2, pp.211-219。
- 坊迫吉倫・星旦二 (2010) 「都市在住高齢者における等価収入と幸福感・生活満足感・主観的健康観の構造分析」『社会医学研究』 Vol.27, No.2, pp.45-51。
- 三重野卓 (2012) 「人びとの暮らしとその将来見通し：生活意識の視点から」武川・白波瀬編, 第2章, pp.33-55。
- (1990) 『「生活の質」の意味』白桃書房。
- 三澤仁平 (2013) 「将来への展望および現在の社会生活に関する不安がもたらす健康不安への影響」『応用社会学研究』 No.55, pp.127-139。
- 山田嘉子・杉澤秀博・杉原陽子・深谷太郎・中谷陽明 (2006) 「配偶者としての高齢者介護ストレス：性差への注目」『社会福祉学』 Vol.46, No.3, pp.16-27。
- 和気純子 (2007) 「高齢者をめぐるソーシャルサポートの動向と特性：全国調査 (2005年) のデータ分析を通して」『人文学報 (社会福祉学)』 No.23, pp.29-49。
- Marmot, M. & Wilkinson, R. (2005), *Social determinants of health*, 2nd ed., Oxford University Press.
- Neugarten B., Havighurst, R., & Tobin, S. (1961) "The measurement of life satisfaction", *Journal of Gerontology*, Vol.16, No.2, pp.134-143.
- Stiglitz, J. E., Sen, A., & Fitoussi, J. (2010) *Mismeasuring our lives: why GDP doesn't add up*, New Press (福島清彦訳 (2012) 『暮らしの質を測る：経済成長率を超える幸福度指標の提案』金融財政事情研究会)
- WHO (World Health Organization) (2012), *Social determinants of health: Report by the Secretariat*. (http://www.who.int/social_determinants/B_132_14-en.pdf)

(しらせ・ゆみか
国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第3室長)

変貌する若者の自立の実態

西村 幸満

I 問題の所在

現代の日本社会は、製造業からサービス業へと雇用の比重を移している¹⁾。現代人がもつ技能は、自らの作業の一部やその延長線上にある作業を機械に代替させるための操作、あるいは機械の管理・補完といった工場におけるいわゆる「モノづくり」だけでなく、人と人の間の多様なコミュニケーションやサービスの生産と提供に関わることが求められている²⁾。求められる技能は、個人の生活を安定させる生活保障のあり方—とくに企業の雇用の変化—から大きな影響を受けていると思われる（大沢2007、宮本2010、宮本編2013など）。生活保障とは、個人の就業と家族の支援といった個人保障、企業の雇用に付随して提供される福利厚生や職業訓練といった企業保障、政府による雇用政策、再分配政策や年金制度などの社会保障によって、われわれの生活を捉える枠組みである。西村（2012）は、戦後の生活保障の特徴として、「本人あるいは配偶者や親の雇用が長期的に安定し、政府による社会保障の機能が小さく、企業が社会保障のエージェントとして機能して、われわれの生活を支えていること」（p.157）と整理した³⁾。個人に求められる技能の変化は、企業の雇用機能の低下と社会保障エージェント機能の削減に連動しており、それに伴い生じている生活不安を緩和するため、家族の連帯や社会保障への期待が高まっている⁴⁾。

戦後に農業社会から製造業を中心とする社会へと転換し、家族構造、ライフスタイル、公的な支

援との関わりが変化し生活に安定がもたらされた。個人と企業との関係を中心に社会保障が支えてきた生活保障のあり方は、1990年代の後半以降、それぞれの関係について見直しを迫られている。宮本（2009、2013）は、企業の雇用と社会保障の連携に教育を加えた生活保障モデルを提示しているが、学校教育に限らない職業訓練をも想定すれば、その見直しは人々のライフコースのすべてに関わる重要な政策課題となる。

以上の変化は全世代に関わる問題であるが、その中でもとくに生活の不安定化を強いられたのが、1990年代後半以降に学校から新たに社会へと移行した若者層である⁵⁾。雇用において若者が直面した本質的な変化は、求められる技能の変化と期限の定めをもつ働き方—いわゆる非正規就業あるいはフリーターなどの不安定雇用—の増加である⁶⁾。それは、若者にとって拠り所となるはずだった戦後の生活保障を構築してきた主要なファクターの変革の結果生じたものである。需要（採用）側の変化は、労働者を供給する家族・学校教育の対応が間に合っていないにもかかわらず進み、そのなかで新たに社会にでる若者はなおさら対応できないままである。

本論文は、生活保障の枠組みに依拠しながら、1990年代後半以降に生じた若者の社会的自立に着目する。生活の不安定化は、戦後日本の労働市場慣行と家族形成の仕組みから、就業と世帯形成の基盤が弱い若者にこそ顕著に現れる。ここでは、大規模標本調査のデータを用いて、若者の社会的自立の実態にアプローチする。社会的自立についての詳しい説明は2節でおこなうが、本分析では、

調査対象者が「世帯主」か否か、調査対象者の属する世帯の生活費用の担い手が「本人、配偶者、またはその両方」かそれ以外か、を確認した2つの変数(代理指標)により社会的自立を測定した。

もちろん、社会的自立の代理指標は上記の変数以外にも考えられる。たとえばそれは、収入が high ほど社会的自立が進んでいるという想定に典型的にみられる。日本の収入構造の特徴は、「実収入に対して世帯主収入のウエイトが大きく、社会保障給付のウエイトが小さい」(埋橋1997, pp.57-58) ことと、「勤め先収入単一型」(色川1996, p.50, 色川2003, pp.142-147) である。こうした収入構造が背景にあるため、本分析で「世帯主」か否かを考慮に入れることにより、経済的に自立しているか否かも類推可能だと考えられる。他方で、横断的な調査データからは、若者に起きている動態を測定できない。そこで、若者の社会的自立の変遷を把握するため、回顧情報として比較的測定しやすい変数である「生活費用の担い手」に注目した。とくに「本人、配偶者、またはその両方」という個人型⁷⁾で生活費用を担うことを社会的自立の代理指標とし、現時点だけでなく、過去のライフイベント発生時の状況を比較して検討をおこなった。若者の生活保障の不安定化する状況において、社会的自立をできるかぎり多面的に測定することに努めながら、同時にその限界にも注意しつつ測定結果を解釈することにした。

II 生活保障と若年層を取り巻く問題

このように、社会的自立の複数の代理指標を分析に用いるのには理由がある。若者の社会的自立は、そもそも社会的に合意された概念ではない。内閣府の『平成25年版 子ども・若者白書』(2013)の第4章「社会的自立」(pp.31-44)では、29歳、34歳、39歳とばらつきのある年齢を上限とし、就業状況(就職率、失業率、非正規雇用者率、無業者率、フリーター規模など)、ひきこもり推定数、職場体験の実施状況などの数値が列記されているに過ぎない。何が社会的自立か特定されていない。

橋本・木村・横畑(2011)は、戦後に社会への参入年齢が高くなり登場した青年期と、乾(2000)の整理した新規学卒労働市場の特徴を踏まえて、「高度成長期を通して、自立が、学校を卒業し、正社員として企業に入職することへ一元化されていった」(p.12)と指摘する。新規学卒就職を若者の社会的自立の指標とする社会的合意が普及したというが、こうした見方は一部である。

1990年代後半の若者雇用の機会は、景気の低迷を背景に減少しつづけた。玄田(2001)はこの時期の「労働需要の減退から若年の常用雇用労働の機会が減少している」(p.51)と指摘し、長期的に持続する「構造的変化の背景にあるのは進展する労働市場の中高年齢化と、その中高年が維持する強固な雇用の既得権である」(p.52)ことを確認する。野田(2010)は、1991年度-2003年度の企業パネルデータを用いて、労働組合が若者の新規採用抑制と非正規雇用増大に影響を与えていることを実証している⁸⁾。給与や移動の機会費用が安く、中高年よりも企業が雇用しやすいと思われた若者は、雇用の既得権を死守しようとする中高年から外部の不安定労働市場に押し出され、社会的自立と雇用の機会を同時に喪失するようになったのである。

若者の雇用政策にも錯誤があった。労働問題研究では、当初、若者の雇用機会の減少が一時的なものと思えられていた。たとえば、フリーターという就業形態は、若者の就業意識と仕事との質的なミスマッチであり、学校・職安を中心に提供される職業教育を強化することで、若者が調整(自立)をしていくと考えられていた。2003年以降実施された「若者自立・挑戦プラン」はその典型であった。経済産業省・厚生労働省・文部科学省が連携して立案した「若者の自立・挑戦プラン」では、雇用の減少は、各個人の能力と雇用の高度化のミスマッチとして捉えられた。個人個人の若者は、将来の目標設定やその実現に向けた「実行力が不足」し、「技術革新の進展などの中で職務の高度化」に対応できていなかったという。量的なミスマッチ(非正規雇用の増大・失業率の高さ)は、質的なミスマッチが原因であるという現状認

識であった。加えて、採用後に職業訓練を施す比較的安定した日本企業は、1990年代までは若者に現時点の能力以上の仕事を割り当てて社会的自立を安易に達成できるものと誤解させてきたという経緯がある。必要とされる技能の変化、従来の訓練の削減に応じて即戦力を採用する企業が多くなり、量的マッチングの不具合は、若者を不安定な仕事に割り当てていく。中心となるサービス業では、非正規雇用の比重が高く、一部では生活の不安定化が進むだけでなく、若者の貧困リスクを高めた(西村2010)。OECD(2004, p.88)によれば、1990年代を通じて、非正規雇用の規制が正規雇用比べて緩和された国々で、非正規雇用が急速に拡大したことが示されている。OECDの分析では、日本もこの経験則に従っている。こうして若者の社会的自立は、1990年代以降、学校から企業への移行期に生じる不安定化問題-非正規就業問題-として焦点化される⁹⁾。若者の雇用政策は、就業と社会的自立を同時に達成することが期待されるもっとも強力な政策的手法であるワークフェアと、就業が現在の生活を支えるだけでなく、将来の生活も支えることを期待する社会福祉モデルに基づいて推し進められたのである。

ところが、ハローワークを中心とした積極的労働市場政策はそもそも量的な求人不足に十分に対応できなかった。運よくワークフェアを達成しても、非正規就業が比重を高めている現状では多くの若者が不安定な状況を回避できない。生活保障の枠組みからみると、1990年代後半以降、個人保障を強化する職業・キャリア教育を充実させ、給付型の雇用促進策やセーフティネットを整備しつつ社会保障を強化しても、そもそも企業は安定した雇用を若者に割り当てられなかった。生活保障を支えるすべてのファクターに変革を求める新しい社会モデルの構想-生活保障を支えるすべてのファクター間の有機的な連動-ができなかったのである。この20年間、毎年新たに社会に参加する若者にとっては、働くことから未来の展望を描くことは難しい状況が続いていたと思われる。本論文は、以上のような通史的な観点も含めて、若者が社会へ参入する初職段階での仕事の割り当て

が、生活を支えるに足る(=社会的自立を可能にする)か否かを調査データの分析に基づいて確認することにした。

Ⅲ 使用するデータとその特徴

本論文で使用する調査データは、国立社会保障・人口問題研究所が全国300の調査地区の世帯とその世帯員に対して、2012年に実施した「生活と支えあいに関する調査」(以下、「2012年」)である。分析によっては同研究所が2007年に実施した「社会保障実態調査」(以下、「2007年」)の調査データを追加して用いる。

若者の社会的自立を測定する主な変数は2つである。はじめに「世帯主」に注目する。誰が「世帯主」かは、世帯単位の標本調査には不可欠な調査項目であり、本分析では「世帯主」の属性分布の確認をおこなう。「世帯主」は、概念としては世帯における単独の代表者であるという特徴があり、それぞれの個人が達成した世帯形成の結果として社会的自立と重なる概念である。「世帯主」か否かについては、世帯員の続柄から特定できる。留意すべきは、「世帯主」変数は世帯の代表者として一人のみを特定するがゆえに、たとえ自立可能な状態にあったとしても配偶者あるいは親など他の同居者が「世帯主」となっている世帯に暮らす者は、自立していないとみなされることである。2012年の「世帯主」は個人票総数21,504名中の47.2%(男性37.6%、女性9.6%)を占め、男性の中で「世帯主」の占める割合は79.8%、女性の中の割合は18.6%に過ぎない。男性が「世帯主」になることと女性が「世帯主」になることを比較したオッズ比は17.1倍である。男性の方が「世帯主」にかなりなりやすいという特徴が確認できる。

いっぽうで、本論文では若年層の経済的自立を稼得収入の多寡ではなく、世帯内における生活費用の担い方に注目して把握する。西村(2012)は、「生活費用の担い手」の概念化に際して、自分の生活を単独で支えるのか、分担して支えるのかという社会関係に注目し、親から本人へ「担い手」が移転する際には、人々の多くが単独で費用を担

うものの、一部は分担することでリスクに対応している実態を明らかにした。調査では、「生活費用の担い手」として多重回答した結果から、「自分(本人)」、「配偶者」あるいは「自分(本人)」と「配偶者」の両方を選択した者を社会的に自立していると特定した。鈴木(2007)によれば、日本の離家の特徴は男性の方が女性よりも若い時期に就業移動とほぼ同時に生じ、女性は婚姻を契機に離家する傾向があるという。男性の離家が「世帯主」になることと重なるのに対して、女性の離家は世帯員のまま父から夫へ「世帯主」が変化することが多く、「世帯主」変数では女性の自立の動きを把握することができない。これに対して、「生活費用の担い手」は、性別・続柄に関わりなく複数の「担い手」を回答できるため、「世帯主」と離家変数以上の情報を与えてくれる。

「生活費用の担い手」の概念構成は、多重回答の分布から類型化したもので、本分析では、世帯員の生活費用について、1) 単独で担うのかそれとも分担して担うのか、2) 担い手は本人の世帯なのか親の世帯なのか、を基準として再構成している。とくに重要なのは、「担い手」のパターンの中でも比較的多いと思われる、「本人」、「配偶者(とくに女性の配偶者=男性)」、「父」「母」という単独で生活費用を担っているタイプを特定できることである。そこに「父と母」、上記4つの「担い手」の組み合わせ、「祖父母」を含むすべての組み合わせ、「公的支援」を含むすべての組み合わせなどが特定された。横断調査では、現時点の情報が収集されるが、ここでは「15歳」、「最後の学校を卒業した後」、「最初の仕事に就いた後」、「現在」の4つの時点で「生活費用の担い手」を回顧的に確認している。回顧情報は時間が経つほど信頼性の担保が難しいが、本分析では象徴的なイベントを扱っているので、そうした担保も比較的容易になっている。

初職情報については、仕事の内容も重要であるが、非正規雇用の増大による生活の不安定化を確認するために、正規の職員・従業員を「正規雇用」とし、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託を一括した「非正規雇用」として分類し直し、

さらに自営業を加えた。

属性変数としての年齢は、5歳刻みと10歳刻みにコーホート化し、また分析によっては、出生年コーホートとして表示方法を変更して使用している。学歴は、「中卒」、「高卒」、「短大・専門卒」、「大学・大学院卒」に分類し、分析には「高卒」を基準変数とする学歴ダミー変数を投入した。次節では、はじめに「世帯主」の特徴について概観し、そのあと「生活費用の担い手」について詳細な分析をおこなう。

Ⅳ 若年の社会的自立の諸相

4.1 「世帯主」の分布の特徴とその変化

はじめに、2012年の調査データをもとに、世帯員の5歳刻みの年齢コーホート別に、「世帯主」の分布を確認しておこう(図1)。分布の形状をみると、年齢コーホートが高くなるにしたがって、「世帯主」の占める割合が右肩上がりになっていく。この結果が2012年の一時的な傾向か否かを確認するために、2007年の調査データも図1に表示している。年齢と「世帯主」になることの正の関係は安定的であることが確認できる。また20歳代で「世帯主」になるのは30%以下でありそれほど多くない。20歳代の「世帯主」割合は、ピーク時にあたる65-69歳時の半分程度であることがわかる。

すでに3節で確認したように、「世帯主」の分布には性別による違いが顕著である。そこで性差を考慮して、男性と女性に分けて「世帯主」が占める割合を年齢コーホート別にみたものが図2と図3である。男性の場合、年齢と「世帯主」割合の正の相関がより顕著になっている。20歳代で30%程度が「世帯主」になるのは男女計と同水準であるが、ピーク時の割合は90%まで高まり、20-24歳は65-69歳の3分の1ほどしか「世帯主」になっていない。2012年の方が2007年よりも男性の「世帯主」割合は5% (2007年74.8%, 2012年79.7%) ポイントほど高いが、これは25-29歳、30-34歳、60歳代が寄与している。「世帯主」でみる若者の社会的自立はこの5年でわずかに高まっていること

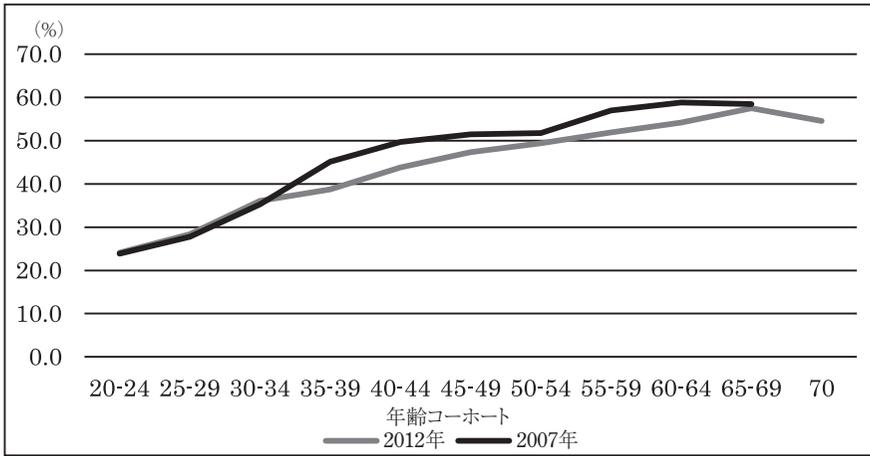


図1 年齢コウホート別「世帯主」割合 (2007-2012年)

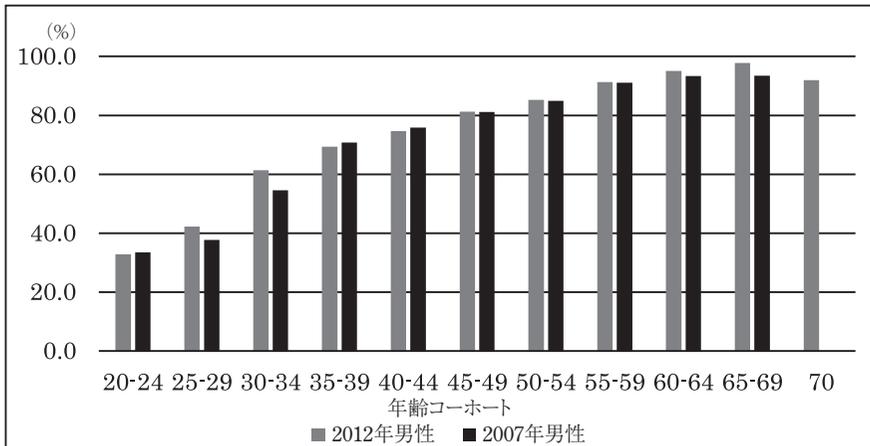


図2 男性の年齢コウホート別「世帯主」割合 (2007-2012年)

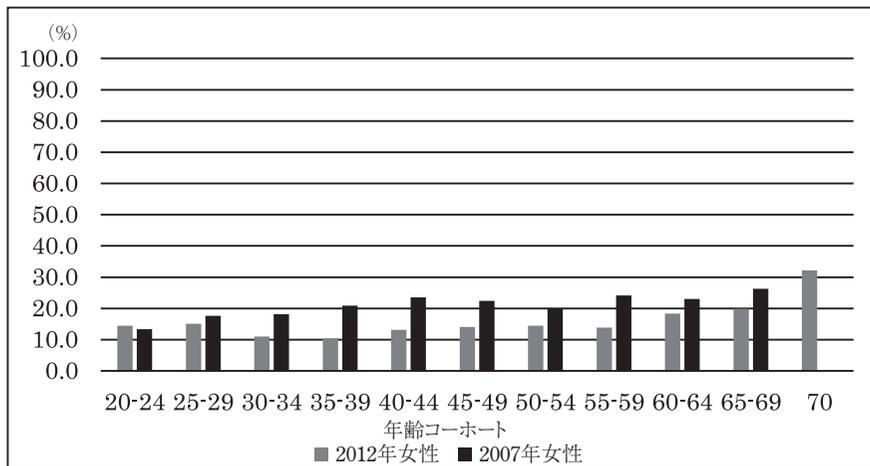


図3 女性の年齢コウホート別「世帯主」割合 (2007-2012年)

がわかる。

ところで、世帯主と年齢が正の相関を示すのは、男性特有の傾向である。図3によると、2012年の女性「世帯主」の分布は、若年期と高年齢期で比較的世帯主構成比がわずかに高い凹型になっている。これは2007年から2012年の間に30歳以降の年齢コーホートで女性「世帯主」割合が低下したことによる。2007年と2012年の「世帯主」割合とその変化率を計算した表1をみると、2007年から2012年にかけて女性「世帯主」は21.5%から

18.6%へ3%ポイント低下している。この変化は、5年で1割強の女性「世帯主」がいなくなったことに等しい。年齢コーホート別にみると、20歳代に大きな変化は見られないが、30-49歳、55-59歳で4割程度が2007-2012年間に非「世帯主」になった計算になる。さらに35-39歳の変化率のピークでは非「世帯主」は半分になっている。女性は世帯の代表者に非常になりにくいことがこの結果からもわかる。

若者の社会的自立という観点から重要なのは、

表1 年齢コーホート別「世帯主」割合と推移（2007-2012年）

年齢 コーホート	男 性			女 性		
	2007年	2012年	2007年基準 の変化率	2007年	2012年	2007年基準 の変化率
20-24	33.4	32.8	-1.9	13.4	14.4	8.0
25-29	37.7	42.3	12.0	17.6	15.1	-14.2
30-34	54.5	61.3	12.5	18.1	11.0	-39.2
35-39	70.7	69.3	-2.0	20.9	10.4	-50.0
40-44	75.8	74.7	-1.5	23.6	13.1	-44.4
45-49	81.1	81.3	0.2	22.4	14.1	-36.9
50-54	84.9	85.2	0.4	19.8	14.5	-26.7
55-59	91.1	91.3	0.2	24.1	13.9	-42.6
60-64	93.3	95.1	1.9	23.0	18.4	-20.1
65-69	93.4	97.8	4.7	26.3	19.8	-24.6
70	-	92.0	-	-	32.2	-
性別平均	74.8	79.7	6.6	21.5	18.6	-13.5

変化率 = (2012年-2007年) / 2007年 × 100

表2 女性「世帯主」の就業状況と推移（2007-2012年）

年齢 コーホート	2007年			2012年		
	就業	失業	無職	就業	失業	無職
20-24	54.7	10.7	34.7	54.4	5.9	38.2
25-29	69.9	8.0	18.6	84.8	4.3	9.8
30-34	66.7	9.9	21.6	88.3	5.2	6.5
35-39	66.3	8.5	22.6	82.7	11.5	5.8
40-44	78.4	9.3	9.3	81.6	10.4	8.0
45-49	81.3	7.0	9.6	79.5	12.3	7.4
50-54	70.9	7.3	18.4	78.0	11.9	9.3
55-59	68.6	9.4	18.5	66.1	11.8	18.9
60-64	53.2	10.6	32.9	56.1	14.0	24.1
65-69	32.6	7.7	55.7	32.3	12.8	46.7
70	-	-	-	9.7	10.5	60.8

「世帯主」になることを社会的自立の代理指標にすると、社会全体では30代前半になっても4割程度は自立していないことである(図1)。一方で、この5年間の「世帯主」全体の推移は、20歳代の若者の動向とは若干齟齬をもつ。20-24歳の男性の場合、その変化率はマイナスで、なりやすいはずの「世帯主」になれていない。同じ年齢層の女性の場合も、なりにくいはずの「世帯主」になっている。若い女性の中にもととは少なかった社会的自立が進んでいる一方で男性では遅れが出始めていることを示している。

もう一つ重要な知見を指摘しておこう。表2は女性「世帯主」の就業状況を年齢コーホート別にみたものである。2007年と2012年を比較すると、「世帯主」である25-39歳の若者層で就業している割合が高まっている。女性「世帯主」の絶対数が減少するなか、無職や失業中の「世帯主」は就業するようになったか、あるいは「世帯主」の立場を放棄して世帯員になったのかどちらかである。どちらにせよ「世帯主」と就業の関係が若者層で5年前に比べて強固になった—すなわち、就業している場合に社会的自立が達成されるようになった—とみることができるだろう。しかし、若年女性の一部は結婚を契機に世帯員へと移動することが指摘されているので(鈴木2007)、この女性の新しい動きは、ライフコースの一時的な現象である可能性もある。

4.2 「本人、配偶者、またはその両方」に誰がなるのか

ここでは、「本人、配偶者、またはその両方」を代理指標にして、引き続き若者の社会的自立を明らかにしたい。まず4つのイベント発生時の生活費用の担い手を概観しよう。イベントの発生時期を同定することで、生活費用の担い手は、社会的自立だけでなく、人々のライフコースごとに助け合いの実態までも描くことができる。表2と表3は、男性と女性の結果を2012年と2007年の調査データに基づいて示したもので、男女に共通する特徴は以下の4つに要約できる。1) 15歳時では「父のみ」「父母のみ」「母のみ」の親世帯が主要な担い手である。2) 最終学校卒業後では、「父のみ」「父母のみ」から、「本人、配偶者、またはその両方」へ10%程度が移行する。3) 最初の職業では、「父のみ」「父母のみ」「母のみ」が顕著に低下し、「本人、配偶者、またはその両方」へ担い手の集中がおこなわれる。全体を通して、2節で引用した学校から職業への移行が社会的自立へと一元化したという判断は間違っているとはいえない。ただしその割合は、男性の場合は50%に届かず、女性の場合は30%強である。最初の職業のときには、さらに「本人、配偶者、父、母」という多様な組み合わせも一時的に増加する。若者が仕事に就いたときは、就職と離家を同時に達成する傾向は男性に多いものの、女性の場合は家族の中で稼ぎ手

表3 ライフイベントと生活費用の担い手(男性:2007-2012年)

構成比(%)	イベント発生の時期							
	15歳時		最終学校卒業後		最初の職業		現在	
	2007年	2012年	2007年	2012年	2007年	2012年	2007年	2012年
本人、配偶者、またはその両方	2.2	2.0	13.1	13.8	46.6	47.0	64.6	63.0
父のみ	46.6	45.8	37.9	36.8	10.9	12.6	4.0	2.4
母のみ	5.6	5.4	5.5	4.9	2.1	1.8	1.0	0.8
父母のみ	19.4	14.1	14.8	9.9	4.9	3.0	1.9	1.2
本人、配偶者、父、母の組み合わせ	0.3	0.3	2.2	2.4	4.7	7.2	2.2	5.4
祖父母、本人、配偶者、父、母の組み合わせ	2.0	3.7	1.4	1.2	0.6	0.6	0.4	0.4
その他の親戚の組み合わせ(子どもなどを含む)	2.2	0.3	2.1	2.6	1.4	1.8	1.0	6.2
公的支援を含む組み合わせ	0.4	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	1.8	2.0
回答不明者計(無回答、非該当、不詳)	21.4	128.1	22.6	28.0	28.6	25.8	23.1	18.5
計	8,566	10,138	8,566	10,138	8,566	10,138	8,566	10,138

表4 ライフイベントと生活費用の担い手（女性：2007-2012年）

構成比（％）	イベント発生の時期							
	15歳時		最終学校卒業後		最初の職業		現在	
	2007年	2012年	2007年	2012年	2007年	2012年	2007年	2012年
本人、配偶者、またはその両方	1.6	1.2	8.9	7.8	35.1	30.3	65.8	60.5
父のみ	44.9	44.2	39.5	38.9	16.6	20.8	3.4	1.8
母のみ	5.9	5.5	6.2	5.8	3.3	2.9	1.0	0.5
父母のみ	22.5	16.7	17.8	12.8	7.4	4.8	1.8	1.0
本人、配偶者、父、母の組み合わせ	0.5	0.4	2.5	2.8	8.0	10.4	2.6	4.6
祖父母、本人、配偶者、父、母の組み合わせ	1.9	4.2	1.3	1.2	0.6	0.6	0.3	0.4
その他の親戚の組み合わせ（子どもなどを含む）	2.6	0.3	2.6	3.2	2.0	2.7	1.3	10.8
公的支援を含む組み合わせ	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	2.3	2.9
回答不明者計（無回答、非該当、不詳）	19.7	27.1	20.6	27.4	26.9	27.3	21.6	17.6
計	8,796	11,035	8,796	11,035	8,796	11,035	8,796	11,035

が純増するためである。4) 現在では、「本人、配偶者、またはその両方」が6割を超える。仕事に就いて生活が落ち着いたあとに離家する場合や、結婚など、世帯主が年齢の上昇に応じて比率が増えたように、時間経過とともに社会的自立がイベントは連動せずに生じる。4つの大きな動きとは別に、公的支援を含む組み合わせは、最後の学校を卒業した後あるいは最初の職業についたとき以降に、規模は小さいものの増大する。

男女で異なる点は、女性の場合には男性よりも親の庇護・分担が多いことである。離家のパターンが男女で違うことが関係していると思われる。たとえば、最終学校卒業後に「本人、配偶者、またはその両方」へ移行する割合は、男性の方が高い。初職時に社会的自立する割合には、男女で15%ポイント以上の開きがある。

以上の結果から、イベント発生時を同定してみた社会的自立のパターンは全世代を通じて大きくは変化していないといえる。この5年間でも顕著な変化を見出すことはできない。

つづいて、近年の若者で社会的自立が困難になっているのか否かを検討するために、「本人、配偶者、またはその両方」のみを取り出して出生年コーホート別の推移を確認した（図4と図5）。初職時の社会的自立が1943-52年コーホートから1963-72年コーホートへ安定しつつも少しずつ低下していることは確認できる。同じことは2007年

のデータにおいても確認できる。すなわち、戦争末期・戦後（1943-52）から1970年前半までに生まれた日本の若者の社会的自立のパターンは、初職時に生活費用の担い手が「本人、配偶者、またはその両方」にほぼ半分が収束することであり、このことはかなり長期にわたり変化しなかったことが示されている。

上記の結果に比べると社会的自立の低下がみられるのは若者層であり、男性は1973-82年生まれ以降、女性は1983-87年以降である。これらの出生年コーホート以前の世代と比べて、初職時に社会的自立を達成する割合は低下している。けれども、2007年のデータと比べると、低下の度合いは小さい。同じ出生コーホートの少なくとも5%から8%くらいがこの5年で初職時に社会的に自立している。この年齢層において2調査時点間の差異はなぜ生じたのだろうか。一つの説明はとてもシンプルである。これらコーホートは2012年時点で男性だと29歳から39歳、女性だと少し早く24歳から29歳である。これら世代が、2007年時点の年齢から2012年時点までの間に初職に就くか、自立した相手と結婚することは十分に考えられる。これが正しいとすると、これらの年齢層は、明らかに学校-就職という一元化されたパターンからは外れて自立したことになる。もちろん、初職の中にフリーターなどの非正規雇用を含めるか否かに回答の誤差が生じている可能性も含まれるだろう。

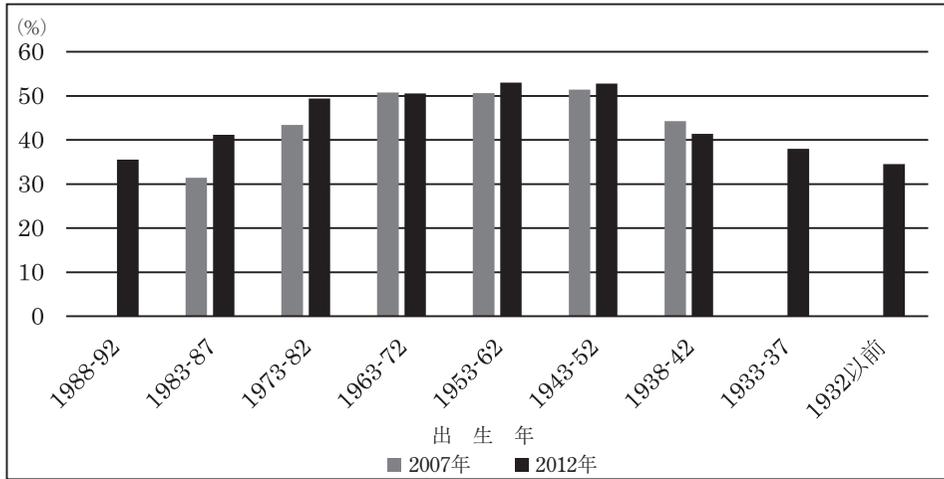


図4 出生年コーホート別初職時の社会的自立（男性2007-2012年：学生除く）

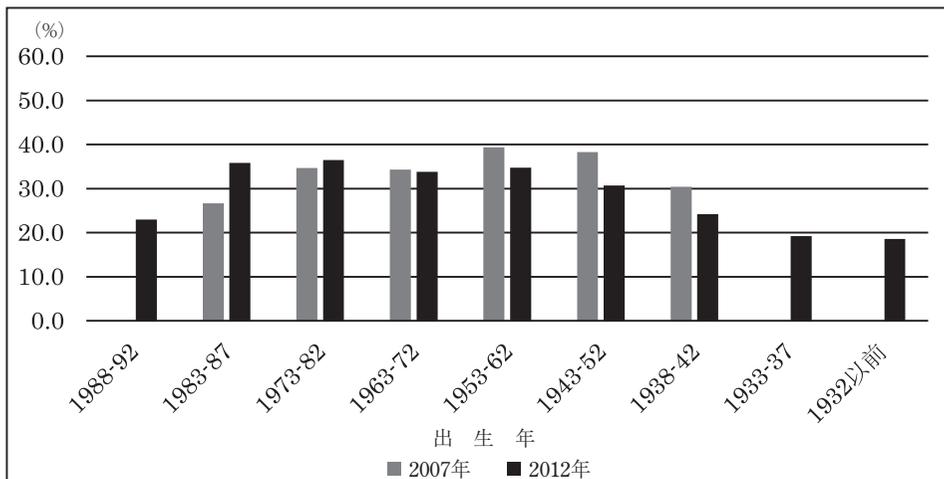


図5 出生年コーホート別初職時の社会的自立（女性2007-2012年：学生除く）

4.3若者の社会的自立の遅延しているのか

最後に、観察された若者の社会的自立の遅延が一時的なものなのか、それとも若者のライフサイクルが変わってきているのかを確認しておこう。表5は、社会的自立の指標である初職時に生活費用の担い手が「本人、配偶者、またはその両方」であったか否かについて、出生年との関係のみたものである。2012年時点で40-44歳になる1968-72年生まれを基準にして、ほかの出生年コーホートが社会的自立するオッズ比を測定した。40-44歳

は1995年に23-27歳に相当し、企業の雇用が転換したと思われる時期に仕事についていると思われる年齢層であり、社会的自立の動向が分岐した時期と考えられる。

もっともシンプルなモデルⅠの結果から、1988-92年、1983-87年出生コーホートのオッズ比はそれぞれ0.64～0.78であった。1968-72年生まれの中年と比較して、若者は初職時に社会的自立することは有意に少なくなっている。基準となる1968-72年出生コーホートを含む1963年から82年

表5 初職時の社会的自立の推移

	初職時の社会的自立							
	I		II		III		IV	
性別ダミー	2.276 ***	(0.078)	2.162 ***	(0.080)	2.274 ***	(0.081)	2.145 ***	(0.082)
学歴ダミー (vs高校卒)								
大学(院)ダミー	1.717 ***	(0.078)	1.649 ***	(0.079)	1.687 ***	(0.078)	1.615 ***	(0.079)
短大・高専ダミー	1.179 ***	(0.053)	1.129 **	(0.055)	1.182 ***	(0.054)	1.130 **	(0.056)
中学ダミー	1.097	(0.063)	0.969	(0.061)	1.144 **	(0.071)	1.027	(0.070)
年齢コーホートダミー (vs1968-72年)								
1988-92年出生ダミー	0.643 ***	(0.067)	0.651 ***	(0.073)	0.671 ***	(0.071)	0.690 ***	(0.079)
1983-87年出生ダミー	0.777 ***	(0.065)	0.787 ***	(0.071)	0.814 **	(0.069)	0.839 *	(0.077)
1978-82年出生ダミー	0.972	(0.077)	0.962	(0.082)	1.014	(0.081)	1.025	(0.088)
1973-77年出生ダミー	1.006	(0.073)	1.000	(0.078)	1.031	(0.075)	1.039	(0.082)
1963-67年出生ダミー	0.955	(0.072)	0.948	(0.076)	0.968	(0.073)	0.962	(0.078)
1958-62年出生ダミー	1.189 **	(0.092)	1.184 **	(0.098)	1.203 **	(0.094)	1.197 **	(0.100)
1953-57年出生ダミー	1.235 ***	(0.093)	1.221 **	(0.098)	1.267 ***	(0.097)	1.253 ***	(0.102)
1948-52年出生ダミー	1.394 ***	(0.101)	1.353 ***	(0.105)	1.443 ***	(0.106)	1.404 ***	(0.111)
1943-47年出生ダミー	1.427 ***	(0.113)	1.420 ***	(0.120)	1.460 ***	(0.119)	1.434 ***	(0.126)
1938-42年出生ダミー	1.226 **	(0.105)	1.186 *	(0.110)	1.258 **	(0.114)	1.217 **	(0.119)
1933-37年出生ダミー	1.078	(0.101)	1.055	(0.107)	1.116	(0.112)	1.109	(0.120)
1932年以前出生ダミー	0.976	(0.093)	0.988	(0.102)	1.091	(0.112)	1.106	(0.123)
15歳時自立ダミー			6.998 ***	(2.458)			7.859 ***	(3.059)
最後の学校卒業時自立ダミー			75.229 ***	(13.937)			75.671 ***	(14.276)
初職ダミー (vs正規雇用)								
初職自営ダミー					0.697 ***	(0.046)	0.628 ***	(0.046)
初職非正規ダミー					0.789 ***	(0.040)	0.681 ***	(0.038)
切片	0.576 ***	(0.033)	0.458 ***	(0.029)	0.596 ***	(0.035)	0.485 ***	(0.031)
N	15543		15543		14774		14774	
LL	-10265.982		-8978.797		-9733.416		-8507.979	

出生のコーホートのオッズ比はほとんど同程度(1に近い)を示し、そのうえ有意ではないことから、1963-82年の4つの出生年コーホートでは、初職時の社会的自立が同じ水準にあったと考えられる。さらに年齢の高い1938年から1962年生まれを含む5つの出生年コーホートの初職時の社会的自立は、基準となる1968-72年出生コーホートよりも有意に高い水準にあった。オッズ比のピークは団塊の世代を含む1943-47年出生コーホートと1948-52年出生コーホートで、それぞれ基準変数の1.43倍から1.39倍の社会的自立を達成した。1938年生まれが中卒で労働市場に参入するのが1954年であることから、1938年以降の出生コーホートは高度経済成長期から安定期に社会に参入し、個人型の生活費用の主要な担い手になったことになる。前節で

は1973-82年出生コーホートがそれ以前と比べて社会的自立の割合を減少していたことを確認した。この傾向は、むしろ1938-62年出生の経済成長経験者の層と、基準変数を含む1963-82年出生層との間で社会的自立が変貌したことを示したと考えられる。

モデルIIからモデルIVは、15歳時点での社会的自立、最後の学校卒業後の社会的自立を統制したものと、初職時の就業状態について正規雇用を基準にして、自営と非正規のオッズ比を追加して確認したものである。本論文において、とくに重要な事実は非正規のオッズ比が1に満たないことである。このことは、非正規雇用が割り当てられた若者にとって社会的自立が困難になっていることを示唆するからである。

V まとめ

この論文では、生活保障の枠組みに基づいて若者の社会的自立の状況を検討した。生活保障を支える企業の雇用保障が新たに社会に参入する若者の仕事を困難にしている可能性が懸念されることから、社会的自立を「世帯主」となることと生活費用の担い手が「本人、配偶者、またはその両方」となること、という2つの指標を用いて測定をおこなった。

「世帯主」の分析によれば、社会的自立は年齢に応じて達成されるものであるが、女性は「世帯主」になりにくいことが確認された。3節で想定していた通り、この指標では、女性が経済的に家計に貢献しても社会的自立として顕在化しない可能性があり、他方で就業の有無とは無関係に「世帯主」になる場合もある。これらの点からこの指標の限界が明らかになった。

「本人、配偶者、またはその両方」の分析では、基本的な社会的自立のパターンは調査時点間の比較と出生年コーホート間の比較においても変動していないようにみえた。この指標においても女性の社会的自立は男性と比べて少ないことが明らかではあるが、離家が仕事と同時に発生せずに親の庇護のもとで生活する状況が続いたことの影響と考えられる。若者に社会的自立の高まりが確認されたが、この傾向が一時的なものなのか、それとも今後とも続くのかは判断が難しい。

初職時に半数程度が社会的自立を達成している点は2時点間で変わらないが、若者層（1973-82年生まれ）に社会的自立の低下がみられた。表5に示したように、出生年コーホート間の社会的自立を比較すると、確かに40-44歳の中年層に比べて有意に社会的自立が発生しにくくなっている。しかし、全世代を見渡してみると、社会的自立は1938-62年生まれの25年間でとくに顕著に進んだが、1963-82年生まれの20年間でそれ以前より低下し、さらにもっとも若い1983-92年生まれで低下していることがわかった。1990年代後半から生じた若者の不安定化問題には、通史的にみると、

戦後世代と比べて2つの段階を経てより困難になっていると本分析の結果は示している。

また初職時に社会的自立できるようにするには企業が若者に割り当てる仕事が非正規雇用では不十分であるだけでなく、自営業-起業やフリーランスな働き方なども不十分であった。近年の若者の就職活動が大人たちからすると過度なイベントのように映り、冷めた視線や言葉を浴びせてしまうのを聞くことがある。しかし、それは大人たちよりも若者の方がリアルに市場の量的なミスマッチを読んでいるからにはほかならない。すなわち、若者をどのように良い仕事に割りあてるかという課題は依然として残ったままである。本論文の結果は、ワークフェアあるいは社会福祉モデルによる政策が現代の若者の問題に対して十分に機能したとはいえない状況を改めて確認することになった。社会モデルと重なる生活保障の枠組から見ると、社会的自立は、就職と生活の安定が同時に生じた戦後世代と若者世代では大きく乖離している。この事実だけからも若者に良い仕事を割りあてる課題はもっと優先順位が高くていいと考えられる。他方で今回の社会的自立指標は、どちらも年齢の高まりと正の相関をもっており、初職時点という若い時期のイベントにおいて出生年コーホート間で遅延が生じていることを示したに過ぎない。このことがそのまま将来の社会的自立を閉じてしまうわけではない。表3と表4にみるように、男性の場合は、初職時の社会的自立は現職の7割ほどで、女性の場合はわずか半分に過ぎないのである。若者が以前と比べて生活不安にあることは間違いないものの、今後の生活を安定させるために、初職時点に限らず良い仕事を割りあてる労働市場をどのように設計していくのか、あるいは家族・住民・自治体間で支え合いやすい生活環境をどのように整えていくのか。まずは社会モデルに倣って生活保障を支える枠組みの全てを包括する議論の場を用意しなくてはならない。

注

- 1) 『国勢調査』によれば、サービス業就業者数が製造業のそれを上回ったのは、1990-1995年間である。この転換点を『労働力調査』で確認すると、

就業者数では1994年であり、雇用者数では1995年になる。また、非正規雇用者が正規雇用者の構成比を上回ったのは2004年である。

- 2) 厳密にはこの類型が技能の違いを正確に区分できないと指摘する先駆的な研究がある (Braverman訳書1978)。
- 3) 新川ら (2004) の類型によれば、日本は社会保障の対象が狭く、完全雇用への関与が強い国と類型される。また福祉レジーム論では「家族主義的福祉レジーム」の特質をもち、南欧や東アジアの国々が類型される。北欧などの「社会民主主義的福祉レジーム」、アメリカなどの「自由主義福祉レジーム」、大陸ヨーロッパの「保守主義的福祉レジーム」とは区別される。
- 4) 大沢 (2007) は、社会保障システムとして、社会保障と税制、社会サービスに雇用政策や労働市場の規制を想定している。生じている生活不安は、生活保障を支える下部システムの機能不全というよりも、逆機能に起因すると指摘する。
- 5) 北村 (2013) は、10歳刻みの出生年齢コーホート別に所得分配を比較した結果、すでに最年長は40歳代になる1970年代生まれに1980年代生まれよりも深刻な問題があると分析している。
- 6) 家族においては、単身化あるいは未婚化といった現象に典型的には語られている。
- 7) 個人型には、独身世帯、夫婦世帯が含まれる。たとえば、大沢 (2007) のいう「男性稼ぎ主」モデルも含まれるし、夫婦共働きも含まれる。
- 8) 玄田 (2001) ではこうした企業で働いている労働者が新規に労働市場に参入した若者の雇用機会を抑制するメカニズムを「置き換え効果」あるいは「既得効果」と呼び、野田 (2010) は、「雇用保障」と呼んでいる。
- 9) OECD訳書 (2011) はまさに「学校から職業への移行」を若年者の雇用問題のイシューとして取り扱っている。

参考文献

- Braverman, H. (1974) *Labor and Monopoly Capital: Monthly Review Press* (富沢賢治訳、『労働と独占資本-20世紀における労働の衰退』岩波書店, 1978)。
- 布川日佐史 (2002) 『雇用政策と公的扶助の交錯-日独比較: 公的扶助における稼働能力の活用を中心に』御茶の水書房。
- 玄田有史 (2001) 『仕事の中の曖昧な不安-揺れる若年の現在』中央公論新社。
- 橋本紀子・木村元・横畑知己 (2011) 「『青年の自立と教育』の社会史を目指して」橋本紀子・木村元・横畑知己・小林千枝子・中野新之祐編『青年の社会的自立と教育-高度成長期日本における地域・学校・家族』大月書店。
- 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編 (2013) 『若年者の雇用問題を考える-就職支援・政策対応はどうあるべきか』日本経済評論社。
- 樋口美雄・児玉俊洋・阿部正浩編著 (2005) 『労働市場設計の経済分析-マッチング機能の強化に向けて』東洋経済新報社。
- 乾彰夫 (2000) 「『戦後の青年期』の解体-青年期研究の今日的課題」『教育』国土社, pp.15-22。
- 色川卓男 (1996) 「94年家計構造比較」経済企画庁国民生活局・家計経済研究所編『生活構造の日報比較』大蔵省, pp.47-67。
- 色川卓男 (2003) 「勤労者家計構造の国際比較-日・米・韓・独の比較」埤橋孝文編『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房, pp.135-165。
- 北村行伸 (2013) 「所得分配と世代から見た若年者雇用問題」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所『若年者の雇用問題を考える-就職支援・政策対応はどうあるべきか』日本経済評論社, pp.83-112。
- 宮本太郎 (2009) 『生活保障 排除しない社会へ』岩波新書。
- 宮本太郎編 (2013) 『生活保障の戦略 教育・雇用・社会保障をつなぐ』岩波書店。
- 内閣府 (2013) 『平成25年版 子ども・若者白書』印刷通販。
- 西村幸満 (2010) 「世帯収入による貧困測定を試み-1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連について」『季刊社会保障研究』第46巻第2号, pp.127-138。
- 西村幸満 (2012) 「家族のかたち-生活を支えるのは誰か」西村周三・国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安-自助・共助・公助の新たなかたち』慶応義塾大学出版会, pp.157-176。
- 野田知彦 (2010) 『雇用保障の経済分析-企業パネルデータによる労使関係』ミネルヴァ書房
- OECD (2004) *OECD Employment Outlook*, OECD Publishing, Paris.
- OECD (2010) *off to a Good Start? Jobs for Youth*, OECD Publishing (濱口桂一郎監訳中島ゆり訳、『世界の若者と雇用 学校から職業への移行を支援する』明石書店, 2011)。
- 大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム-座標とゆくえ』岩波書店。
- 太田聰一 (2010) 『若年者就業の経済学』日本経済新聞出版社。
- 鈴木透 (2011) 「世帯動態調査からみた家族の現状と変化」『家族社会学研究』23, pp.23-29。
- 埤橋孝文 (1997) 『現代福祉国家の国際比較』日本評論社。

(にしむら・ゆきみつ
国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第2室長)

高齢者の希望介護場所と社会的ネットワーク

菊池 潤

I はじめに

2000年の介護保険制度導入以降、介護費用は高齢者数の伸びを上回る速さで急速に拡大してきた。なかでも、介護施設に対する需要は根強く特別養護老人ホームには多くの入所者が発生すると同時に、グループホームや有料老人ホームなどの居住系サービスが急速に拡大することとなった(田近・菊池, 2002)。この結果、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)が負担する介護保険料の全国平均月額、制度発足期の2,911円から4,972円まで上昇しており、財政的観点からの制度の持続可能性が懸念されている(田近・菊池, 2013)。以上の保険財政的観点に加えて、生活の質の観点から、高齢者ができる限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められている(社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」)。

このように在宅介護の推進が大きな政策課題となる中で、介護保険制度の導入以降も同居家族を中心とする家族が高齢者介護の重要な役割を担っていることに変わりない。厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010年)によると、在宅要介護高齢者の主たる介護者の多くは同居家族であり、主たる介護者が事業者となるケースは全体の13.3%にとどまっている。一方で、わが国の人口動態や世帯構造の変化を考えると、家族介護力は一層低下することが予想され、家族介護を取り巻く環境は

ますます厳しいものとなる。在宅介護の推進という政策目標を実現するためには、家族が果たしている役割を明らかにすると同時に、在宅介護を困難にしている諸課題を明らかにすることが重要となる。

家族介護に代表されるインフォーマル・ケアと市場で購入するフォーマル・ケアとの関係については、既に多くの研究蓄積がある。両者の関係は対象とするフォーマル・ケアのサービス内容やサービスを受ける高齢者の状態によって異なることが指摘されているが(Bonsang, 2009)、施設サービスとインフォーマル・ケアとの関係についてはVan Houtven and Norton (2004) やCharles and Sevak (2005) により、両者の間には代替関係が存在することが指摘されている。一方で、国内を対象にインフォーマル・ケアとフォーマル・ケアの関係を研究したものとしては、大日 (2002a, b)、Tamiya et al. (2002)、山村・柳原 (2007)、Hanaoka and Norton (2008)、菊池 (2013) などの研究が行われているが、このうち施設サービスとインフォーマル・ケアとの関係については、Hanaoka & Norton (2008)、菊池 (2012) において検討が行われている。

Hanaoka & Norton (2008) は全国の高齢者を対象として日本大学が実施した「健康と生活に関する調査」(2001年調査)を用いて、親族ネットワークが介護サービスの利用確率に与える影響について検討している。この結果、インフォーマル・ケアの潜在的な提供者である子ども、とくに同居者がいる場合、施設利用率が低下することを指摘している。菊池 (2012) では福島県三春町の介護保

険レセプトデータ（2001年～2007年）を用いた分析から、配偶者や子供と同居している場合に施設利用率が低下することを指摘している。これらの結果はインフォーマル・ケアと施設介護の代替関係を支持するものであるが、いずれの研究においても世帯構造と介護サービス利用の同時決定の問題に対しては十分な対応がなされていない。また、最大の介護者である配偶者の影響については、全国データを用いた検証が行われていないといった課題も残されている。

以上の問題認識のもと、本稿では、国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した全国調査「生活と支え合いに関する調査」の個票データを用いて、家族を中心とする高齢者のネットワークが在宅・施設選択に与える影響について検討する。この際、介護サービスの実際の利用状況ではなく、介護が必要となったときに高齢者が希望する介護場所に着目することにより、同時性の問題を回避している。以上の分析に加えて、友人・知人や近所の人とのつながり（非親族ネットワーク）が在宅・施設選択に与える影響についても合わせて検討を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。次節において本稿で使用するデータについて述べた上で、希望介護場所と高齢者のネットワークとの関係について概観する。続く第Ⅲ節では、希望介護場所を被説明変数とする回帰分析により、希望介護場所の決定要因について検討する。最後に、第Ⅳ節で本稿の結果をまとめるとともに、政策的含意について述べる。

Ⅱ 高齢者のネットワークと希望介護場所

Ⅱ-1 使用データ

本稿で用いるデータは、2012年7月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」の個票データである。本調査は、2012年6月に実施された「平成24年国民生活基礎調査」（厚生労働省）の後続調査となっており、国民生活基礎調査が調査対象としている全国（福島県を除く）1,102調査地区内から無作為に選ば

れた300調査地区内に居住する世帯を対象としている。調査は調査地区内に居住する全ての世帯主を対象とした世帯票、及び20歳以上の個人を対象とした個人票を用いて行われている。回収状況については、世帯票配布数16,096票に対して、回収票数11,450票、有効回収票数11,000票、個人票配布数26,260票に対して、回収票数23,733票、有効票数は21,173票となっている¹⁾。

本調査の調査項目は多岐にわたるが、本稿で着目するのは自身の希望する介護場所（以下、「希望介護場所」と呼ぶ）に関する設問（個人票）である。具体的には、「あなたが寝たきりになった場合、ご自分の介護をどこで受けたいですか」という設問に対し、「介護保険の施設」（以下、介護施設）、「有料老人ホームなどの高齢者専用住宅」（以下、高齢者住宅）、「病院などの医療機関」（以下、医療機関）、「自宅（子どもの自宅を含みます）」（以下、自宅）、「その他」の5つの選択肢から、最もあてはまる選択肢を1つ選択する形式となっている。

以下において希望介護場所に影響を与える要因について検討を行うが、分析対象サンプルは65歳以上の高齢者のうち、続柄が「世帯主」、「配偶者」、「親」、「配偶者の親」のいずれかとなる者としている。続柄を以上の4つに特定した理由は、高齢者本人と同居世帯員との関係を識別するためである²⁾。また、希望介護場所に関する設問が無回答、あるいは、「その他」と回答している者を除外した結果、分析対象サンプルは5,162人の高齢者（男2,367人、女2,795人）となっている。

Ⅱ-2 希望介護場所の状況

表1は本稿で用いるデータの記述統計となる。分析対象サンプルの平均年齢は74.2歳となり、希望介護場所は介護施設32.2%、高齢者住宅7.6%、医療機関18.8%、自宅41.4%となっており、高齢者の6割程度が自宅以外での介護を希望していることが分かる。

表2は、高齢者の世帯構造（世帯タイプ）と希望介護場所の関係を男女別にまとめたものである。世帯タイプについては、20歳未満の世帯員の

表1 記述統計

	全サンプル (n=5162)				非欠損サンプル (n=3227)				備考
	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	
希望介護場所	2.694	1.298	1	4	2.682	1.300	1	4	1: 介護施設、2: 高齢者住宅、3: 医療機関、4: 自宅
女性ダミー	0.541	0.498	0	1	0.526	0.499	0	1	1: 女性
年齢	74.15	6.78	65	102	73.70	6.76	65	102	
年齢階級ダミー									
65歳以上70歳未満	0.305	0.461	0	1	0.337	0.473	0	1	
70歳以上75歳未満	0.260	0.438	0	1	0.260	0.439	0	1	
75歳以上80歳未満	0.219	0.414	0	1	0.200	0.400	0	1	
80歳以上85歳未満	0.134	0.340	0	1	0.130	0.337	0	1	
85歳以上90歳未満	0.060	0.238	0	1	0.051	0.220	0	1	
90歳以上	0.022	0.147	0	1	0.021	0.145	0	1	
健康状態ダミー	0.316	0.465	0	1	0.304	0.460	0	1	1: あまりよくない、よくない
介護経験ダミー	0.060	0.238	0	1	0.065	0.247	0	1	1: 現在、介護をしている
親族ダミー									
実子ダミー (息子)	0.721	0.448	0	1	0.720	0.449	0	1	
実子ダミー (娘)	0.695	0.460	0	1	0.700	0.458	0	1	
配偶者ダミー	0.699	0.459	0	1	0.721	0.449	0	1	
同居子ダミー (息子)	0.209	0.407	0	1	0.221	0.415	0	1	
同居子ダミー (娘)	0.154	0.361	0	1	0.168	0.374	0	1	
同居子ダミー (子の配偶者)	0.151	0.358	0	1	0.149	0.357	0	1	
会話状況ダミー									1: 会話あり
同居の家族・親族	0.738	0.440	0	1	0.777	0.417	0	1	
別居の家族・親族	0.537	0.499	0	1	0.568	0.495	0	1	
友人・知人	0.734	0.442	0	1	0.752	0.432	0	1	
近所の人	0.751	0.433	0	1	0.780	0.414	0	1	
職場の同僚や元同僚	0.222	0.416	0	1	0.242	0.428	0	1	
商店などの店員	0.365	0.481	0	1	0.394	0.489	0	1	
医療・福祉・教育関係の専門家	0.423	0.494	0	1	0.456	0.498	0	1	
電話相談の相談員	0.008	0.088	0	1	0.007	0.082	0	1	
その他	0.051	0.220	0	1	0.051	0.221	0	1	
サポート提供者ダミー									1: 頼れる人がいる
家族・親族	0.903	0.297	0	1	0.910	0.286	0	1	
友人・知人	0.083	0.275	0	1	0.086	0.280	0	1	
近所の人	0.093	0.290	0	1	0.094	0.292	0	1	
職場の人	0.003	0.050	0	1	0.003	0.053	0	1	
医療・福祉・教育関係の専門家	0.247	0.431	0	1	0.263	0.440	0	1	
その他の人	0.008	0.086	0	1	0.007	0.084	0	1	
頼れる人はいない	0.034	0.181	0	1	0.030	0.170	0	1	
人には頼らない	0.036	0.185	0	1	0.035	0.183	0	1	
地域変数 (都道府県単位)									
人口密度	1349	1754	70	6016	1349	1734	70	6016	
在宅訪問比率 (病院)	0.277	0.061	0.180	0.422	0.276	0.061	0.180	0.422	
在宅訪問比率 (診療所)	0.204	0.054	0.120	0.332	0.204	0.054	0.120	0.332	
訪問介護事業者数/65歳以上人口 (1000人)	0.711	0.206	0.377	1.252	0.709	0.203	0.377	1.252	
病院病床数/65歳以上人口 (1000人)	53.28	11.64	39.59	85.81	53.16	11.69	39.59	85.81	
介護施設定員数/65歳以上人口 (1000人)	25.35	4.15	17.77	34.77	25.27	4.08	17.77	34.77	

出所) 筆者作成

有無で「子ども」の有無を区別したうえで、「子ども」のいない世帯を「単独世帯」, 「夫婦のみ世帯」, 「その他世帯」の3つに分類している³⁾。この際、自分の子と同居している高齢者は「その他世帯」や「子どものいる世帯」に含まれることになるが、男女ともにこれらの世帯では自宅希望率が高く、介護施設や高齢者住宅を希望する者の割合が低くなっていることが分かる。また、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」との比較では、女性については大きな違いは見られないが、男性では「単

独世帯」で自宅希望率が低く、施設希望率が高いことが分かる。配偶者の効果が男女で異なるのは、一般的に妻の平均寿命が夫に比べて長いため、妻の介護を期待する夫に比べて、夫に介護を期待する妻は少ないためと考えられる。このように、インフォーマル・ケアの潜在的な提供主体と同居している場合には、施設希望率が低下する一方で、自宅希望率が上昇することとなり、インフォーマル・ケアと施設サービスの代替関係を示唆する結果となっている。

表2 世帯構造別にみた希望介護場所の状況

世帯タイプ	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
単独世帯	0.443	0.077	0.172	0.308	0.334	0.103	0.209	0.355
夫婦のみ世帯	0.326	0.089	0.175	0.410	0.336	0.106	0.209	0.349
その他世帯	0.303	0.056	0.164	0.477	0.292	0.056	0.186	0.465
子どものいる世帯	0.292	0.026	0.208	0.474	0.330	0.040	0.198	0.432
計	0.327	0.072	0.174	0.428	0.318	0.080	0.199	0.403

Pr = 0.000

Pr = 0.000

出所) 筆者作成

このように同居親族を中心とする親族ネットワークの存在は、施設希望率を抑制し自宅希望率を押し上げる効果を有すると考えられるが、親族以外のネットワーク（非親族ネットワーク）は高齢者の希望介護場所にどのような影響を与えているのだろうか？ここでは、二つの指標を用いて、非親族ネットワークと希望介護場所との関係について検討する。一つ目の指標は日常的な会話の有無で他者とのつながりを測っている。具体的には、「1か月の間に直接話をした（電話での会話も含みます）人（家族を含みます）」が1人以上と回答した者に対して、どのような関係の人と会話を行ったか尋ねている（複数回答可）。具体的には、「同居の家族・親族」、「別居の家族・親族」、「友人・知人」、「近所の人」、「職場の同僚や元同僚」、「商店などの店員」、「医療・福祉・教育関係の専門家」、「電話相談の相談員」、および「その他」の人との会話状況を探っている。

表3は以上の会話状況と希望介護場所の関係を示している。当然のことながら、「同居家族・親族」との会話は世帯構造に大きく依存しており、先ほどと同様の結果が得られている。すなわち、「同居家族・親族」との会話を行っている人ほど自宅希望率が高く、施設希望率が低くなっている。「同居家族・親族」以外との会話状況について見てみると、「友人・知人」（男・女）、「近所の人」（女）、「職場の同僚」（男・女）との会話の有無で、希望介護場所に有意差（有意水準5%）がみられるが、いずれの場合でも会話を行っている者の方が自宅希望率が低い結果となっている。

日常的な会話の有無は人とのつながりを測る一つの指標ではあるものの、日常的に会話を行うと

いってもそのつながりには濃淡があり、その人に対して自分自身の介護を期待できるとは限らない。特に、介護という精神的・身体的負担を伴う行為を期待できる相手は、一部の人に限定されると考えられる。そこで、二つ目の指標として、高齢者介護というサポートを期待できるかどうかで人とのつながりを測定し、それが希望介護場所に与える影響について検討する。本調査では、他者によるサポート内容を「看病や介護、子どもの世話」と特定したうえで、本人が頼れると思う人がいるかどうかを尋ねている。具体的には、「看病や介護、子どもの世話」について「頼れる人はいますか」という設問に対して、「家族・親族」、「友人・知人」、「近所の人」、「医療・福祉・教育関係の専門家」、「その他の人」、「頼れる人はいない」、「そのことでは人には頼らない」の7つの選択肢が提示されている（複数回答可）⁴⁾。

表4は頼れる人の有無別に希望介護場所を見たものである。「家族・親族」について見てみると、男女ともに頼れる人がいると回答したもので自宅希望率が高く、施設希望率が低くなっており、これまで見てきた結果と同様の結果となっている。親族以外では、「友人・知人」（女）、「医療・福祉・教育関係の専門家」（男・女）で有意差がみられるものの、いずれのケースでも頼れる人がいると回答した者の方が自宅希望率が低くなっており、会話状況でみた場合と同様の結果となっている。以上の結果は、同じ介護目的であっても親族と非親族とでは期待できるサポート内容は異なり、親族以外の人に対して希望介護場所に影響を与えるほどのサポートを期待することは困難であることを示唆している。

表3 会話状況と希望介護場所の関係

同居の家族・親族	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.403	0.062	0.176	0.360	0.328	0.097	0.225	0.350
会話あり	0.307	0.072	0.173	0.447	0.317	0.071	0.190	0.422
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.000				Pr = 0.002				
別居の家族・親族	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.334	0.063	0.177	0.426	0.327	0.069	0.197	0.407
会話あり	0.323	0.078	0.170	0.429	0.315	0.086	0.202	0.397
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.529				Pr = 0.421				
友人・知人	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.324	0.043	0.169	0.464	0.304	0.054	0.171	0.472
会話あり	0.330	0.081	0.176	0.413	0.325	0.087	0.209	0.378
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.008				Pr = 0.000				
近所の人	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.312	0.059	0.187	0.442	0.301	0.064	0.185	0.450
会話あり	0.335	0.074	0.169	0.422	0.325	0.083	0.204	0.387
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.328				Pr = 0.049				
職場の同僚や元同僚	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.320	0.058	0.179	0.443	0.307	0.075	0.201	0.418
会話あり	0.348	0.098	0.163	0.392	0.395	0.103	0.196	0.305
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.002				Pr = 0.000				
商店などの店員	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.323	0.062	0.174	0.441	0.314	0.075	0.194	0.418
会話あり	0.340	0.086	0.174	0.400	0.329	0.085	0.209	0.377
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.112				Pr = 0.215				
医療・福祉・教育関係の専門家	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.337	0.070	0.158	0.435	0.317	0.076	0.197	0.410
会話あり	0.316	0.070	0.197	0.417	0.324	0.083	0.204	0.389
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.134				Pr = 0.724				
電話相談の相談員	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
会話なし	0.330	0.071	0.173	0.426	0.319	0.079	0.200	0.402
会話あり	0.167	0.000	0.278	0.556	0.500	0.056	0.222	0.222
計	0.329	0.070	0.174	0.428	0.320	0.079	0.200	0.401
Pr = 0.208				Pr = 0.327				

出所) 筆者作成

表4 頼れる人の有無別にみた希望介護場所の状況

家族・親族	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
頼れる人がいない	0.492	0.089	0.201	0.218	0.399	0.105	0.254	0.242
頼れる人がいる	0.304	0.070	0.177	0.450	0.307	0.078	0.185	0.430
計	0.320	0.072	0.179	0.429	0.317	0.081	0.192	0.410
	Pr = 0.000				Pr = 0.000			

友人・知人	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
頼れる人がいない	0.322	0.071	0.175	0.432	0.316	0.075	0.190	0.419
頼れる人がいる	0.293	0.083	0.241	0.383	0.328	0.131	0.210	0.332
計	0.320	0.072	0.179	0.429	0.317	0.081	0.192	0.410
	Pr = 0.230				Pr = 0.007			

近所の人	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
頼れる人がいない	0.323	0.069	0.179	0.428	0.318	0.081	0.190	0.411
頼れる人がいる	0.296	0.095	0.172	0.438	0.311	0.076	0.214	0.399
計	0.320	0.072	0.179	0.429	0.317	0.081	0.192	0.410
	Pr = 0.612				Pr = 0.832			

職場の人	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
頼れる人がいない	0.320	0.072	0.179	0.430	0.317	0.080	0.192	0.410
頼れる人がいる	0.571	0.000	0.143	0.286	0.250	0.250	0.000	0.500
計	0.320	0.072	0.179	0.429	0.317	0.081	0.192	0.410
	Pr = 0.518				Pr = 0.507			

医療・福祉・教育関係の専門家	男				女			
	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅	介護施設	高齢住宅	医療機関	自宅
頼れる人がいない	0.324	0.068	0.163	0.445	0.305	0.084	0.183	0.429
頼れる人がいる	0.311	0.082	0.227	0.381	0.356	0.072	0.221	0.352
計	0.320	0.072	0.179	0.429	0.317	0.081	0.192	0.410
	Pr = 0.003				Pr = 0.003			

出所) 筆者作成

このように、以上の記述的な分析からは、インフォーマル・ケアの潜在的な提供源としての親族ネットワークの存在が施設サービスを代替する可能性が示される一方で、非親族ネットワークについては親族ネットワークと同様の効果が見られない。しかしながら、配偶者との死別や子との同居など、高齢期における世帯構造の変化が親族ネットワークを変化させ、それに応じて非親族ネットワークが変化していることも考えられる。また、頼れる「家族・親族」がいる場合でも、5割以上の高齢者は自宅以外での介護を希望しており、そこには在宅での生活継続を困難とする他の要因が介在している可能性もある。次節では、希望介護場所を被説明変数とする回帰分析により、更に検討を加えることとする。

Ⅲ 希望介護場所の決定要因

Ⅲ-1 推定方法

本節では、希望介護場所を被説明変数とする回帰分析により、希望介護場所に影響を与える要因について検討を行う。ここでは、Hanaoka & Norton (2008) と同様に、現在のネットワークを所与とした上で、高齢者が希望介護場所を決定するものとする。なお、被説明変数となる希望介護場所については、「介護施設」と「高齢者住宅」を1つの選択肢（以下、介護施設等）にまとめた上で分析を行った。これは、二つのサービスが代替関係にあると考えられる上、回答者にとって両者の違いが必ずしも明確でない可能性があるため

である。被説明変数は非順序型の離散変数であるため、離散選択モデルの一つである、多項プロビットを用いて推定を行った。

分析に用いた説明変数は、①親族ネットワークに関する指標、②非親族ネットワークに関する指標、③個人属性変数、および④地域変数の4つに大別される。親族ネットワークに関する指標に関しては、親族がいる場合を「1」とするダミー変数を用いており、自宅希望率に対してプラス、施設等希望率に対してマイナスの効果を持つと予想される（インフォーマル・ケアと施設サービスの代替性）。同じ親族であっても本人との関係によって効果は異なると考えられることから、配偶者、実子、同居子に対してそれぞれのダミー変数が設けられている。ここで、実子ダミーは子どもが存在することによる基本的な効果を、同居子ダミーは子どもと同居することによる追加的な効果を、それぞれ捉えることとなる。なお、実子ダミーについては男女別、同居子ダミーについては、実子の男（息子）、実子の女（娘）に加えて、実子の配偶者ダミーを用いている。

非親族ネットワークに関する指標は、前節で用いた二つの指標を用いている。すなわち会話状況の有無を表すダミー変数（「1」会話あり、「0」会話なし）と、頼れる人の有無を表すダミー変数（「1」頼れる人がいる、「0」頼れる人がいない）である。いずれの変数についても、高齢者本人との関係別にダミー変数が設定されている。

個人属性変数としては、年齢階級ダミー、健康状態ダミー、および介護経験ダミーの3種類のダミー変数を用いている。年齢階級ダミーは65歳以上70歳未満を基準とする5歳階級別のダミー変数であり、「90歳以上」を最高年齢階級としている。健康状態ダミーは現在の健康状態が「あまりよくない」「よくない」と回答した人を「1」、「よい」、「まあよい」、「ふつう」と回答した人を「0」とするダミー変数である。主観的健康感が悪い個人ほど、慢性疾患を抱えている個人が多いと考えられ、これら的高齢者は医療リスクへの対応を考慮して医療機関を選択する確率が高くなることが予想される。介護経験ダミーは「現在、介護をして

いる」と回答した人を「1」、それ以外の人を「0」とするダミー変数である。介護経験が希望介護場所に対してどのような経路で影響を与えるかは必ずしも明らかではないが、現在介護をしている人ほど家族介護者への負担を認識しており、自宅以外での介護を希望する確率が高まる可能性もある。

最後に、提供体制が影響を与える可能性を考慮して、都道府県単位で設定された6つの地域変数を投入している。具体的には、人口密度、在宅訪問診療を行っている病院の比率（以下、在宅訪問比率（病院））、同診療所比率（以下、在宅訪問比率（診療所））、65歳以上人口1000人当たり訪問介護事業者数、同病院病床数、同介護施設定員数を用いている⁵⁾。

以上の説明変数を用いて回帰分析を行うことになるが、非親族ネットワークに関する指標を除いたケースと含むケースの2通りの推定を行っている。また、非親族ネットワークに関する指標を含めた推定では、1変数のみを追加する形で推定を行っている。なお、説明変数に欠損値が含まれるサンプルを分析から除外した結果、最終的な分析対象サンプルは3,227人となっている（表1非欠損サンプル参照）。

Ⅲ-2 推定結果

表5は説明変数に非親族ネットワーク指標を含まない場合の推定結果をまとめたものである。推定は男女別に行っており、同表左列には男性サンプルの、右列には女性サンプルの結果をまとめている。なお、表中の値は平均限界効果（Average Marginal Effect）を表している。以下、親族ネットワークの効果を中心に結果を見ていくことにする。

配偶者の効果について見てみると、男性サンプルでは有意水準は低いものの予想と一致する符号となっている。すなわち、配偶者がいる場合には施設希望率が低下し、自宅希望率が上昇することになる。一方、女性サンプルでは配偶者ダミーは有意となっておらず、男女で異なる結果となっている。配偶者の影響については前節でも同様の結

表5 推定結果1

	男			女		
	施設等	医療機関	自宅	施設等	医療機関	自宅
年齢階級ダミー						
70歳以上75歳未満	-0.004 (0.031)	0.029 (0.026)	-0.024 (0.032)	-0.135 *** (0.030)	0.028 (0.025)	0.107 *** (0.030)
75歳以上80歳未満	-0.098 *** (0.034)	0.065 ** (0.027)	0.033 (0.035)	-0.114 *** (0.033)	-0.012 (0.028)	0.126 *** (0.033)
80歳以上85歳未満	-0.170 *** (0.040)	0.074 ** (0.031)	0.096 ** (0.040)	-0.233 *** (0.042)	0.002 (0.035)	0.231 *** (0.040)
85歳以上90歳未満	-0.278 *** (0.071)	0.081 (0.051)	0.197 *** (0.068)	-0.270 *** (0.056)	0.023 (0.045)	0.248 *** (0.052)
90歳以上	-0.520 *** (0.187)	0.153 (0.102)	0.367 ** (0.155)	-0.142 * (0.075)	-0.066 (0.066)	0.208 *** (0.072)
介護経験(あり)	0.140 *** (0.053)	-0.063 (0.047)	-0.077 (0.056)	0.102 ** (0.044)	0.005 (0.037)	-0.107 ** (0.046)
健康状態(悪い)	-0.044 (0.027)	0.035 * (0.021)	0.009 (0.028)	0.020 (0.026)	0.036 * (0.021)	-0.056 ** (0.025)
親族ネットワーク						
配偶者	-0.066 * (0.039)	-0.006 (0.031)	0.071 * (0.041)	0.007 (0.027)	0.006 (0.022)	-0.013 (0.026)
実子(息子)	-0.051 * (0.029)	0.022 (0.024)	0.029 (0.030)	0.014 (0.028)	0.015 (0.023)	-0.029 (0.028)
実子(娘)	-0.006 (0.027)	-0.032 (0.022)	0.038 (0.028)	-0.063 ** (0.026)	-0.005 (0.022)	0.069 *** (0.026)
同居子(息子)	-0.058 * (0.032)	0.008 (0.025)	0.050 (0.032)	-0.114 *** (0.031)	0.017 (0.025)	0.097 *** (0.031)
同居子(娘)	-0.094 *** (0.035)	0.022 (0.027)	0.072 ** (0.035)	0.040 (0.034)	-0.047 (0.029)	0.008 (0.034)
同居子(子の配偶者)	-0.108 ** (0.046)	0.003 (0.034)	0.105 ** (0.044)	-0.066 ** (0.034)	-0.035 (0.028)	0.102 *** (0.032)
地域変数						
人口密度	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
在宅訪問比率(病院)	0.005 (0.238)	-0.146 (0.194)	0.141 (0.244)	0.347 (0.231)	-0.346 * (0.195)	0.000 (0.229)
在宅訪問比率(診療所)	0.141 (0.298)	-0.263 (0.236)	0.122 (0.306)	-0.069 (0.279)	-0.049 (0.234)	0.118 (0.276)
訪問介護事業者数	-0.123 (0.082)	0.005 (0.065)	0.118 (0.083)	-0.136 * (0.076)	-0.048 (0.063)	0.185 ** (0.075)
施設定員数	0.006 (0.005)	-0.004 (0.004)	-0.002 (0.005)	0.007 (0.004)	-0.005 (0.004)	-0.002 (0.004)
病院病床数	0.000 (0.001)	0.003 *** (0.001)	-0.004 *** (0.001)	0.000 (0.001)	0.004 *** (0.001)	-0.005 *** (0.001)
サンプル数	1,529			1,698		
対数尤度	-1522.3			-1703.2		
Wald test	117.1			117.1		
chi2	117.1			158.4		
Prob > chi2	0.000			0.000		

出所) 筆者作成

注1) 表中の値は平均限界効果を、括弧内の値は標準誤差を表している。

2) ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを表している。

3) 訪問介護事業者数、施設定員数、病院病床数はいずれも65歳以上人口1人当たりの値である。

果となっており、男女の平均寿命の差が影響していると考えられる。

実子、同居子の効果もまた男女で異なる結果となっている。男性サンプルでは、息子がいる場合には施設希望率が低下するが、娘の効果に関しては同居の場合に限定されている。女性サンプルでは息子と娘の効果が逆転しており、娘の存在は同居の有無に関わらず自宅希望率を引き上げるが、

息子の効果は同居の場合にのみ有意となっている。実子の有無がフォーマル・ケアに与える影響については、娘の方が介護を行う機会費用が低く主たる介護者になりやすいため、娘の影響がより大きくなるとの指摘もある(Norton, 2000)。ここでの結果は以上の指摘と整合的とは言えないが、本稿で尋ねているのが高齢者本人の希望であり、実際の介護サービス利用ではないことが影響

表6-1 推定結果2：会話の有無

	友人・知人		近所の人		専門家	
	男	女	男	女	男	女
施設等	0.029 (0.028)	0.013 (0.030)	0.068 ** (0.028)	0.038 (0.030)	-0.010 (0.025)	0.025 (0.024)
医療機関	0.023 (0.023)	0.043 * (0.025)	-0.036 (0.022)	0.021 (0.025)	0.037 * (0.020)	0.011 (0.020)
自宅	-0.052 * (0.028)	-0.056 * (0.029)	-0.033 (0.029)	-0.058 ** (0.029)	-0.027 (0.025)	-0.036 (0.023)
サンプル数	1,529	1,698	1,529	1,698	1,529	1,698
対数尤度	-1520.6	-1700.7	-1519.1	-1701.2	-1520.5	-1702.0
Wald test						
chi2	120.4	162.7	122.7	161.6	120.6	160.4
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

出所) 筆者作成
注) 表5に同じ

表6-2 推定結果3：頼れる人の有無

	友人・知人		近所の人		専門家	
	男	女	男	女	男	女
施設等	0.008 (0.049)	0.043 (0.038)	0.025 (0.043)	-0.002 (0.039)	-0.010 (0.028)	0.031 (0.026)
医療機関	0.078 ** (0.035)	0.026 (0.031)	-0.013 (0.034)	0.050 (0.031)	0.052 ** (0.021)	0.038 * (0.021)
自宅	-0.086 * (0.050)	-0.069 * (0.039)	-0.012 (0.044)	-0.048 (0.038)	-0.042 (0.028)	-0.069 *** (0.026)
サンプル数	1,529	1,698	1,529	1,698	1,529	1,698
対数尤度	-1519.5	-1701.6	-1522.1	-1701.6		-1699.4
Wald test					-1519.2	
chi2	122.5	161.3	117.5	161.3	123.1	165.0
Prob > chi2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

出所) 筆者作成
注) 表5に同じ

している可能性がある。この点については更なる検証が求められる。

配偶者や実子の影響が男女で異なるのに対して、子の配偶者（同居）の影響については男女いずれにおいても自宅希望率を引き上げる結果となっている。以上の結果は、子の配偶者自身がインフォーマル・ケアの潜在的な提供源になるとも考えられるが、子の配偶者が同居している多くの世帯では実子もまた同居しており、同居子が既婚子であることの効果が含まれていると考えられる。親と同居している既婚子の中には、親の老化にともなう健康不安を理由として同居を開始した子どもが含まれていると考えられ、これらの世帯ではより家族介護の意向が強いと思われる⁶⁾。

以上みてきたように、親族ネットワークの有無が希望介護場所に与える影響については男女で異

なる結果となっているが、親族ネットワークが豊富なほど施設希望率が低下するという点については共通している。したがって、本稿の結果はインフォーマル・ケアと施設系サービスの代替関係を支持する結果と言える。

次に、親族ネットワーク以外の変数の影響について4点指摘する。第1に、男女いずれにおいても年齢階級が低いほど施設希望率が高くなる傾向がある。本稿の分析からは世代効果と年齢効果を区別することはできないが、仮に以上の結果が世代効果を捉えたものだとすると、高齢者介護に対する考え方が世代によって変化している可能性があり、今後ますます在宅介護が困難な状況になる可能性がある⁷⁾。第2に、介護経験ダミーについては、男女いずれにおいても施設希望率を引き上げる結果となっており、その効果も大きなものとなって

いる。介護保険制度導入以降も家族介護者には依然として大きな負担がかかっており、実際に介護を行っている人ほど家族への負担を考慮して、介護施設等での介護を希望している可能性がある⁸⁾。在宅介護を推進していくためには家族介護者の負担軽減が重要な課題となることが示唆される。第3に、女性サンプルにおいて主観的健康感が悪い個人ほど自宅希望率が低くなっている。主観的健康感が悪い個人には慢性疾患を抱えている個人が多く含まれていると考えられ、医療リスクへの対応の不安が自宅希望率を低下させている可能性がある。第4に、病床数が多い地域では自宅希望率が低下する一方で、医療機関希望率が上昇する結果となっており、病床過剰地域における介護の現状を反映している可能性がある。女性サンプルの結果からは訪問介護事業者数が多い地域ほど自宅希望率が上昇する結果となっており、在宅生活を支えるための供給体制の見直しが必要と思われる。

以上、親族ネットワークの影響を中心に希望介護場所の決定要因について見てきたが、最後に非親族ネットワークの影響について検討する。ここでは比較的多くの人々が会話相手や頼れる人として挙げている「友人・知人」、「近所の人」、および「医療・福祉・教育関係の専門家」との関係の有無に着目する。表6-1は会話状況で測ったネットワークの有無を、表6-2は頼れる人の有無で測ったネットワークの有無をそれぞれ説明変数に追加した場合の推定結果を示している。なお、いずれの表においても非親族ネットワークの結果のみ示している。符号のみに着目すると、何れの指標でも自宅希望率に与える影響はマイナスとなっており、親族ネットワークとは逆の効果となっている。手段的サポートの一つである介護については課題特定性があり、友人・知人や近所の人など親族以外の他者が提供するものは情緒的サポートに限られるとの指摘もあり（古谷野，2008）、本稿の結果は以上の指摘を支持するものとなっている。

Ⅳ おわりに

本稿では、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」の個票データを用いて、高齢者本人が希望する介護場所に影響を与える要因、とくに高齢者のネットワークが希望介護場所に与える影響について検討を行った。分析の結果、親族ネットワークが豊富な高齢者ほど自宅での介護を希望する人が多くなる一方で、友人や近所の人などの非親族ネットワークは自宅希望率を押し上げる効果を持たないことが示された。インフォーマル・ケアの新たな提供源として非親族ネットワークに期待することは困難であり、今後、在宅介護の更なる推進を図るためには、引き続き同居家族を中心とする親族に大きな役割が求められることになる。

一方で、わが国の人口動態や世帯構造の変化を考えると、在宅介護を支えている家族介護力もまた低下していくことが予想される。少子化の進展は潜在的な家族介護者の減少を意味し、在宅介護をより困難なものにすると考えられる。また、総務省「国勢調査」によると、50歳時点での男性未婚率は近年急速に上昇しており、2010年現在で20.4%にまで達している。これらの人々が未婚のまま高齢期に突入することになれば、家族介護に期待することすら難しくなる。さらに、以上の人口学的影響に加えて、高齢者介護に対する考え自体が世代によって変化しており、若い世代ほど自宅以外での介護を希望している可能性もある。

このように、現在重要な役割を担っている家族介護を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが予想されるが、在宅介護の推進という政策目標を実現するための課題として2点指摘したい。第1は、家族介護者の負担軽減である。本稿で示した通り、実際に介護を行っている人ほど施設介護を希望する割合が高くなっており、家族介護者にかかる身体的・精神的負担が施設選好を強いものにしていく可能性がある⁹⁾。第2は、医療リスクへの対応である。本稿の分析結果は、健康状態が悪い人ほど医療機関での介護を希望する割合が

高く、病床数の多い地域ほど自宅希望率が低くなる結果を示している。これらの結果の背景には医療リスクへの対応面での不安が自宅希望率を引き下げている可能性がある。在宅介護の推進という政策目標を実現するためには、これらの課題克服を通じて在宅介護の限界点を高めていく必要がある。

最後に本稿の課題について一点述べる。本稿で検討したのは高齢者本人が希望する介護場所であり、現実の介護状況を直接検討しているわけではないことに留意する必要がある。特に、在宅・施設の選択や主たる介護者の意思決定には家族の意向が大きな影響を与えていると考えられ、必ずしも高齢者が希望する形で介護が行われるとは限らない。この点については、実際の介護形態がどのように決定されているか、引き続き検討が必要である。

注

- 1) 本調査の詳細については、国立社会保障・人口問題研究所ホームページを参照されたい。
- 2) 続柄が世帯主、配偶者、親、配偶者の親となる者は65歳以上の高齢者の98.7%となっている。
- 3) 正確には、20歳未満の世帯員で、世帯主との関係が「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「子の配偶者」、「孫の配偶者」以外であり、かつ、世帯内に配偶者がいない者を「子ども」と定義している。
- 4) 本調査の質問形式の下では、回答者によって想定するサポート内容が異なる可能性があり、子育てを行っている若い世代では育児に対するサポートをより重視した回答がなされていると思われる。ただし、本稿では分析対象を65歳以上の高齢者に限定していることから、看病や介護に対するサポートについて回答が得られているものと思われる。
- 5) 介護施設定員数は介護老人福祉施設と介護老人保健施設の定員数の和としており、介護療養型医療施設の病床数は病院病床数に含まれている。
- 6) 親との同居要因に関する研究の中で、親の介護に着目した研究としては、高山・有田 (1996)、八代ほか (1997)、舟岡・鮎沢 (2000)、岩本・福井 (2001) などの研究があり、高山・有田 (1996)、八代ほか (1997) では要介護者の存在が子との同居確率を引き上げるとしている。
- 7) 本調査は在宅高齢者のみを対象としているため、年齢階級が高いほど施設入所者が脱落し、その結果、自宅希望率が上昇している可能性もある。また、回答者の年齢によって想定する介護状態が

異なる可能性もあり、回答者の年齢が低いほど長期の介護を想定している可能性もある。

- 8) 医療経済研究機構「特別養護老人ホームにおける待機者の実態に関する調査研究」(平成23年度)によると、介護施設への入所申込を行っている在宅高齢者の59.3%が「家族に負担がかかる」ことを理由として施設入所を希望している。
- 9) 山田ほか (2013) は、家族による在宅介護時間は認知症の度合いによってほぼ決まっており、家族による在宅介護時間と在宅介護にかかる経常的費用との間には統計的に有意な関係が見いだせないとしている。

参考文献

- Bonsang, E. (2009), "Does informal care from children to their elderly parents substitute for formal care in Europe?", *Journal of Health Economics*, Vol. 28 (1), pp. 143-154.
- Charles, K. and P. Sevak (2005), "Can family caregiving substitute for nursing home care?", *Journal of Health Economics*, Vol. 24, pp. 1174-1190.
- Hanaoka, C. and E. Norton (2008), "Informal and formal care for elderly persons: How adult children's characteristics affect the use of formal care in Japan", *Social Science Medicine*, Vol. 67, pp. 1002-1008.
- Norton, E. (2000). "Long-term care" In A. J. Culyer, & J. P. Newhouse (Eds.), *Handbook of health economics*, Vol. 1B. NY: Elsevier Sciences B.V. New York.
- Tamiya, N., K. Yamaoka and E. Yano (2002), "Use of home health services covered by new public long-term care insurance in Japan: impact of the presence and kinship of family caregivers", *International Journal for Quality in Health Care*, Vol. 14 (4), pp.295-303.
- Van Houtven, C.H. and E. Norton (2004), "Informal care and health care use of older adults", *Journal of Health Economics*, vol. 23 (6), pp. 1159-1180.
- 岩本康志・福井唯嗣 (2001) 「同居選択における所得の影響」『日本経済研究』第42巻, pp. 21-43。
- 菊池 潤 (2013) 「介護サービスは家族による介護を代替するか」井堀利宏・金子能宏・野口晴子編『新たなリスクと社会保障』第11章, 東京大学出版会。
- 大日康史 (2002a) 「公的介護保険による実際の介護需要の分析—世帯構造別の推定」『季刊社会保障研究』第38巻第1号, pp.67-73。
- 大日康史 (2002b) 「公的介護保険による介護サービス需要の価格弾力性の推定」『季刊社会保障研究』第38巻第2号, pp.239-244。
- 古谷野 亘 (2008) 「高齢期の社会関係—日本の高齢者についての最近の研究—」『聖学院大学論叢』

- 第21巻第3号, pp.191-200。
- 田近栄治・菊池 潤 (2003) 「介護保険財政の展開—居宅給付費増大の要因」『季刊社会保障研究』第39巻第2号, pp.174-188。
- 田近栄治・菊池 潤 (2013) 「高齢化と医療・介護費—日本版レッド・ヘリング仮説の検証—」『フィナンシャル・レビュー』第117号, 近刊。
- 高山憲之・有田富美子 (1996) 「同居・非同居の決定要因」『貯蓄と資産形成：家計資産のマイクロデータ分析』, 岩波書店。
- 舟岡史雄・鮎沢光明 (2000) 「高齢者の同居の決定要因の分析：家族の生活状況と保障機能」, 国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会。
- 八代尚宏・小塩隆士・井伊雅子・松谷萬太郎・寺崎泰弘・山岸祐一・宮本正幸・五十嵐義明 (1997) 「高齢化の経済分析」『経済分析』第151号。
- 山田篤裕・田中慶子・大津 唯 (2013) 「在宅介護にかかる総費用・時間の実態」『季刊家計経済研究』第98号, pp.12-24。
- 山村麻理子・柳原宏和 (2007) 「『国民生活基礎調査』データに基づく居宅介護サービス利用に関する多変量プロビット分析」『統計数理』, 第55巻第1号, pp.125-142。

(きくち・じゅん
国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第4室長)

壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について ——生活と支え合いに関する調査を用いて——

泉 田 信 行
黒 田 有志弥

I はじめに

個人が自らの健康を守るための機会として各種の健康診断が存在する。例えば、事業者には雇用される労働者については労働者に受診する義務が、事業者には、労働者に対し、医師による健康診断を行なう義務がある（労働安全衛生法第66条）。また、2008年4月以降は「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により後期高齢者医療制度が導入されたのと同時に特定健康診査・特定保健指導の制度が導入された。これは医療保険者が実施者となり、40歳～74歳の加入者を対象として実施される健康診断である。これらの制度上の担保により健康診断へのアクセスは着実に改善してきたと考えられる。

しかしながら、実際には健康診断というサービスへのアクセスは働き方によって異なるかも知れない。例えば、事業主健診であれば、労働安全衛生規則第44条で「事業主は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。」と規定されている。これに沿えば、事業者は、非正規就業者を構成する、パートやアルバイトという形態で働いている者に対しては健康診断の義務を負わないこととなる¹⁾。この結果、これらの者は事業主が実施する健康診断の機会を享受できないかも知れない。さらには、非正規雇用の増大によりこれらの事業主が実施する健康診断の機会を享受できない者の人数は増加していると

考えられる。

他方で、厚生労働省保険局（2012）によれば、特定健康診査実施率は23年度の速報値において全体で45.0%となっている。また、医療保険別では、市町村国保：32.7%、国保組合：41.1%、全国健康保険協会：37.4%、船員保険：35.4%、健康保険組合：69.7%、共済組合：73.0%となっており、医療保険者によって実施率は大きな差がある。なぜこのように全体の実施率が高いとは言えない状況にあるのか、医療保険者ごとに実施率が異なるのかを明らかにすることは健康診断の受診を通じた国民の健康水準を改善するために重要である。そのためには個人が置かれている環境において健康診断を受診するか否かをどのように考えているかを分析する必要がある。

Grossman（1972）は個人が健康を改善するために健康投資を行うという健康資本モデルを提唱した。効率的な健康投資を行うためには自己の健康に関する情報が必要である。健康診断を受診すること自体では健康は増進されないと考えられるが、受診する事を通じて得られる自らの健康に関する情報には価値がある（山田武 2003, 山田直志 2003, 山田・山田 2000）。個人は健康診断を受診する際にコストとベネフィットを踏まえて受診の意思決定を行う。健康診断を受診するベネフィットが大きいのか、受診するためのコスト（機会費用）が小さければ健康診断を受診する者が多くなると考えられる。

このような個人の健康診断受診行動について、疫学分野では特定健康診査のみならずそれ以前

の健康診断についても受診に影響を与える要因は検討されてきた。しかしながら、その研究の多くは特定の地域のデータによるものであり（川口他2010, 久保田他2010, 後藤他2011, 築島他2012, 宮川他2011, 諸井他2012）、必ずしも全国の場合に一般化可能であるとは言い切れない。経済学の分野では、小椋・上山・角田（2004）、山田武（2003）、山田直志（2003）、山田・山田（2000）、渡辺・大日（2003）、渡辺（2003）などにより健康診断受診の分析が行われてきた。小椋・上山・角田（2004）、山田武（2003）は健康保険組合のデータを用い、渡辺・大日（2003）、渡辺（2003）は独自のアンケート調査結果を用いている。特に、山田直志（2003）、山田・山田（2000）は厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の大調査年のデータを用いて分析を行っており、代表性のある分析であるといえる。しかしながら、これらの研究は特定健診実施前のデータを用いた分析であり、特定健診実施により受診構造が変化している可能性がある。そこで、本稿では国立社会保障・人口問題研究所が2012年7月に実施した「生活と支え合いに関する調査」を用いて健康診断受診の意思決定に関連する社会経済・家族的要因を明らかにすることを目的とする。同調査は健康診断の受診状況や個人の社会経済・家族的背景、社会的ネットワークなどの情報を調査しており、かつ、国民生活基礎調査のサンプル上で実施された後続調査であり、代表性があると考えられるデータである。同調査報告書概要版では20歳以上の男性10,138名のうち23.6%が、同女性11,035名のうち31.7%が過去1年間に健康診断を受診していないこと、その理由として必要があると思わないこと、多忙で時間が無いことなどが未受診の理由として挙げられている。本稿では、医療費が増大し始める壮年層（40～74歳）を対象を限定して健康診断未受診の要因を明らかにする事を試みる。

II データと分析方法

「生活と支え合いに関する調査 2012年」は同年6月に実施された国民生活基礎調査の後続調査

として、福島県を除く全国300調査地区に居住する世帯主及び20歳以上の個人を対象として実施された。世帯票と個人票があり、前者の有効票は11,000票（有効回収率68.3%）、後者は21,173票（有効回収率80.6%）となっている²⁾。このうち壮年期から高齢期（40歳～74歳）のサンプルに限定して分析に用いる。

以下の分析において被説明変数として用いるのは過去1年間の健康診断受診状況についての回答である。「受診した」、「受診しなかった」の2選択肢が提示されている³⁾。次節では、「受診しなかった」と回答した者の割合について、性・年齢階級別の分類を基礎に、同調査で収集された他の項目「就業・非就業」、「介護の状況」、「子どもの有無」、「暮らし向きの状況」、「等価世帯所得階級」、「会話頻度」、「離婚経験」、「学歴」との関連性について図により簡単に確認する。

「就業・非就業」については現在の就業状況として同調査では質問され、選択肢は「仕事をしている（休業、求職中を含みます。学生のアルバイトは除きます）」、「仕事をしていない（仕事を探している）」、「仕事をしていない（仕事を探していない、または、学生である）」とされている。図示する際には、仕事をしていない場合をひとつにまとめて非就業としている。「介護の状況」については、「現在、介護をしている」、「介護をしたことがある」、「介護の経験はない」の3選択肢が与えられている。「子どもの有無」については子どもとの同別居に関わらず質問している。（現在の）暮らし向きについては、「大変ゆとりがある」、「ゆとりがある」、「普通」、「やや苦しい」、「大変苦しい」を選択する質問となっている。分析においては、「大変ゆとりがある」、「ゆとりがある」と回答した者を合わせて「相対的にゆとり」とし、「やや苦しい」、「大変苦しい」と回答した者を合わせて「相対的に苦しい」としている。「等価世帯所得階級」は世帯単位で所得を合算し、世帯人員数の平方根で除して算出した等価世帯所得を世帯ごとに10分位とし⁴⁾、世帯ごとに所属する個人にその値を割り当てている。「会話頻度」については「毎日」、「2～3日に1回」、「4～7日（1週間）

に1回]、「2週間に1回]、「1か月に1回]、「ほとんど話をしない」のうち、後3者を「2週間に1回以下」とし、それに該当するか否かで分類した。「離婚経験」については1回以上の離婚経験の有無について質問している。「学歴」についてはここでは「最後に通った(通っている)学校」についての結果を利用している⁵⁾。小学校から短大・高等専門学校およびその他(専修学校, 専門学校)と大学以上とで比較している。

分析では、データを概観した後に、「受診しなかった」を選択するか否かについて多変量ロジスティック回帰分析が行われる。ある調査対象者が「受診しなかった」を選択する確率を p とすれば、「受診した」を選択する確率は $1-p$ となる。オッズは $p/(1-p)$ で示されることとなる。これを対数変換したものを被説明変数とし、 k 個の説明変数 x_1, \dots, x_k と誤差項 ε からなる推定式

$$\ln \frac{p}{1-p} = \beta_0 + \beta_1 x_1 + \dots + \beta_k x_k + \varepsilon$$

によりパラメータ $\beta_0, \beta_1, \dots, \beta_k$ を推定する。第 j 説明変数が二値変数 $x_j = \{0, 1\}$ である場合、推定されたパラメータ β_j を用いてその説明変数にかかるオッズ比は e^{β_j} と示される。オッズ比が1より大きい場合には被説明変数と説明変数は正の関連を持ち、1より小さい場合には負の関連を持つことになる。

使用する変数はデータを概観する際に用いられる変数とほぼ同様である。ただし、分析にあたっては2値変数のダミー変数とするためリファレンスグループを設定する必要がある。性別については男性を基準(値:0)とした女性の時に(値:1)となる女性ダミー変数とした。年齢階級については、40～44歳の個人をリファレンスとした年齢5歳ごとの年齢階級ダミー変数とした。等価世帯所得については第5十分位をリファレンスとして等価世帯所得階級ごとのダミー変数を作成した。就業状況については、「仕事をしている」と回答している個人をリファレンスとし、「仕事をしていない(仕事を探している)」と回答した者について「仕事をしていない(求職中)」ダミー変数を作成した。「仕事をしていない(仕事を探してい

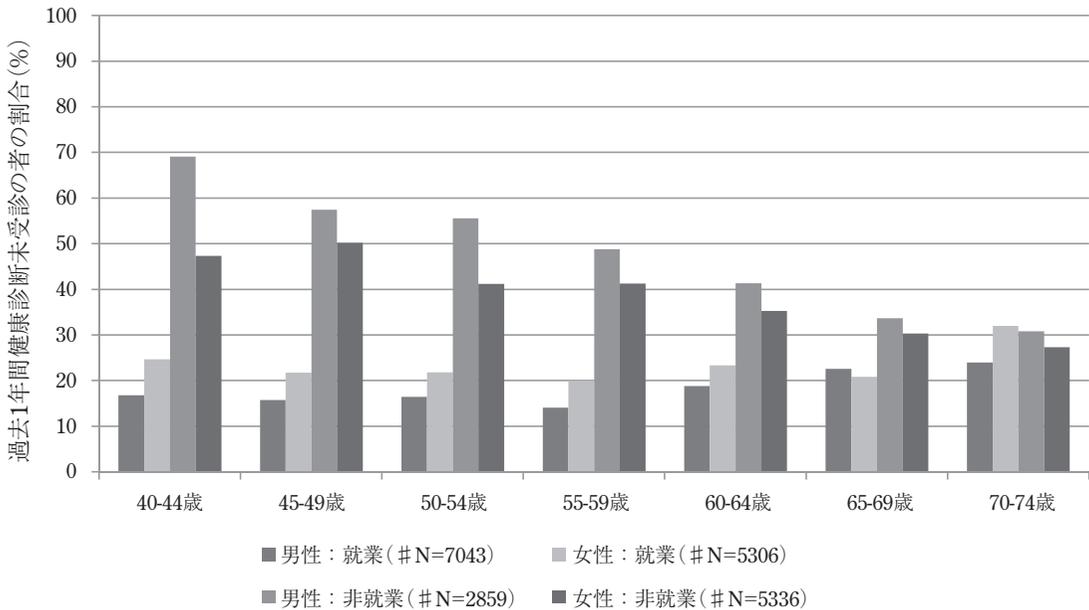
ない, または, 学生である)」と回答した者については、「仕事をしていない(求職していない)」ダミー変数を作成した。その他、「子どもあり」ダミー変数(リファレンス; 子どもなし), 「教育歴が大学以上」ダミー変数(リファレンス; 最後に通った学校でそれ以外を選択した者), 「会話が2週間に1回以下」ダミー変数(リファレンス; 会話が2週間に1回より多いと回答した者), 「現在介護をしている」ダミー変数(リファレンス; 介護をしたことがある, 介護の経験は無い, のいずれかと回答した者), 「離婚を経験している」ダミー変数(リファレンス; 離婚を経験していないと回答した者), をそれぞれ作成した⁶⁾。

次いで、非就業者である者に限定して同様の分析を行う。さらに非就業者かつ就業経験のある者に限定して最後についていた職についての退職した理由を説明変数として用いる。退職した理由は、「離職(倒産・解雇)」、「離職(雇用条件の悪化)」、「離職(定年・契約期間の満了)」、「離職(結婚・出産・育児)」、「離職(病気)」、「離職(家族の介護・看護)」、「離職(その他)」とされている。多重ロジスティック回帰においては、離職(定年・契約期間の満了)であるものをリファレンスとしてそれぞれの退職理由に関するダミー変数を作成し、分析に用いる。

III 結果

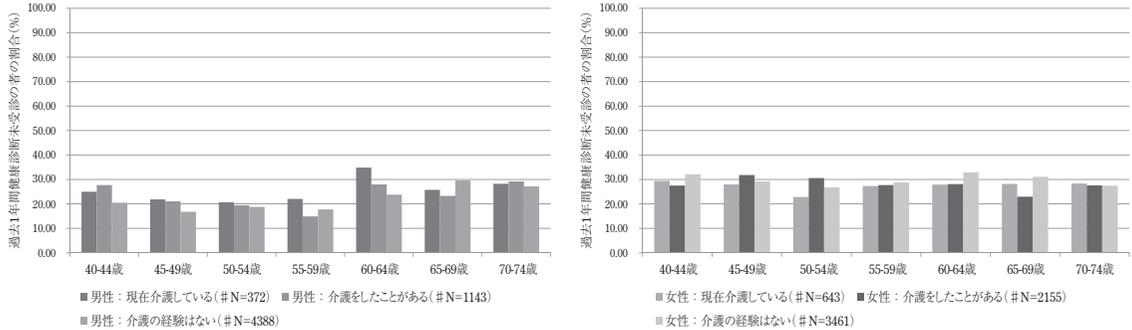
まずは健康診断を受診しなかったことと個人属性との関係性について概観する(図表1~図表8)。図表1は性・年齢5歳階級別、就業・非就業別に「昨年1年間で必要な健康診断を受診しなかったことがある」者の割合(以下、「受診しなかった者の割合」と略記する)を示している。男女ともに非就業である者の方が、就業している者よりも受診しなかった者の割合が高く、就業者と非就業者の差は若いほど大きかった。

図表2は介護の状況別に受診しなかった者の割合を示している。男女ともに現在介護をしている者とそうでない者の間ではあまり差がない結果となっていた。



出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表1 年齢階級別就業状況別必要な健康診断を受診しなかった者の割合



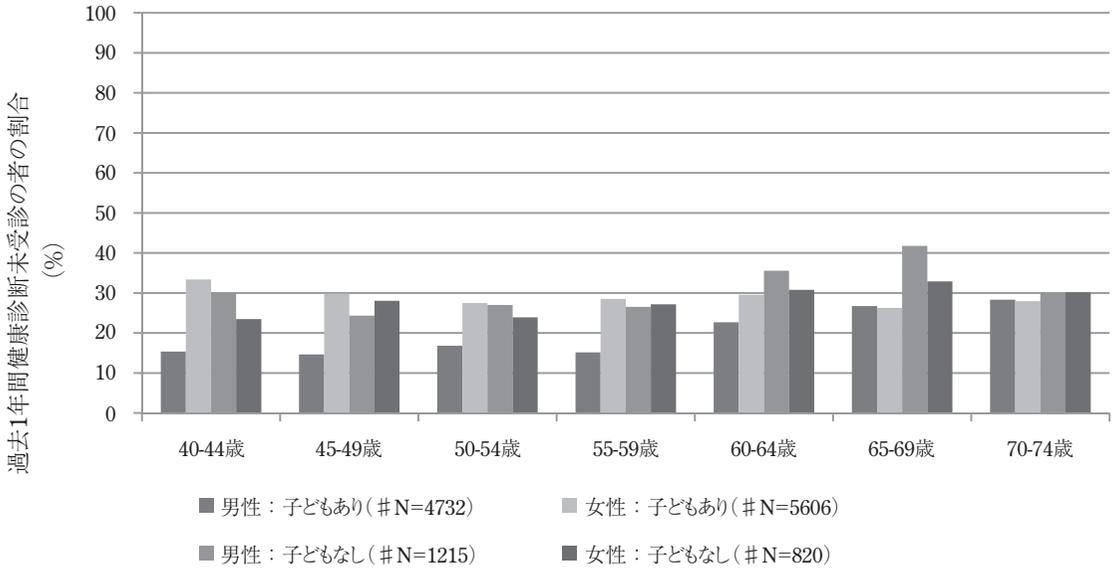
出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表2 介護の状況別必要な健康診断を受診しなかった者の割合

図表3は子どもの有無別に受診しなかった者の割合を示している。65歳以上、以下で異なる結果となっている。65歳以下では、男性は子どもありの者は子供なしの者よりも受診しなかった者の割合は低かった。他方、女性は逆に子どもありの者は子どもなしの者よりも受診しなかった者の割合が高かった。65歳以上では、男女ともに子どもありの者の方が子供なしの者よりも受診しなかった者の割合が低かった。

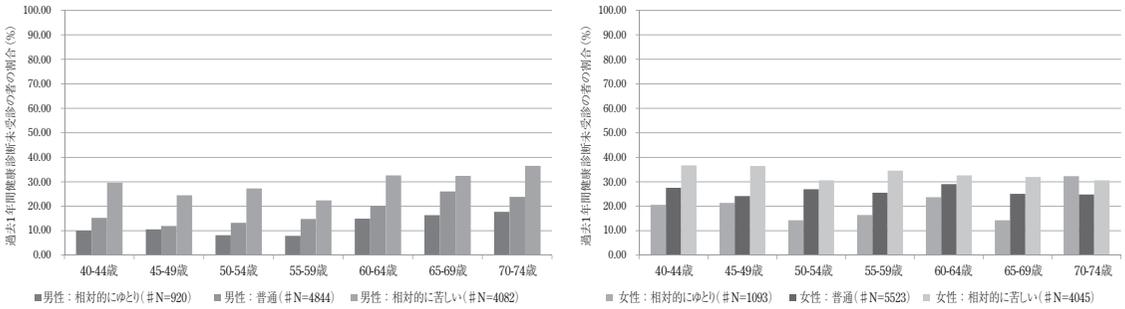
図表4は暮らし向きの状況別に受診しなかった者の割合を示している。女性の70-74歳階級を除いて、「相対的にゆとり」があると受診しなかった者の割合は低く、「相対的に苦しい」者の受診しなかった者の割合は高い。「普通」と回答している者は両者の中間に位置する。

等価世帯所得10分位別の個人を第1～第3, 第4～第7, 第8～第10分位にまとめると(図表5), 世帯所得階級第1～第3分位の者にて受診しな



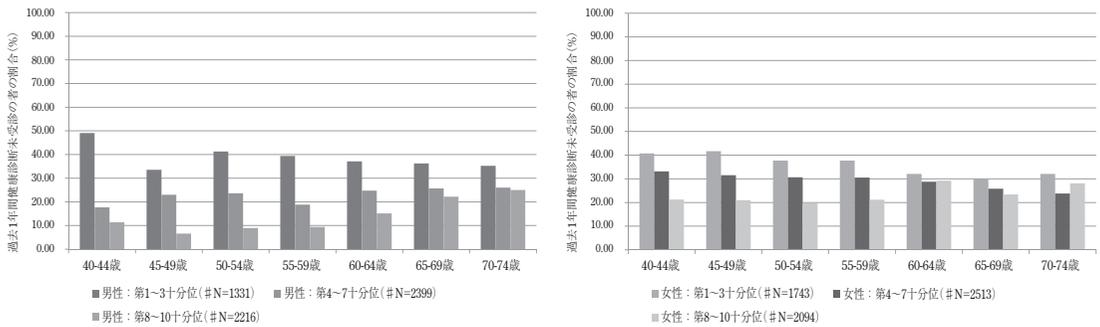
出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表3 子どもの有無別必要な健康診断を受診しなかった者の割合



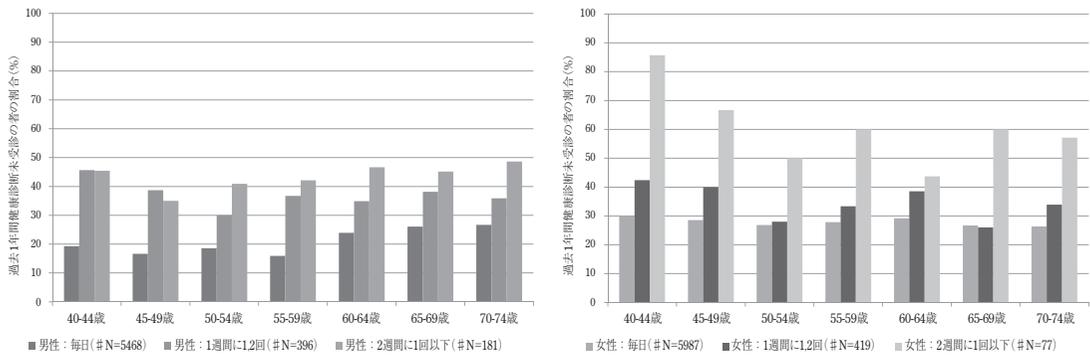
出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表4 暮らし向きの状況別必要な健康診断を受診しなかった者の割合



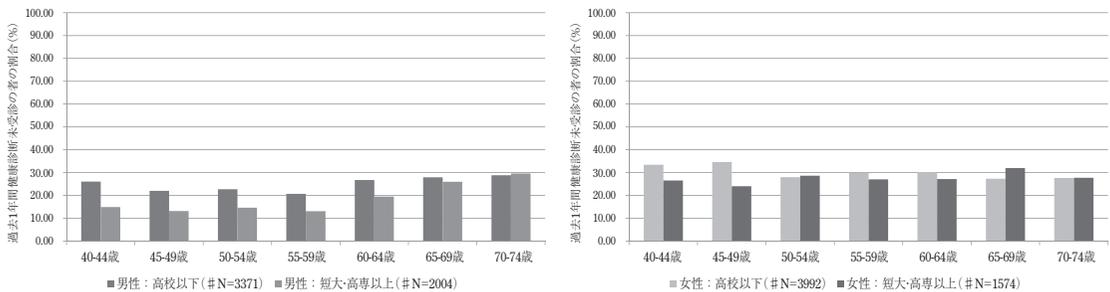
出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表5 等価世帯所得階級別必要な健康診断を受診しなかった者の割合



出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表6 会話頻度別健康診断を受診しなかった者の割合



出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表7 学歴別必要な健康診断を受診しなかった者の割合

かった者の割合が最も高くなっていった。例外もあるが、ほぼ第8～第10分位の者において受診しなかった者の割合が最も低くなっていった。

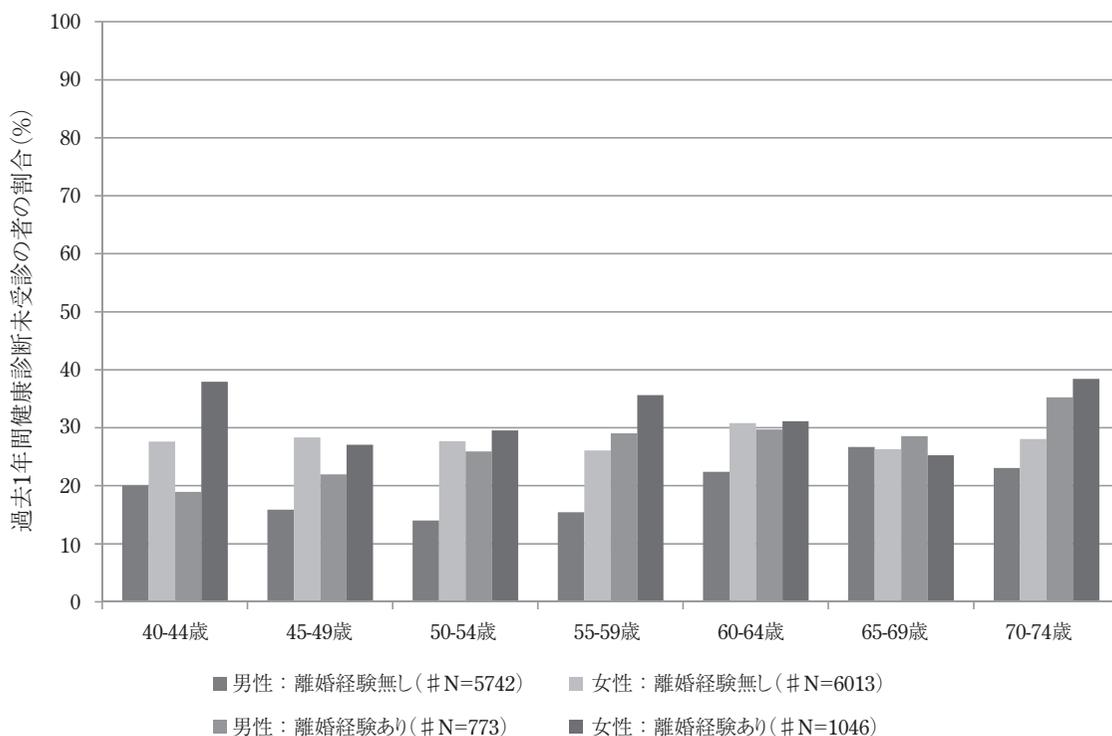
他者との会話頻度を「毎日」、「1週間に1,2回」、「2週間に1回以下」とまとめると、女性の65-69歳階級で例外となるものの、「毎日」会話する者において受診できない者の割合が最も低くなっていった(図表6)。また、男性の40代を除けば「2週間に1回以下」会話する者において受診できない者の割合が最も低くなっていった。

学歴を高校以下、短大・高専以上に2分類すると、ほとんどの場合において、短大・高専以上の方が受診できない者の割合が高かった(図表7)。

離婚経験の有無で2分類すると、男性40～44歳、女性45～49歳、女性65～69歳などの例外もあるが、離婚経験ありの群において健康診断未受診率が高かった(図表8)。

次に多変量ロジスティック回帰分析の結果を示す。分析に使用された変数の記述統計表は図表9にまとめられている。無回答となったケースを除外すると、サンプルサイズは10828となった。推定結果は図表10にまとめられている。大きく分けると男女計と男女別の結果となっている。それぞれについて性・年齢階級・所得階級だけを説明変数に投入した推定とその他説明変数を投入した推定結果が示されている。

性・年齢・所得だけを投入した分析においては、男女計の場合、女性ダミーも年齢ダミーも全く有意では無かった。等価世帯所得階級第5十分位をリファレンスグループとすると、第4、第6十分位ダミー変数は統計的に有意では無いが、第4十分位よりも世帯所得が低いことと健康診断の未受診は統計的に有意な正の関連を持つことが示された。逆に第6十分位よりも世帯所得が高いことと



出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

図表8 離婚経験別必要な健康診断を受診しなかった者の割合

健康診断の未受診に統計的に有意に負の関連性を持つことが示された。

男女別にかけて同様の推定を行うと、年齢65～69歳ダミー変数が男性では統計的に有意に正の、女性では統計的に有意に負の関連を示すことが示された。所得については極めて対照的な結果が得られた。男性については男女計の場合とほぼ同じ結果となったが、女性の場合は第1、第9、第10十分位ダミー変数のみが統計的に有意となった。

所得や人口学的変数以外にも変数を投入した場合にも男女別に対照的な結果が得られる。子どもがあることは男女計では有意な結果とならなかったが、男性の場合は有意に負の関連があった。女性の場合には有意な関連はなかった。離婚経験は男性では統計的に有意な正の関連があったが、女性の場合においては有意ではなかった。その他の変数では、職についていない(求職中)、職につ

いていない、変数は男女ともに統計的に有意であり、オッズ比がそれぞれ2を超えていた。会話が2週間一回未満であることは統計的に有意に正の関連を示しており、オッズ比も大きい。しかしながら、特に女性について、推定値の標準誤差が大きいため95%信頼区間が広く(2.09-6.42)になっていた。離婚経験があることは男性でのみ正の関連があることが示された。

年齢階級別のダミー変数は、男性についての推定では全く有意では無かった。女性についての推定においては、60～64歳、65～69歳、70歳以上の各年齢ダミー変数が有意となっていた。所得変数は女性では等価世帯所得階級第9、10十分位変数が統計的に有意な負の関連を持っていたが、男性では第1～4、第8～10十分位変数が有意となっていた。

次に、就業経験のある現在就業していない者に限った推定結果が図表12にまとめられている。ま

図表9 記述統計表

変数	Obs	Mean	SD	Min	Max
受診できなかった経験	10828	0.258	0.438	0.000	1.000
女性ダミー	10828	0.515	0.500	0.000	1.000
年齢45～49	10828	0.137	0.344	0.000	1.000
年齢50～54	10828	0.125	0.331	0.000	1.000
年齢55～59	10828	0.144	0.351	0.000	1.000
年齢60～64	10828	0.177	0.381	0.000	1.000
年齢65～69	10828	0.144	0.351	0.000	1.000
年齢70～74	10828	0.116	0.320	0.000	1.000
等価世帯所得階級第1十分位	10828	0.058	0.234	0.000	1.000
等価世帯所得階級第2十分位	10828	0.076	0.266	0.000	1.000
等価世帯所得階級第3十分位	10828	0.089	0.285	0.000	1.000
等価世帯所得階級第4十分位	10828	0.081	0.273	0.000	1.000
等価世帯所得階級第6十分位	10828	0.106	0.308	0.000	1.000
等価世帯所得階級第7十分位	10828	0.100	0.300	0.000	1.000
等価世帯所得階級第8十分位	10828	0.106	0.308	0.000	1.000
等価世帯所得階級第9十分位	10828	0.122	0.327	0.000	1.000
等価世帯所得階級第10十分位	10828	0.127	0.333	0.000	1.000
子どもあり	10828	0.832	0.374	0.000	1.000
職に就いていない（求職中）	10828	0.092	0.288	0.000	1.000
職に就いていない（求職していない）	10828	0.272	0.445	0.000	1.000
教育歴が大学以上	10828	0.205	0.404	0.000	1.000
会話が2週間に1回未満	10828	0.018	0.134	0.000	1.000
現在介護をしている	10828	0.082	0.275	0.000	1.000
離婚経験あり	10828	0.102	0.303	0.000	1.000

出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

ず離職理由についての変数を含まない推定について確認する。男性については、60～64歳、65～69歳、70歳以上の各年齢ダミー変数がそれぞれ統計的に有意な負の関連を、等価世帯所得階級第1、2十分位変数が統計的に有意な正の関連を持っていた。その他には会話が2週間に1回未満であることが統計的に有意な正の関連を持つだけであった。

女性については、60～64歳、65～69歳、70歳以上の各年齢ダミー変数、等価世帯所得階級第10十分位変数が統計的に有意な負の関連をそれぞれ持っていた。それ以外の変数では、会話が2週間に一回未満であることはやはり統計的に有意に正の関連を示しており、オッズ比も6.190と大きい。推定値の標準誤差も大きく、95%信頼区間が(2.897-13.23)と広がっていた。離婚経験は統

計的に有意な正の関連を示し、オッズ比は1.364であった。教育歴が大学以上であることは統計的に有意な負の関連を示し、オッズ比は0.707であった。

次に離職理由についての変数を含む推定結果について確認する(図表11)⁷⁾。男性については、離職理由についての変数を含まない場合と同じく、60～64歳、65～69歳、70歳以上の各年齢ダミー変数が統計的に有意な負の関連を、等価世帯所得階級第1十分位変数が統計的に有意な正の関連を持っていた。その他の変数で統計的に有意であるものは離職(家族の介護・看護)のみであった⁸⁾。オッズ比が3.909と大きくなっていった。ただし、標準誤差も1.578と大きいため、推定値の95%信頼区間は(1.773-8.622)と非常に広がっていた。

図表10 推定結果表-1

	男女計						男性						女性					
	Odds Ratio	S.E.	p-value															
子どもあり				0.922	0.058	0.196				0.717	0.063	0.000				1.198	0.112	0.053
仕事に就いていない(求職中)				2.490	0.191	0.000				2.510	0.306	0.000				2.201	0.219	0.000
仕事に就いていない(求職していない)				2.387	0.142	0.000				2.233	0.234	0.000				2.274	0.166	0.000
教育歴が大学以上				0.815	0.053	0.002				0.865	0.070	0.075				0.819	0.092	0.075
会話が2週間に1回未満				2.121	0.325	0.000				1.509	0.287	0.031				3.661	1.049	0.000
現在介護をしている				1.002	0.082	0.985				1.085	0.152	0.558				0.956	0.097	0.659
離婚経験あり				1.224	0.093	0.008				1.312	0.155	0.021				1.170	0.117	0.116
女性ダミー	1.390	0.063	0.000	1.134	0.057	0.012												
年齢45～49	0.924	0.077	0.347	0.937	0.080	0.443	0.890	0.118	0.378	0.921	0.124	0.540	0.947	0.104	0.619	0.944	0.106	0.609
年齢50～54	0.898	0.078	0.219	0.887	0.079	0.179	0.934	0.126	0.613	0.947	0.130	0.692	0.860	0.099	0.189	0.840	0.099	0.139
年齢55～59	0.919	0.077	0.313	0.858	0.074	0.074	0.935	0.123	0.608	0.936	0.126	0.623	0.910	0.099	0.385	0.817	0.092	0.073
年齢60～64	1.000	0.077	0.996	0.796	0.065	0.005	1.123	0.134	0.330	0.991	0.125	0.943	0.916	0.093	0.389	0.702	0.076	0.001
年齢65～69	1.005	0.081	0.946	0.682	0.060	0.000	1.335	0.161	0.017	0.997	0.136	0.980	0.795	0.087	0.036	0.534	0.063	0.000
年齢70～74	0.974	0.083	0.759	0.584	0.056	0.000	1.238	0.159	0.095	0.799	0.120	0.134	0.810	0.093	0.067	0.504	0.063	0.000
等価世帯所得階級第1十分位	1.819	0.183	0.000	1.335	0.139	0.006	2.396	0.373	0.000	1.630	0.267	0.003	1.521	0.200	0.001	1.196	0.163	0.189
等価世帯所得階級第2十分位	1.532	0.143	0.000	1.454	0.139	0.000	2.326	0.329	0.000	1.886	0.277	0.000	1.142	0.142	0.284	1.197	0.152	0.158
等価世帯所得階級第3十分位	1.450	0.130	0.000	1.399	0.128	0.000	1.697	0.227	0.000	1.569	0.215	0.001	1.263	0.152	0.053	1.256	0.155	0.064
等価世帯所得階級第4十分位	1.121	0.106	0.228	1.130	0.109	0.204	1.360	0.188	0.026	1.323	0.187	0.048	0.945	0.122	0.664	0.980	0.129	0.878
等価世帯所得階級第6十分位	0.949	0.085	0.557	1.003	0.091	0.971	0.916	0.123	0.513	1.015	0.139	0.915	0.982	0.118	0.881	0.997	0.122	0.980
等価世帯所得階級第7十分位	0.809	0.075	0.023	0.853	0.081	0.094	0.692	0.100	0.011	0.767	0.112	0.070	0.908	0.112	0.434	0.921	0.116	0.512
等価世帯所得階級第8十分位	0.711	0.067	0.000	0.780	0.075	0.010	0.617	0.090	0.001	0.706	0.104	0.019	0.792	0.099	0.061	0.838	0.106	0.164
等価世帯所得階級第9十分位	0.562	0.053	0.000	0.645	0.062	0.000	0.451	0.068	0.000	0.540	0.083	0.000	0.654	0.081	0.001	0.715	0.090	0.008
等価世帯所得階級第10十分位	0.463	0.045	0.000	0.545	0.055	0.000	0.359	0.056	0.000	0.429	0.068	0.000	0.551	0.070	0.000	0.627	0.082	0.000
定数項	0.328	0.027	0.000	0.302	0.030	0.000	0.291	0.035	0.000	0.300	0.042	0.000	0.502	0.053	0.000	0.322	0.044	0.000
Number of obs	10828			10828			5249			5249			5579			5579		
LR chi2	412.27			742.22			345.09			487.61			88.16			269.42		
Prob > chi2	0			0			0			0			0			0		
Log likelihood	-3801.797			-3815.806			-3906.079			-3504.818			-3328.737			-3238.046		
Pseudo R2	0.0333			0.06			0.0621			0.0877			0.0131			0.0399		

出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

女性については、年齢階級変数は60～64歳、65～69歳、70歳以上の各ダミー変数が統計的に有意に負の関連を示していた。所得階級変数は所得第10十分位変数のみが統計的に有意な負の関連を示していた。年齢と所得の変数以外では、会話が2週間に一回未満であることが統計的に有意な正の関連を示しており、オッズ比も5.899と大きい。やはり推定値の標準誤差が大きいため95%信頼区間が広く(2.582-13.48)なっていた。離婚経験も統計的に有意な正の関連を示し、オッズ比は1.383であった。定年・契約期間の満了をリファレンスとした離職にかかる変数は多くが統計的に有意な正の相関を持つ結果となっていた。有意な変数のオッズ比は、離職(倒産・解雇):2.008, 離職(雇用条件の悪化):1.764, 離職(結婚・出産・育児):1.498, 離職(病気):1.499, 離職(結婚・出産・育児):1.498, 離職(家族の介護・看護):1.955となっていた。

IV 考察

推定結果は次の通りまとめられるであろう。就業・非就業の者双方を含む推定では、仕事に就いていない(求職中)、仕事に就いていない(求職していない)、会話が2週間に1回未満が男女共通に健康診断未受診と正の関連があった。男性のみについては、さらに、離婚経験ありが正の関連を持ち、子どもがいることは負の関連を持っていた。年齢は女性については負の関連があったが、男性については関連が無かった。男性では所得が高いこと健康診断の未受診と負の関連があるが、女性については非常に所得が高い群であることのみが健康診断未受診と負の関連を持っていた。就業経験のある未就業者に限定すると、男女とも年齢が高いことが健康診断未受診と負の相関を持つが、所得については男性では最も低い層であること、女性ではもっと高い層であることが健康診断未受

図表11 推定結果表-2

	男女計						男性						女性					
	Odds Ratio	S.E.	p-value															
子どもあり	0.900	0.090	0.294	0.950	0.103	0.636	0.768	0.126	0.109	0.893	0.157	0.522	1.049	0.142	0.725	1.018	0.150	0.905
仕事に就いていない(求職中)	0.922	0.075	0.318	0.892	0.079	0.200	0.917	0.131	0.542	0.983	0.150	0.910	0.914	0.093	0.378	0.862	0.096	0.183
教育歴が大学以上	0.834	0.090	0.093	0.851	0.099	0.165	0.954	0.142	0.753	0.946	0.151	0.729	0.707	0.117	0.035	0.715	0.129	0.063
会話が2週間に1回未満	2.738	0.556	0.000	2.484	0.546	0.000	1.721	0.438	0.033	1.560	0.431	0.108	6.190	2.398	0.000	5.899	2.486	0.000
現在介護をしている	1.108	0.126	0.367	1.134	0.136	0.293	1.102	0.234	0.648	0.999	0.223	0.996	1.116	0.152	0.419	1.179	0.171	0.254
離婚経験あり	1.410	0.175	0.006	1.373	0.181	0.016	1.388	0.298	0.126	1.319	0.300	0.223	1.412	0.216	0.024	1.383	0.226	0.047
離職(倒産・解雇)				1.828	0.272	0.000				1.465	0.351	0.111				2.008	0.397	0.000
離職(雇用条件の悪化)				1.659	0.269	0.002				1.505	0.397	0.121				1.764	0.375	0.008
離職(結婚・出産・育児)				1.436	0.179	0.004										1.498	0.216	0.005
離職(病気)				1.445	0.180	0.003				1.319	0.258	0.158				1.499	0.253	0.017
離職(家族の介護・看護)				1.523	0.239	0.007				3.909	1.578	0.001				1.354	0.251	0.101
離職(その他)				1.782	0.236	0.000				1.370	0.347	0.214				1.955	0.323	0.000
女性ダミー	0.840	0.067	0.028	0.713	0.066	0.000												
年齢45～49	0.949	0.164	0.761	0.922	0.169	0.658	0.571	0.250	0.201	0.519	0.251	0.175	1.084	0.207	0.671	1.051	0.210	0.805
年齢50～54	0.764	0.134	0.125	0.716	0.133	0.072	0.529	0.207	0.103	0.498	0.206	0.092	0.853	0.169	0.423	0.794	0.168	0.274
年齢55～59	0.782	0.122	0.116	0.725	0.122	0.056	0.591	0.215	0.148	0.556	0.216	0.131	0.859	0.150	0.384	0.782	0.148	0.195
年齢60～64	0.539	0.074	0.000	0.564	0.084	0.000	0.404	0.125	0.003	0.407	0.136	0.007	0.589	0.094	0.001	0.600	0.104	0.003
年齢65～69	0.422	0.059	0.000	0.455	0.070	0.000	0.336	0.104	0.000	0.338	0.114	0.001	0.459	0.075	0.000	0.486	0.087	0.000
年齢70～74	0.348	0.049	0.000	0.397	0.063	0.000	0.273	0.086	0.000	0.286	0.099	0.000	0.392	0.065	0.000	0.442	0.082	0.000
等価世帯所得階級第1十分位	1.449	0.188	0.004	1.419	0.198	0.012	1.959	0.440	0.003	1.759	0.426	0.020	1.267	0.204	0.142	1.331	0.230	0.097
等価世帯所得階級第2十分位	1.317	0.183	0.048	1.252	0.186	0.130	1.702	0.388	0.020	1.430	0.348	0.142	1.114	0.199	0.548	1.122	0.215	0.547
等価世帯所得階級第3十分位	1.213	0.159	0.140	1.167	0.163	0.269	1.035	0.229	0.876	0.960	0.227	0.862	1.361	0.223	0.060	1.336	0.235	0.100
等価世帯所得階級第4十分位	1.056	0.150	0.699	1.104	0.165	0.507	1.129	0.268	0.609	1.125	0.280	0.636	1.024	0.182	0.895	1.102	0.207	0.605
等価世帯所得階級第5十分位	0.985	0.135	0.915	0.943	0.138	0.692	0.897	0.223	0.661	0.736	0.198	0.255	1.017	0.168	0.917	1.054	0.187	0.767
等価世帯所得階級第6十分位	1.016	0.144	0.910	0.992	0.148	0.958	1.175	0.298	0.525	1.210	0.317	0.466	0.949	0.162	0.758	0.919	0.167	0.642
等価世帯所得階級第7十分位	0.898	0.134	0.472	0.901	0.141	0.508	0.784	0.222	0.391	0.740	0.220	0.310	0.936	0.166	0.708	0.977	0.183	0.902
等価世帯所得階級第8十分位	0.892	0.137	0.454	0.922	0.148	0.612	1.118	0.335	0.711	1.204	0.376	0.552	0.838	0.151	0.328	0.858	0.164	0.424
等価世帯所得階級第9十分位	0.583	0.098	0.001	0.576	0.104	0.002	0.478	0.180	0.050	0.513	0.198	0.084	0.610	0.117	0.010	0.605	0.126	0.016
等価世帯所得階級第10十分位	1.275	0.224	0.167	0.978	0.194	0.912	1.686	0.547	0.107	1.378	0.509	0.385	0.893	0.185	0.586	0.596	0.150	0.039
定数項	3935			3523			1279			1168			2656			2355		
Number of obs	209.73			209.07			105.17			112.71			130.28			128.09		
LR chi2	0			0			0			0			0			0		
Prob > chi2	-250.118			-225.082			-802.3781			-794.9605			-1684.1278			-1683.2866		
Log likelihood	0.0403			0.0449			0.0615			0.0721			0.0372			0.0414		

出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) の個票データの再集計により筆者作成

診と正の(負の)関連を持っていた。年齢や所得以外の変数で有意な変数は減少し、女性では教育歴が大学以上であること、会話が2週間に1回未満であることはそれぞれ統計的に有意に健康診断未受診と負の(正の)関連を持っていた。男性についてはこれらの変数は有意ではなかった。定年・契約期間の満了をリファレンスとした離職理由についての変数を投入すると、男性は家族の看護・介護の場合に統計的に有意に健康診断未受診と正の関連を持っていた。女性の場合は家族の看護・介護以外の全ての離職理由が健康診断未受診と正の関連を持っていた。

本稿の結果と先行研究の結果と比較していきたい。まず、年齢変数のうち、60～64歳、65～69歳、70歳以上ダミー変数は多くの場合有意であった。また、その符号は負であり、年齢が高いと健

康診断を受診できにくい傾向が少ない(受診しやすい)、というものであった。これは多くの先行研究と整合的な結果である。なお、小椋・上山・角田(2004)は年齢変数の重要性に指摘しつつも本研究や他の研究と異なる結果を得ている。

就業者と非就業者を合わせた分析においては、仕事に就いていないことは健康診断未受診と正の関連を持っていた。分析対象となる年齢層において仕事に就いていない者は国民健康保険加入者が被用者保険の被扶養者であると考えられる。前者の層は本稿冒頭でも示したとおり特定健診未受診者の割合が高い。本稿の結果は整合的な結果となっている。

山田・山田(2000)、山田直志(2003)、渡辺(2003)、渡辺・大日(2003)において組合健康保険加入者の健康診断受診率が高いことが指摘され、木村

(2013)では非就業者よりも就業者の方が健康診断受診率が高いことが指摘されており、本稿の結果はこれらの結果と整合的となっている。

就業者と非就業者を合わせた分析においては、子供があることは男性にとっては健康診断未受診と負の関連を、女性にとっては正の関連を持っていた。これは木村(2013)によっても指摘されている。他方、非就業者のみの分析においては、子供があることは男女ともに有意な効果を持たなかった。このことは、就業者と非就業者で、就業者の男女間で、子どもを持つことと健康診断の受診行動とで異なる関連があることを示唆していると考えられる。非正規雇用の比率が増大しているとはいえ、男性が正規雇用で働く者が多く、女性は非正規雇用で働く者が多い現状を考えると、男性については就業先で健康診断を受診でき、女性の場合はそうではないケースが多いかも知れない。その場合、男性は子どもの有無により健康診断を受診する機会費用はほとんどないが、女性の場合は就業、子育てを行うことが健康診断受診の機会費用を高めているかも知れない。実際、「生活と支え合いの調査」報告書概要版(国立社会保障・人口問題研究所2013)自体や、山田武(2003)、久保田他(2010)、後藤他(2011)、服部他(2012)でも指摘されているように「忙しい」ことが未受診の大きな理由として挙げられている。また、非就業者については子どもの有無は受診と有意に関連する要因では無かったことと考え合わせると、説明としては整合的である。ただし、既に疾患に罹患している場合は、健康診断未受診により疾患の発見が遅延することは本人が非常に大きな損失を負うことになる。このため、築島他(2012)にて示されているように、「検査への関心」、「意義の認識」、「意義や効果の理解」などをさらに周知することが必要かも知れない。また、非正規就業の場合、就業先で受診機会が無いために、そもそもどこで受診できるのかが理解されていないのかも知れない。これは築島他(2012)にて最も受診と関連する要因として指摘されている点である。これらの結果から、特に子どものいる、女性就業者の健康診断受診の機会費用を引き下げること

健康診断の意義をさらに周知することが必要かも知れない。

他方で、就業・非就業、性別にかかわらず、現在介護をしていることは健康診断受診に統計的に有意な関連を持っていなかった。この結果は子どもに関する結果とはきわめて対照的であり、介護をしていることが健康診断受診の機会費用を高めることにはなっていないことを示唆している。この点については離職理由変数の結果のところで述べる。

このほか、就業者と非就業者を合わせた分析では男女ともに、非就業者に限定した分析では女性において、会話が2週間に1回以下、であることが健康診断未受診と正の関連を示していた。会話の有無・回数は個人が持つネットワークを反映していると考えられ、ネットワークと健康診断未受診が関連を持つことを意味している。実際、岡村他(1999)や三弊他(2006)はそれぞれの論文にて定義されている社会的ネットワーク得点やソーシャルサポート・ネットワークが健康診断受診に関連すると指摘しており、本分析の結果はそれらと整合的であると言える。

女性については、定年・契約期間の満了をリファレンスとした離職理由のほとんどの変数が健康診断未受診と統計的に有意な正の関連を持っていたことは、定年や契約期間の満了という予定された形以外での就業状態の変化は健康診断未受診のきっかけになる可能性があることを示唆している。離職して非就業である者は国民健康保険が被用者保険の被扶養者となっていると考えられるため、一連の先行研究での指摘がここでも妥当なのかも知れない。ただし、この説明の難点は、結婚・出産・育児という他の離職形態と比較すれば、ある程度予定された離職行動の場合でも健康診断未受診と統計的に有意な正の関連を持っていることを説明できないことである。この点については今後の検討課題である。

男性については、家族の介護・看護による離職は統計的に有意な正の関連を健康診断未受診との間に持っていたが、上で述べたように、就業・非就業、性別にかかわらず、現在介護をしているこ

とは健康診断受診に統計的に有意な関連を持っていない。ふたつの結果に整合性を持たせるひとつの説明は、介護をすることが機会費用となるのではなく、家族の介護・看護という自分ではコントロールできない理由で離職することがその後の健康診断受診の機会費用を高めることになっている、というものであろう。しかしながら、介護・看護負担に影響する介護・看護の対象者の要介護度等の情報はデータに含まれていない。それゆえ、この点については今後の検討課題としたい。

本分析のひとつの限界としては、これまでの触れてきたとおり、就業者の就業形態についての情報が含まれていないことである。自営業か被用者か、正規か非正規か、加入する医療保険などで健診の受診機会や受診のための機会費用が異なると考えられる(山田・山田 2000, 山田直志 2003, 渡辺 2003, 渡辺・大日 2003, 川口他 2010, 諸井他 2012)。この点は国民生活基礎調査の情報と接合することによって解決できる。

もうひとつの限界としては、非就業者に限定した分析においてサンプルサイズが相対的に小さくなっていることである。特に男性についてはそもそも非就業である者が少ない年齢層であるためサンプルサイズが女性の半分ほどとなっている。欠損値のある変数を分析に使用することによりさらにサンプルサイズが減少するため、分析結果に影響を与えている可能性がある。前者の点は利用したデータが国民全体を対象とするデータであり、非就業者をターゲットとするデータではないことによる制約である⁹⁾。

V 結語

本稿では「生活と支え合いに関する調査」の個票データを用いて壮年期(40～74歳)の個人の健康診断未受診と関連する要因について多変量ロジスティック回帰分析を行った。就業者と非就業者を合わせたサンプルでは、仕事に就いていないこと、子どもがいること、会話頻度が少ないこと、所得が低いことなどが、非就業者のみのサンプルでは就業していない女性のうち離婚経験があるこ

と、男性のうち等価世帯所得が第1十分位であることなどが、健康診断未受診と正に関連する要因として指摘された。このような具体的にどのような社会経済背景を持つ個人が健康診断未受診につながるかについて、引き続きデータを整備しつつ、さらに検討するべきと考えられた。

注

- 1) 行政解釈によれば、「常時使用する労働者」とは、期間の定めない契約により使用される者(期間の定めのある契約により使用される者の場合は、更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び、更新により1年以上使用されている者)で、1週間の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であることとされている(平成19年10月1日基発1001016号)。
- 2) 詳細については同調査概要版(<http://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2012/seikatsu2012summary.pdf>;平成26年2月15日アクセス)を参照されたい。
- 3) 無回答の者については、結果の項におけるクロス分析(図表X～図表Y)までは割合の計算の分母に含まれている。これは同調査の概要版の集計方法と整合的である。しかしながら、多変量ロジスティック回帰分析の際にはサンプルから除外されている。
- 4) 所得について無回答の世帯員がある場合は、所得はゼロとして集計している。
- 5) 中退のケースも含まれるので、いわゆる最終学歴の概念とは異なっている。
- 6) 離婚経験については無回答が非常に多かった(7,599サンプル)ため、別途離婚経験無回答ダミー変数を作成し、分析に投入している。ただし、その変数の係数の解釈は難しいこともあり、推定結果表等には記載していない。
- 7) 離職理由の欠損値が存在するため、サンプル数がさらに減少する。
- 8) 男性については、結婚・出産・育児の理由で退職した者は観察されなかった。
- 9) ただし、サンプルサイズの問題は実際には大きくない可能性もある。注viで示している通り、離婚経験については既に無回答ダミー変数を利用しているが、離職理由の無回答や不詳についてもダミー変数を作成して分析に投入することにより脱落サンプルを減少させた分析も行った。しかしながら、これにより有意となる変数は少数であり、推定結果は提示しているものとほとんど変わらなかった。

参考文献

小椋正立・上山美香・角田保「職場における健康診

- 断と医療機関の受診に関する分析-高血圧症のケース』『日本経済研究』No.49,117-139,2004.
- 木村好美「健康診断の受診と社会階層」『早稲田大学大学院文学研究科紀要第1分冊,哲学 東洋哲学 心理学 社会学 教育学』35-44, 2013.
- 山田直志「健康診断の需要と不確実性」小椋正立・デービッドワイズ編『日米比較医療制度改革 日本経済研究センター・NBER共同研究』日本経済新聞社,2002年.
- 山田武「健康診断の受診と情報としての健康診断の価値」『医療と社会』Vol.13 (1),39-52,2003.
- 山田直志・山田哲司 "Differentials in the Demand for Health Check-up,"『季刊社会保障研究』Vol.36 (3),391-422,2000.
- 渡辺励「がん検診受診行動に関する要因分析」『医療と社会』Vol.13 (2),113-132,2003.
- 渡辺励・大日康史「がん検診の経済分析」大日康史編著『健康経済学』第3章,93-122,東洋経済新報社,2003.
- 岡村智教・鈴木玲子・中川裕子・寺尾敦史・佐藤真一・北村明彦・内藤義彦・今野弘規・田村嘉孝・飯田稔・小町喜男「質問紙調査による基本健康診査の受診に関連する要因の検討:社会的ネットワーク得点を含めた分析」『日本公衆衛生雑誌』Vol.46 (8),616-623,1999.
- 川口亜佑子・原田和弘・李恩兒・中村好男「40-59歳における健康診断未受診と特定健康診査・特定保健指導の認知及び人口統計学的要因との関連-自営業者と勤務者の比較」『スポーツ産業学研究』Vol.20 (2),217-225,2010.
- 久保田和子・大久保孝義・佐藤陽子・廣瀬卓男・今井潤「岩手県花巻市における特定健診未受診者の未受診理由と健康意識」『厚生学の指標』Vol.57 (8),1-6,2010.
- 厚生労働省保険局「平成23年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (速報値)」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wcts-att/2r9852000002wcv1.pdf>(2014年1月31日アクセス)
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013)『生活と支え合いに関する調査』概要版.
- Grossman, Michael "On the concept of health capital and demand for health," *Journal of Political Economy*, Vol.80,223-255,1972.
- 後藤めぐみ・武田政義・開沼洋一・水上由美子「特定健診未受診者へのアンケート調査からみた未受診の要因と対策」『厚生学の指標』Vol.58(8),34-39,2011.
- 築島恵理・高橋恭子・矢野公一・森満「所得状況による特定健康診査の受診行動と関連する因子の検討:所得の指標として市民税課税層と非課税層の相違に着目して」『日本公衆衛生雑誌』Vol. 59 (11),810-821,2012.
- 服部真理子・柳修平・伊藤景一・中田晴美・犬飼かおり・遠藤直子・平井幸子「掛川市国民健康保険加入者の特定健康診査未受診者の実態と未受診要因の検討-40歳代未受診者の特徴-」掛川市健康調査報告書,2012.
- 三鶯雄・岸玲子・江口照子・三宅浩次・笹谷春美・前田信雄・堀川尚子「ソーシャルサポート・ネットワークと在宅高齢者の検診受診行動の関連性-社会的背景の異なる三地域の比較-」『日本公衆衛生雑誌』Vol.53 (2),92-104,2006.
- 宮川靖子・浅野章子・津田洋子・塚原照臣・野見山哲生「特定健診の未受診者理由解明のための調査研究:受診者との比較から」『信州公衆衛生雑誌』Vol.6 (1),38-39,2011.
- 諸井理世・今松友紀・田高悦子・田口理恵・臺有桂・河原智江・糸井和佳「国民健康保険加入者の健診未受診男性における健診受診を決定する要因」『横浜看護学雑誌』Vol.5 (1),87-92,2012.

(いずみだ・のぶゆき

国立社会保障・人口問題研究所
 社会保障応用分析研究部第1室長)

(くろだ・あしや

国立社会保障・人口問題研究所
 社会保障応用分析研究部研究員)

公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討

玉 木 伸 介

I はじめに

賦課方式による公的年金においては、人口動態の予測や経済前提に大きな誤差が生じるたびに制度の修正が必要となる。制度の修正とは各世代の負担と受益のバランスの変更には他ならないから、しばしば世代間の公平感が失われるし、国民の制度への信認自体が損なわれることもある。そこで、こうした問題の根本的な解決策として、積立方式への移行が、一つの案として考えられている。積立方式の一つの特徴は、それが実際に制度として機能し得るか否かが、巨大な積立金の存在とその運用という金融的な側面の成否にもかかっていることにある。しかしながら、積立方式の年金制度について、マクロ的な金融・金融仲介の角度から論じられることは少なく、これまでの研究の蓄積も豊かではない。¹⁾

本稿では、IIで積立方式の長所は長所として確認し、IIIで積立方式の金融的側面すなわち積立金運用の経済全体の金融仲介の中での位置づけとその位置づけが故に服さざるを得ない制約について整理する。

更に、積立金運用が主に金融取引²⁾であることに着目しつつ、以下のような整理を行う。まずIVでは、第一に積立方式であることによって金融・資本市場の変動が年金制度に直接的な影響を与えることとなること、第二に積立金の運用が金融・資本市場や金融仲介の構造を左右するというマクロ経済的帰結をもたらし得ることを、それぞれ示す。次いでVでは、今後の議論のあるべき方向性

として、積立方式を現実的な政策提言としていくにはこれら金融の観点を含めた幅広い検討が欠かせないことを示すこととする。最後にVIでは、積立方式への移行を現実的な政策提言として深めていくには、議論の間口を金融的側面にまで広げるべきであることを、それぞれ指摘する。

II 積立方式の長所

1 世代会計上の中立性等による信認の確保

賦課方式においては、原則として人口動態や経済成長の前提が変わるたびに、拠出と給付に関する世代間合意を更新する必要がある。積立金を全く持たない完全な賦課方式であれば、出生率の傾向的な低下のような中長期的な変動が生じた場合はもちろんのこと、リーマンショックのような経済変動があるたびに拠出と給付の調整（ミニ年金改革）が必要となる。³⁾

これに対し、本稿で扱うような積立方式（世代会計上中立になるべく、拠出と給付がそれぞれの世代内で完結するように設計され、積立金が、「世代別」に、個人勘定ではなく「統合」して、政府により管理運用されるものを言う。以下同じ）であれば、拠出と給付が同一の世代内で完結するので、他の世代の人口動態からは基本的に遮断されている。また、経済の成長力が低下するケースにおいても、その時点の高齢者は過去に形成した積立金を取り崩す、すなわち積立金運用資産の資金化という金融取引を通じてその時点の貯蓄主体である現役世代から資金を取得するため、年金制度の変更は不要である。仮に運用資産を資金化する

時点で資産が値下がりして給付が少なくなっても、拠出と給付が同一の世代内で完結するという制度的枠組みの下であるから、当該世代は少ない給付を甘受することが前提となっている。従って、人口動態や経済成長の予想外の変動があるたびに世代間の対立を乗り越えて年金改革を行う必要はなく、この限りにおいては国民の信認を維持・確保しやすい。このことは、上に定義したような積立方式の大切な長所である。

2 「二重の負担」への対処

賦課方式から積立方式への移行の提言に対しては、しばしば移行期間中の「二重の負担」（移行期間における現役世代が、その時点の高齢者への給付と将来の自らへの給付にかかる負担の両方を負うこと）が難点として指摘される。しかし、経過期間中の給付を国債発行で賄っていき、当該国債の償還を年金財源を用いて長期にわたって行うこととすれば、「二重の負担」を将来の多数の世代に分散することが可能である（鈴木（2009）第2章）。従って、「二重の負担」の存在をもって直ちに積立方式を斥けるには及ばない。

我が国では、一般会計ばかりでなくいくつかの特別会計でも国債を発行している。例えば、外国為替資金特別会計は外国為替資金証券を、財政投融资特別会計は財投債をそれぞれ発行し、一般会計の税収ではなく、それぞれの特別会計の歳入によって利払い・元本償還をしている。同じように、年金特別会計が「年金証券」を債券市場で発行し、将来の各世代から徴収した保険料をこの償還に少しずつ充当することは、少なくとも原理としては可能である。すなわち、移行期間中に国債（年金証券）の発行残高を継続的に増やすことが可能であるという前提⁴⁾の下では、「二重の負担」は積立方式化を否定する論拠にはならない。

このように、積立方式には、人口動態の変動に制度が振り回されることが少なく、現役世代の信認を維持しやすいという長所があり、また、それへの移行に際しての「二重の負担」も場合によっては対処可能である。他方、積立方式には、積立金とその運用という、純粋な賦課方式にはない要

素があり、このことを踏まえた検討を欠いてはならない。すでに我が国の公的年金（国民年金、厚生年金）の給付は年間45兆円（2011年度「厚生年金保険・国民年金事業の概況」厚生労働省、p.4）と名目国内総生産（473兆円<2011年度>）の1割弱に相当し、個人消費（234兆円<同、除く持ち家の帰属家賃>）の2割弱に達している。これだけの年々の給付を将来行うための原資を事前に確保しておくのが積立方式であるから、金融・資本市場や金融仲介、マクロ経済に対する影響力も非常に大きい。年金という社会保障政策のテーマであっても、賦課方式とは異なり、金融的な側面を忘れて議論を進める訳にはいかないのである。

Ⅲ 積立方式の金融的側面

1 積立金の運用という政府による金融仲介

賦課方式においては、現役世代が今日の所得のうちの一部を消費せずに政府に拠出し、政府が高齢者に給付する。すなわち、政府の役割は、現役世代の所得の一部をその時点の高齢者に移転することであって、資金の流れは同一時点で完結する。

これに対し、積立方式では、ある現役世代（コーホート）の所得の一部を政府が当該世代のために統合して管理運用し、運用益とともに、時点を超えて、支給開始年齢に達した当該世代に対する給付に充てる。すなわち、政府と当該世代の間の資金の流れは、政府による管理運用の期間を挟んで異時点間で生じる。

更に、政府は資金の運用を通じて、経済全体の資源配分に大きな影響を与える。政府が運用先を住宅にすれば住宅ストックが増加して国民の住生活が改善し、道路建設主体を運用先とすれば道路が整備される。海外にすれば、国内の住宅や道路のストックに代わって対外債権が増加して所得収支が改善するなど、社会保障制度の一要素として行われる資金の運用が、将来の経済全体の姿に中長期的な変化を及ぼすこととなる。

資金の流れが異時点間で生じること及び政府による資金運用が資源配分に影響を及ぼすということは「政府は、積立金の運用を通じて、金融仲介

機能を果たすこととなる」と表現できるということである。

2 積立金の規模と我が国の金融仲介

公的年金を積立方式で行うことに伴う金融仲介について論じる実益は、積立金の規模によって大きく左右される。

我が国で積立方式が実行されていたとすれば、今あるべき積立金はどの程度であろうか。政府の「平成21年財政検証関連資料(1)」では、厚生年金の2105年度までの給付のうちの過去期間に係る分が、運用利回りによる換算での現在価値ベースで830兆円(p18)、賃金上昇率による換算では1,020兆円(p19)とされている。ここから過去期間に係る将来の国庫負担を除くと、640兆円又は790兆円となる。本稿での議論の目的のためには、この金額に国民年金の同じ概念の金額を加えたものの概数として8百兆円を用いて差し支えないであろう。

こうした規模が、積立方式による公的年金を巡る議論の中でどの程度重要な問題として扱われるべきかは、積立金の運用という金融仲介が我が国の金融仲介全体の中に異物感なく埋没してしまう(積立方式の公的年金があってもなくても金融仲介の構造に有意な差が生じない)のか、それとも積立金の運用によって金融仲介の構造が有意に変わってしまうために、金融仲介への影響を年金制度の議論の中で明示的に扱う必要があるのか、に依存する。

上記のボリュームは、金融実務家の直観としては、円滑な市場運用を行うには著しく過大というものであろう。しかし、直観を離れて考えるとすれば、既存の公的年金積立金の運用の枠組みを巡る議論の整理あるいは我が国全体の金融仲介の規模等との比較が有用であろう。

まず、我が国の公的年金積立金は、その大半が年金特別会計から年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」と言う)に寄託され、GPIFにおいて運用されている(2012年12月末運用残高は111.9兆円)。運用は「基本ポートフォリオ」を設けた上で分散投資によることとされ、GPIFの第1

期中期計画(2006～2009年度)及び第2期中期計画(2010～2014年度)においては、国内債券67%、国内株式11%、外国債券8%、外国株式9%及び短期資産5%とされている。この基本ポートフォリオは、GPIFに寄託されずに年金特別会計に残っている部分を含めた積立金全体について定められている。

GPIFは、市場で運用している年金基金としては世界最大(第2位はノルウェーのGovernment Pension Fund Globalで、2012年末資産残高は3.8兆クローナ<約60兆円>)である。GPIFの運用について、政府は、資金量が多いことに鑑み、取引において不利を蒙らず、また、市場の価格形成を歪めたりすることのないよう、政府が独立行政法人に対して発出する「中期目標」で以下のように求めている。

(GPIFに対する「中期目標」5.(1)抜粋)

「年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。」

また、GPIFの資金量が過大であるという問題意識は、GPIFの「中期目標」を所管する厚生労働省に限らず、経済政策の当局者の間でも持たれてきた。その一例は、経済財政諮問会議の「グローバル化改革専門調査会」の金融・資本市場ワーキンググループ第二次報告「公的年金基金運用の改革に向けて」(2008年5月)に見られる。この報告では、GPIFの規模は「世界に例を見ない巨大なもの」で「規模の不経済」を回避する必要がある等とし、複数の基金への分割が提唱されている。⁵⁾

次いで、我が国の金融仲介の規模と上記の8百兆円を比較する。我が国の金融仲介の規模を日本銀行資金循環統計の「国内非金融部門の資金調達」(企業、家計、政府等の資金調達)で見ると、残高2,445兆円(2011年度末)である。このうち1,541兆円が金融機関経由(うち民間金融機関経由は1,060兆円、そのうちの貸出は589兆円、株式以外

の証券は445兆円、株式・出資金は25兆円)であるのに対し、国内非金融部門からの直接調達 は330兆円に過ぎないことから、我が国の金融仲介は銀行等による間接金融が中心であると言われることが多い(これら以外の「国内非金融部門の資金調達」は、企業間信用等が441兆円、海外市場経由が133兆円である)。すなわち、8百兆円とは、間接金融の主力部分である民間金融機関経由の金融仲介の8割程度に相当する。

金融仲介の健全性や持続可能性が維持されるには、その規模は経済規模との関係においてある範囲に収まっている必要があり、年金の積立金が増えるからと言って、経済規模を離れて増加させるわけにはいかない。従って、積立方式に移行するということは、金融仲介の担い手の大規模な置き換え、すなわち金融仲介構造の大変革をもたらすということである。

このように、積立方式で制度を構築する場合には、巨大な積立金を国全体の金融仲介の中に適切に位置づけ、直面するであろう制約や課題について考えねばならない。では、金融の領域において、具体的にどのような制約や課題があるのだろうか。

Ⅳ 積立方式の金融の観点からの制約・課題

1 賦課方式及び積立方式の制約・課題の比較

賦課方式は、その不可欠の要素の一つである、「同一時点における世代間の移転」(世代間の助け合い)から生じる制約・課題から逃れることはできない。すなわち、少子高齢化が進行する過程においては、若い世代が将来受け取る給付以上に現時点で拠出するという、現役世代にとっての世代会計上の不利化が生じる。この結果、特に現在の我が国のように、経済成長の鈍化と人口動態の少子高齢化が同時に進む局面においては、国民の制度に対する信認が揺らいでしまう。

これに対して積立方式の基本原則は、自分の世代の蓄えて自分の世代の老後を支える「異時点間」の「貯蓄 (save) とその取り崩し (dissave)」であるから、「世代間の移転」(世代間の助け合い)

がない。従って、上記のような賦課方式の困難は生じる余地がない。拠出も給付も世代内で完結するから、世代会計上の有利・不利はそもそもない。人口動態の変化による給付の変動は、自らの属する世代の余命が予想外に延びた場合等には生じ得るが、自分より上の世代の余命が延びたり自分より若い世代の出生数が減少したりしても、世代間の移転のルートがないのであるから、直接の影響はない。

しかし、だからと言って、積立方式への移行によって賦課方式の抱える困難から解放されることのみを強調することは、甚だ片手落ちであり、政策論としては欠陥が多いと言わざるを得ない。むしろ、積立方式への移行は、賦課方式の制約・課題と以下に述べるような積立方式の制約・課題の「交換」と位置づけるべきであろう。

ここに言う積立方式の制約・課題は、大まかに言って以下の3つの類型に属し⁶⁾、2以下でやや詳しく見ることとする。

・金融商品の賦存量による制約 (2 参照)

異時点間における貯蓄の滞留が政府による膨大な金融商品の保有として行われるため、その裏側には必ず他の誰かによる、支出・投資の最適化行動の結果としての金融商品の創出がなければならない。すなわち、他人の最適化行動の結果である金融商品の賦存量の制約の範囲内では、積立方式は機能し得ない。

・年金制度に対する市場変動の影響 (3 参照)

「貯蓄とその取り崩し」すなわち金融商品の取得と資金化が金融・資本市場で行われることから、年金制度は「市場変動」の影響に晒されざるを得ない。ここに言う「市場変動」は金利、外国為替相場や株価の変動の他、金融システムの不安定化をも含むものであって、これに晒される結果、給付の世代間格差が発生するとともに給付のための資金化が円滑に進まないリスクが生じる。

・積立金運用が金融・資本市場に及ぼす影響とマクロ経済的な帰結 (4 参照)

貯蓄からその取り崩しまでの間、積立てられた資金は誰かの支出・投資を賄っているの

であるから、巨大な積立金の運用主体の運用判断は、金融・資本市場の資源配分機能を通して、経済全体の資源配分への影響というマクロ経済的帰結をもたらすこととなる。もし運用者の判断が何らかの理由で歪めば、効率的な資源配分が妨げられてしまうのである。

なお、積立方式の採用が賦課、積立両方式の制約・課題の「交換」であるということは、積立金の取崩しで将来の給付を賄えば将来の現役世代による高齢者扶養が楽になるということではない、という含意を有する。将来の現役世代の負担を、年金制度があることに起因する当該世代の消費の減少度合いで把握するとすれば、賦課方式において拠出して消費が減ることも、積立方式において給付を受ける世代の積立金運用資産を現役世代が買い取って消費が減ることも、消費の減少という点では変わるところはなく、どちらも負担は同じである。現役世代の負担とは、拠出ではなく給付なのである（玉木（2004-1）第3章で詳述）。

2 金融商品の賦存量による制約

積立金は、将来の給付に際して償還や売却によって資金化することが可能な有価物として存在することが必要である。具体的には、不動産などを除くと、株式、債券、預金その他の金融資産として存在することが想定されるから、そのような金融資産を、誰かが、自らの最適化行動の結果として創出することが必要である。こうした金融資産の市場全体の賦存量は、例えば国債であれば、公共財供給や財政による移転の規模及びその財源（税か国債か）に関する意思決定の累積等によって決まる。社債であれば、企業の投資意欲や代替調達手段たる銀行借入等との比較を経た上での企業の財務戦略によって概ね決定される。すなわち、国債にせよ社債にせよ、創出される量は年金制度の設計とは全く独立に決まり、従って、年金積立金の運用に相応しい金融資産が、将来にわたって、量的に十分に存在し続けるという保証はないこととなる。⁷⁾

例えば、仮に8百兆円の積立金の運用において5

百兆円を国内債券とすることがリスク・リターンの組み合わせや分散投資の観点から望ましいとしても、自らの最適化行動として資金調達を債券発行によって行おうとする、または保有債券を資金化しようとする主体が5百兆円分以上存在しなければ、そのような運用は不可能である。

国内株式ではどうか。仮に8百兆円の積立金を現在のGPIFと同じ比率で各アセットクラスに配分すると、国内株式は11%、すなわち88兆円となる。これは、現在（14兆円<2012年末末>）よりも74兆円多く、また、日経平均12千円程度の株価水準における東証上場株式の時価総額の約1/4となる。今より74兆円多い国内株式運用が可能であるためには、それだけの株式を売却する主体がどこかに存在しなければならない。

あるいは、運用リターンを安定させるために全額を短期の国債など安全資産で運用したいとしても、少なくとも今の日本ではほぼ不可能である。なぜなら、8百兆円を安全資産で運用するには、政府など信用度の高い主体がそれだけの債務を負って何らかの財政的な活動（例えば、外貨準備の保有）をすることが必要であるが、現在の代表的な安全資産である国庫短期証券（外国為替資金証券その他の政府短期証券を含む）は百数十兆円しかないし、期間を問わず国債はすべて安全資産とするとしても、安全資産に対する需要は銀行等金融機関をはじめ社会のいたるところにあって、公的年金が独占することは非常に困難である。

過去を振り返ると、昭和30年代、40年代の高度成長期においては、我が国の金融仲介は、家計部門の貯蓄が金融機関に預貯金として流入し、金融機関が投資意欲旺盛な民間企業部門に貸出を行う間接金融が主であった。この場合、金融機関が貸出債権を証券化しない限り、市場性の運用の対象にはなり得ないが、当時は証券化の技術や必要な制度インフラが全く発達していなかった。つまり、個々の民間企業に直接融資する以外に、民間企業の資金調達意欲を捉える形での積立金運用は困難であった。

また、現在とは異なり、財政は均衡（昭和30年代）又は小幅の赤字（昭和40年代）であった。昭

和40年代の国債発行は現在に比して小規模で、しかも発行後1年たつと日本銀行が国債の多くを成長通貨供給のために買い取っていたことから、積立金運用の場たり得るような国債市場も存在しなかった。

以上のように、積立方式を採用すると、賦課方式においては考慮する必要のなかった、その時点における金融の在り方、あるいは金融のキャパシティの制約（経済主体のバランスシート制約）に服さざるを得なくなる。⁸⁾

年金制度に由来するものに限らず、経済における何らかの構造変化と上述の金融のキャパシティの制約が衝突すると、経済・社会に思わぬ歪みが生じることがあり得る。実際に大きな規模で起きた事例に関する先行研究が存在する。

この事例とは、

- ① 1990年代からサブプライムバブルの膨張期にかけて、
 - ② グローバルな金融・資本市場では、グローバル化等の実体経済の構造的変化及び並行して進行した金融技術革新によって「高格付け・短期の安全資産」（典型的には先進国の短期国債）に対する需要増加が引き起こされたものの、
 - ③ 対応する供給増加が十分でなかったことから、その「代用品」が大量に創出された。
 - ④ しかし当該「代用品」が、本来の安全資産とは似て非なるものであった（リスクの高いものであった）ために、金融・資本市場参加者のリスク管理の歪み、リスクの軽視、バブルの膨張の加速及びその後の金融危機の深化をもたらした、
- というものである。

この事例を、以下、Pozsar (2011) やBernanke (2011) に依拠しながら概観する。

まず、Pozsar (2011) では、1990年代以降、経済のグローバル化や金融技術革新の進展等に伴い、主に以下の3点を背景に、「現金及び同等物」(cash) の集積 (institutional cash pools) がグローバルな金融・資本市場に数多く出現したことが指摘されている。第一は、国際的な大企業が、ビジネスのグローバル展開に伴い、世界各地の拠点・

子会社等の資金管理を一部署に集約して企業全体の流動性を統合管理するようになった結果、多額の安全資産を一か所に集積するようになった。第二に、ミューチュアル・ファンドやヘッジ・ファンドがその存在を増していくにつれ、効率的なポートフォリオ管理のため、より多くの安全資産を需要するようになった。第三に、安全資産と金融派生商品の組み合わせに関する新技術の開発により、所望のリスク・リターン・プロファイルを有する金融商品をより効率的に創出する動きが広範化した。

こうした動きに対し、もっとも伝統的な安全資産である銀行預金は、銀行の信用度の低下や合併等 (consolidation) による銀行数の減少 (リスク分散余地の減少) 等によって、安全資産としての機能が低下していた。このため、安全資産への需要は具体的には主要国 (特に米国) の短期国債に向かった。しかし、短期国債の供給・賦存量とは短期国債による財政資金調達であるから、国債管理政策の急変や財政ニーズの急拡大がない限りは十分に増加しない。⁹⁾ 加えて、国際収支黒字国が外貨準備運用のために主要国の短期国債を強く求めたことから、短期国債需給は逼迫し、institutional cash poolsの安全資産ニーズは短期国債の「代用品」によって満たすしかなかった。こうした状況における工夫の産物が、シャドールバンクの負債を「代用品」として供給するということである。

ここで言う「シャドールバンクの負債」とは、規制・監督に服し預金保険等の安全網に守られている「バンク」ではないものの金融仲介を行う主体 (シャドールバンク) の担保付きの短期資金調達手段である。例えば大手金融機関傘下の資金運用ヴィークルであるSIVs (structured investment vehicles) が、保有住宅ローン債権証券化商品を担保に行う短期レポあるいはそれを原資産として発行する短期の資産担保コマーシャルペーパーである。これらの「代用品」は短期で高格付けを有するなど短期国債に近い安全資産と考えられたものの、実際にそうではないことが住宅バブル崩壊とともに露呈した。すると各主体は自らの抱える

リスクの大きさに驚き、一斉にリスク性商品を売却し始めたことから、資産価格の急落と金融不安が広がった。行き着いたところがリーマンショックであり、その後の深刻な景気後退であった。

Bernanke (2011) においては、安全資産に対する需要増に対し、米国金融業界が、サブプライム住宅ローンをプール・証券化してそのリスクを「変換」(transform) し、安全資産類似のもの(証券化商品のうちの高格付けのトランシュ)を創出することで高収益を上げる動きを強めたことが、まず指摘されている。この結果、原資産である住宅ローン債権(証券化商品の原料)の需要が増し、また、リスクのより高い住宅ローンでも上記の「変換」により高格付け商品を創出することはできたから、サブプライム可変金利型住宅ローン(adjustable-rate mortgages (ARMS)。バブル崩壊後の損失率が高かったことで知られている)の貸出しが増大した。すなわち、安全資産の不足がその代替品創出の動きを刺激し、これを可能にするために銀行の信用供与(住宅ローンの提供)の際のリスク判断が大きく歪むという、金融仲介の健全性を根底から揺るがす事態となった、という整理がなされている。

こうした事例の年金制度にとってのインプリケーションは、何であろうか。積立方式の制度において巨額の積立金を保有する場合、年金積立金運用に適した金融商品の需要が大きく増大するであろう。それが例えば長期性の金融商品であった場合、問題は、長期性の金融商品の需要が増えたからといって、供給が同じテンポで増えるメカニズムはそもそもないことである。積立方式の導入には長期性のものの需要を人為的に増やすという副次効果が付随し、経済全体の金融仲介に思わぬ歪みをもたらすリスクがあることには、十分留意しなければならない(V (1) 参照)。

3 金融・資本市場における変動が年金制度に及ぼす影響

- ① 運用リターンの予測可能性の低さと将来の給付に関する国民への説明の確度の低下
現在の我が国のような賦課方式年金では、将来

の給付の原資は将来の現役世代による拠出(その源は将来の国民所得)であるから、何らかの経済前提や人口動態の想定の下、将来の現役世代の所得と連動した給付、すなわち所得代替率で表示されるような給付水準を国民に呈示することが自然な道筋である。これに対し、積立方式では、ある世代の将来の給付を賄うのは給付開始までに行われた拠出とその運用の果実である。将来の給付水準として国民に提示されるものは、株価や長期金利等のように金融・資本市場における「期待形成」に大きく依存するマネタリーな変数についての予測に依存する。このため、期待形成の実際の展開次第で各世代の拠出や給付のバランスが少なからず変動し、将来の給付に関する国民への説明の確度は低下してしまう。

賦課方式の下でも、我が国のように大きな積立金を有する場合、その運用利回りは財政検証における重要な変数である。¹⁰⁾しかし、仮に実際の運用利回りが想定を下回っても、第一に、積立金の給付財源としてのウェイトは積立方式では全てであるのに対して部分的であり、第二に、下回った部分の埋め合わせは将来の多くの世代の間で分散して行い得るから、影響は限定される。

上記の論点は、年金制度のバランスシートの情報発信力あるいは国民への説明のツールとしての有効性という観点からも捉えることができる。賦課方式においては、給付債務という概念が希薄であり、バランスシートを作成して財政状況を検証するという手法は馴染まないというべきであろう。これに対して積立方式では、将来の給付を何らかの割引率で現在価値化したものが給付債務として認識・表示され、これを運用資産とともにバランスシートとして国民に示すことができる。

もし、給付債務が正確に測定されるなどバランスシート上の計数が時間を超えて信頼できるものであるならば、バランスシートを有する積立方式の制度は、財政状態を頻繁かつ定量的に把握することができることとなる。また、バランスシートは、国民に対する説明のツールとしても有効であろうから、これを有する制度は質の高いものになり得る。

しかし、バランスシート上の計数はしばしば期待形成の産物であったりいくつかの仮定を置いたうえでしか得られないものであったりなどする。従って、計数がいかに利用可能な限りで最善のものであったとしても、その情報発信力や国民への説明のツールとしての有効性には限界がある（場合によっては、かえって国民をミスリードしてしまい、ひいては制度への国民の信認を損なうこともあり得る）ことも、事実である。

② 市場変動による世代間の給付格差

積立方式の下での拠出は世代別に長期にわたる運用に投じられ、その運用の収益率は当該世代の給付を大きく左右する。

この収益率は、10年、20年といった中・長期でも大きく変動するから、収益率の高い時期に多額の積立金を保有していた世代は多くの給付を受けることができ、そうでない世代は低い給付に甘んじなければならない。すなわち、高齢者の間で給付の世代間格差が出ることは不可避であり、積立方式はそのような世代間格差の存在を国民が許容することを前提とする制度となる。

一つの事例として、1940年生まれの世代を取り上げる。この世代は、1960年頃から2000年頃にかけて拠出・運用し、その蓄積をその後の給付に充てていく。具体的には、1960年代以降の高度成長期から1980年代のバブル期にかけては給付のための取り崩し開始まで数十年あるのであるから株式等のハイリスク・ハイリターン資産に多く配分し、給付開始が近づいた1990年代から徐々に国内債券等のより安全な資産にシフトしていくであろう。この世代は、1960～80年代の株価上昇と高金利を享受したのに加え、90年代に入って国内債券への運用を増やす段階でも、長期金利が90年代初頭の5～7%から2000年前後以降の2%以下へ低下していく過程での債券価格上昇のメリットを受けることとなったのであるから、給付財源は豊かであろう。

これに対し、1960年生まれの世代は、1980年頃から拠出を開始するが、バブル期から90年代の株式への運用ではこれまで大きな損失を出し、また少なくとも90年代後半から最近までの15年程度の

間の新規拠出については超低金利の余波を受けている。拠出開始後約30年を経た時点で今後の給付開始までの十数年間を展望すると、1940年生まれの世代と同程度の給付を実現するには、相当急速な運用環境の好転がなければならない。そうならなかった場合には、この世代が60代後半で給付を受け始めると、そのとき80代後半の1940年生まれの世代よりも少ない給付を受けることとなる。¹¹⁾

③ 運用資産の資金化と給付の安定性

積立方式においては、高齢者への給付は当該高齢世代の運用資産の資金化によって行われる。このため、金融システムの不安定化によって資金化が円滑に行われないこととなった場合には、給付の確実性が損われ得る。

金融システムに対する信認が強固で、市場が正常に機能している限りは、積立金の運用に際して流動性リスクに配慮した資産構成を維持していればよい。しかし、実際の経済の動きを見れば、1998年前後の金融危機時の我が国、2008年のリーマンショック前後の欧米諸国、最近の一部南欧諸国のように、金融システムに対する信認が一挙に崩れ、それまでは大量の取引に何の問題もなかった金融商品の「市場流動性」（当該金融資産の売買のし易さ、取引相手の見つけ易さ）が突然著しく低下してしまうという事態はかなりの頻度で発生している。しかも、そうした事態を完全に防止する方法もその発生を正確に予測する方法も、満足できるほどには明らかになっていない。

すなわち、積立方式の年金制度は、政府のバランスシートを著しく大きくするものであるとともに、増加した資産が円滑に資金化できる（資金を手放して積立金運用資産を取得しようとする主体がどこかに存在する）ことを前提としている。すなわち、金融システムの安定に強く依存したものである。

4 積立金運用が金融・資本市場に及ぼす影響とマクロ経済的な帰結

① 金融・資本市場における価格形成及び資源配分への影響

積立方式の公的年金積立金の運用対象となる金

融資産は、公的な主体による長期運用に適した属性を有していなければならない。

従って、そうした属性を有する金融資産は、需要が大きく増加して価格に上昇圧力がかかる。需要増加による価格上昇自体は何ら歪みと表現すべきものではないものの、需要の増加が年金制度という人為的なものであること及び非常に大きなボリュウムを伴うことから、金利、株価等の価格形成に影響するとともに金融・資本市場による資源配分を左右するというマクロ経済的な帰結を伴うことには、十分な注意が必要である。

例えば、公的な資金であることから購入する社債等を格付けの高いものに限定すると、そうした社債等とそうでないものの価格差はより大きくなる。この結果、高格付けの既存の優良企業が有利になり、新興企業や何らかの事情で信用度が低下している低格付けの企業は競争上不利になる。

もとより、民間の投資家による資金運用においても同様の現象は生じるが、公的年金という公共政策の遂行の結果として、しかも民間の投資家においてはあり得ない規模で生じることについては、政策論議の中で無視することはできないであろう。

② 政府が金融仲介の重要な主体となることに伴う資源配分への影響

積立方式の年金制度に対して拠出された巨大な資金は、政府による管理運用の下に置かれ、その具体的な内容が8百兆円相当の金融仲介となる。

仮に、積立金の運用が国債の低利引受けに充てられれば財政規律の弛緩と政府の肥大を招きかねない。特定の勢力の要請・圧力によってある地域や産業に過度に多くの資金が投じられれば非効率な運用となって、リターンの低下が避け難いばかりでなく、規模によっては産業構造が歪むことにもなりかねない。あるいは、運用にかかるコスト（売買コスト、運用報酬等）のコントロールがなおざりにされれば、運用に関与する金融業者等に国民の納得の得にくい多くの利益が落ちるとともに、そうしたビジネスが肥大化するという資源配分の歪みも生じる。

この様な事態はいずれも経済全体の資源配分の

効率性を損なうものである。こうした弊害を防ぐには、政府による管理運用のプロセスと実際に管理運用に携わる運用組織のガバナンス構造が適切に構築されねばならない。逆に言えば、ガバナンスが適切でなければ、積立金の運用が財政規律の弛緩や産業構造の歪みなど、日本経済全体に関わる負のマクロ経済的帰結をもたらしかねないのである。

賦課方式と積立方式の比較において、「積立方式であれば経済全体の貯蓄が増加して成長率が高まる」という指摘がしばしばなされる。市場が完全、効率的であればこのような考え方に間違いはないものの、積立金運用にかかる金融仲介機能を政府が果たす場合も果たしてそうであるかは、現実的な検証が必要である。1990年代の我が国において言われた「財投の肥大」とは、1980年代以降、我が国のインフラ整備が進捗して効率の高い公共投資案件が減少する一方で、増加を続ける郵便貯金と公的年金積立金があるまま資金運用部に預託されて財政投融資の原資となった結果、財政投融資の資金配分が効率の低い事業・案件にまで行われたという、政府による金融仲介の失敗の表現である。貯蓄の増加と経済成長の加速を結びつける際には、金融仲介の効率性が重要な前提条件であることを認識すべきである。

V 今後の議論のあるべき方向性

我が国のようにすでに賦課方式の公的年金が人口動態の変化に直撃されている国では、「二重の負担」を多数の世代に分散しながら積立方式に移行していくことが一つの政策オプション¹²⁾である。これから公的年金制度を構築、拡充していく新興国においては、始めから積立方式による制度を構築していくこともあり得る。

積立方式への移行とは、世代間の負担の偏り・不公平という賦課方式の制約・課題を一方向的に解消するものではなく、両方式の制約・課題を「交換」するというものである。積立方式を政策オプションとして探求していくとすれば、「交換」の内容を整理するとともに、国民によりよく伝える

ための方策を考えねばならない。その際の最大の留意点は、積立方式では、積立金の運用という金融的な異時点間の資金の流れが存在し、年金制度と金融・資本市場及びマクロ経済との間に大きな相互作用が発生することであろう。この点を念頭に置きつつ、IVで述べた「積立方式の金融の観点からの制約・課題」のうちのいくつかについて、対処の方途の有無と議論の方向性を考えてみることにする。

(1) 金融商品の賦存量による制約と積立方式の量的な限界

金融商品の賦存量は、所得の消費及び貯蓄・投資への分割という経済の基本構造や、貯蓄と投資を結びつける金融仲介・資金循環の構造を直接反映したものであり、これらは年金制度とは基本的に独立である。従って、年金制度を設計する際には、相当程度、与件として受け入れざるを得ず、積立方式の量的な限界が金融仲介構造によって画されることとなる。

賦存量の制約が緩いケースとしては、例えば、対外開放度の高い小国において、グローバルな運用を行う場合が考えられるが、我が国は小国ではないから、とり得る道は限られる。今後の議論は量的な限界の見極めが最初のステップであろう。

(2) 金融・資本市場の変動

積立金運用に対する金利や株価、為替相場等の変動の影響は、週次や月次のものは長期運用により平準化されるが、10年、20年という中長期のうねりは一世代の間には平準化しきれずに残る。この結果、個々の世代の運用リターンが長期的な予測から外れて給付が想定水準から乖離したり、世代間の運用リターン格差すなわち給付格差が生じたりする。

このことは、受け入れねばならない。すなわち、積立方式において、現役世代が市場変動による拠出と給付のバランスの有利化または不利化に驚くことはあり得る。その要因は、技術進歩の予想外の加速や鈍化による潜在成長率の変動かもしれないし、とらえどころのない市場センチメントの強化・弱気化によるものかもしれない。いずれにせよ、予測は不可能である。

こうして見ると、我々の前には、積立方式を採用して市場変動の影響を受けることと、賦課方式を採用して人口動態の変動の影響を受けることの、2つの選択肢があることが分かる（どちらの影響も結果的に免れる、すなわち少子高齢化の進行と市場変動の両方であっても拠出と給付のバランスの不利化を回避する道は、経済成長以外にはない）。積立方式と賦課方式の間の選択は、どちらかにすればそれで安心というものではなく、前門の虎（人口動態）と後門の狼（市場変動）のどちらと戦うかの選択である。

今後の議論は、積立方式に移行すれば安心というイメージをばらまくのではなく、虎と狼という2つの選択肢の相違を分かりやすく提示して、国民の判断をサポートするものであるべきであろう。

(3) 政府が金融仲介の重要な主体となることに伴う資源配分への影響

政府が大規模な金融仲介の主体となることについては、市場の資源配分機能が損なわれることのないように、運用組織の組織としての在り方を構築する必要がある。また、政府が専門的な知識の裏付けのある合理的な運用を行っているとの国民の信託を維持する上でも、積立金の管理運用のプロセスと運用組織のガバナンス構造を適切なものとするのが、不可欠である。

現在、世界で公的年金の積立金が多いのは、カナダ、米国、日本、ノルウェー、スウェーデン等であるが、組織の特徴等は、下表に見るように、どれも他と大きく異なり、我が国が倣うことのできる国際標準と呼べるものはない(玉木(2004-1)、玉木(2004-2))。例えば、カナダは運用判断が特定の勢力の政治的影響によって歪むことを防ぎつつ、高度の専門性を組織内に確保して運用リターンを極大化するための工夫を凝らした組織としている。しかし、米国においてはそのような仕組みはない。このように、各国それぞれの事情に応じたものとなっている。

では、我が国の事情に適合した運用組織をどう構築していくべきか。その際の論点は数多いが、うちの一つだけを例示する。それは、公益の観点

表1 主要な公的年金運用組織の特徴

国名（運用組織）	組織としての特徴とガバナンス構造	運用の特徴
カナダ (Canada Pension Plan Investment Board)	高度の独立性（政府とはat arm's length）に特徴。	多数の運用専門家を組織内に抱え、オルタナティブ運用を含めた多様な運用を実施。
アメリカ (Social Security Trust Fund)	政府の内部組織。運用対象を法定（連邦政府債務又は連邦政府保証のあるもののみ）。	全額非市場性連邦国債。株式運用は1990年代後半に検討の結果、実施しないこととした。
ノルウェー (Norges Bank：中央銀行)	政府の基本方針に従って、中央銀行が運用。	全額国外運用。株主として経営に積極関与。環境、タバコ等の問題に関して一部企業（政府が選ぶ）を投資対象から除外。
スウェーデン (API～4)	ほぼ同規模の4基金に分割。	各基金が独自に運用。自国個別企業への株式運用に量的制限。
日本 (年金積立金管理運用独立行政法人)	厚生労働大臣が定める中期目標を遂行。	パッシブ運用主体。株式運用は一任契約によるもののみ（自らは株主ではない）。

から、個別企業（特に自国企業）の経営に（例えば環境問題に配慮した経営を行うよう求めて）株主として関与すべきか否か、である。この点がなぜ重要かといえ、政府が、積立方式への移行の言わば副産物として巨大な株主になり、企業経営に強い影響を及ぼす余地が大きく拡大するからである。

現在の我が国の制度は、GPIFが個々の企業の経営に関与することのないようにデザインされている。厚生年金保険法（第79条の2）と国民年金法（第75条）は、積立金の運用は「専ら被保険者の利益のため」に行うことを規定し、また、厚生労働大臣の定めるGPIFの中期目標でも、「民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する」としている。つまり、被保険者の利益以外の目的は追求しないことが法定され、企業経営に対しては影響を及ぼすべきではない、という行政判断がなされている。

また、GPIF法はGPIFが株式を直接保有することを禁じ（第21条第1項第1号）¹³⁾、株式運用は信託と投資一任契約によらねばならないと規定している。従って、GPIF自身は個別銘柄の選定に関与しないし、株主でもない。ましてや、公益のために株主として「もの言う」こともない。¹⁴⁾

このような我が国の現状については、代替的な議論があり得る。海外では、多くの年金基金が、「責任ある投資」を行うことが世界経済の持続可能性を高めることにつながって、結局、長期的には受託者責任を果たすことになるという問題意識

を有して様々な取り組みをしている。例えば、表1のノルウェーでは、環境問題や人権問題を理由に、個別企業を名指しして投資対象から除外している。国際連合では「責任投資原則」（Principles for Responsible Investment）を打ち出し、環境・社会・企業統治（ESG）の諸問題について、議決権行使を含め「もの言う株主」たること等を提唱、いくつかの公的または民間の機関投資家がこの原則に署名している。国内でも、いくつかの機関投資家は「責任投資原則」に署名するなど、「責任ある投資」という概念はより広く知られるようになっていく。¹⁵⁾

では、このような、公益の観点からの年金基金の株主権限の積極行使の流れに、我が国の公的年金も乗っていく（運用組織がESG等の諸問題について「もの言う株主」になる）べきであろうか。確かに、株主としての企業に対する影響力は、社会が抱える問題の解決に向けた有力で手っ取り早い方法を提供するかもしれない。しかし、これは裏を返せば、政府・国家機関の企業・国民に対する力が強まり、その強まった力の行使を積立金の運用組織の裁量に任せるということでもある。

政府が公益を増進するために企業行動に修正を加えようとする場合、規制を設けたり税制を用いたりするが、これらは議会によるチェックと立法手続きの裏付けを有する。このこととの比較において、運用組織による株主としての力の行使についての制度構築の議論は、まだまだこれからである。政府・国家機関の企業・国民に対する力を強

めるならば、少なくとも行政府(運用組織を含む)が株主権限を濫用して暴走することを防ぐ民主的なチェック・アンド・バランスの仕組みの議論は、不可欠であろう。

Ⅵ おわりに

これまで、積立方式の長所を認識しつつ、その金融的側面からもたらされる制約・課題を取り上げ、議論すべき事項が社会保障の枠を超えて金融・資本市場、金融仲介あるいはマクロ経済へと広がっていることを示した。積立方式への移行という政策提言の完成度が高まることがあるとすれば、議論の間口を金融的側面を包含するよう広げることが不可欠と考える。

我が国は、先進国中もっとも早く本格的な少子高齢化に直面し、以来、賦課方式に内在する制約・課題と向き合ってきた。また、金融面でも、金融・資本市場の大きな変化を他国並みまたはそれ以上に体験している。これらの蓄積を生かしつつ、本稿で示したような金融的側面についての研究を深めていけば、賦課方式と積立方式の間の選択に関する知見をより豊かにできるであろう。

(平成24年9月投稿受理)

(平成25年10月採用決定)

注

- 1) 我が国の近年の金融仲介の主な流れの一つは、貯蓄主体による国債保有の増加によって政府の赤字を賄うことであるが、国債の発行・流通と公的年金制度の両方を視野に入れた研究が皆無というわけではない。例えば、清水(2011)は国債問題を論じる中で公的年金制度との関係を検討している。しかし、同書の公的年金制度への着眼は国債問題を解決するための増税と年金制度の関係を扱う点にあり、積立金運用が主に金融取引であることに着眼した本稿にとっては、直接的な先行研究と位置付けられるものではない。他方、年金から離れ、金融のキャパシティの制約が経済に大きな歪みをもたらしたという現象一般に目を向ければ、Bernanke(2011)やPozsar(2011)等の先行研究がある(IV 2参照)。
- 2) 本稿において「金融取引」は、資金等の貸借、債券や株式の売買、金融派生商品の取引などを含むものとする。

3) 我が国では、近年、公的年金(国民年金及び厚生年金)の給付に充当するために年4~6兆円(年間給付額の1割程度)の金額の運用資産の資金化(キャッシュアウト)を実施した。仮に、積立金がまったくなく借入の道もなかったならば、当該金額に見合う制度変更(抛出増、給付減または国庫負担増)が必要であった。

4) 現在の我が国では厳しい前提であろう。

5) 分割については賛否両論があるが、分割したところで国民にとって意味を持つのはすべての基金の運用の結果の合計であることは、十分に念頭に置いて議論せねばならないであろう。

6) ここで注意を要するのは、売買の規模が大きいために自らの売買によって金利や株価が自らに不利な方向に動くというマーケット・インパクトの位置づけである。マーケット・インパクトの制御は、運用の実務においては非常に重要であるし、今後一段と研究を進めるべき論点であることは間違いないが、積立方式の評価という目的との比較においては、論点の一部に過ぎない。

7) このような懸念に対し、財投改革以前のように財政融資資金に全額預託する仕組み、あるいは現在の米国のような非市場性国債に運用を集中する仕組みとすることで、金融商品の賦存量の制約を回避できるのではないかと、との問題提起があり得る。しかしながら、まず前者については、財政投融資の残高は、財投改革前の400兆円以上から最近では200兆円以下に減っている。これは、財投という制度による金融仲介のニーズがその程度のものであることを示唆している。

また、後者の米国の事例については、Social Security Trust Funds (OASDI)の残高は2.7兆ドル(2012年末。約250兆円)であるが、米国の人口・経済規模が日本の2.5倍程度であるから、日本而言えば100兆円程度の規模(現在の年金積立金管理運用独立行政法人の運用規模を下回る)に過ぎない。従って、米国で行われていることを行えば賦存量の制約を回避できるという単純な議論は、不十分である。

8) 積立金が8百兆円に達するためには、それだけの資金が年金特別会計に流入せねばならず、その資金が、鈴木(2009)(第2章)に分り易く解説されているように、積立方式への移行期間中の給付のための国債発行によってもたらされるならば、積立金の増加の一方で国債発行が増えるメカニズムが存在することとなる。

9) Pozsar(2011)も指摘しているように、このようなメカニズムは、ブレトンウッズ体制下の金とドルの間の「トリフィンのジレンマ」(ドルの信認を支える金の供給が増えないために、ドルが国際通貨としてより多く使われていく過程でドルの信認保持が難しくなること)と類似したものであ

- る（金は短期国債に相当）。
- 10) 我が国の財政検証においては、積立金運用利回りについては、賃金上昇率を一定の幅だけ上回るという想定をしている。これは、給付が賃金と連動するからであり、積立方式でもそうするならば、予測すべきは運用リターンそのものではなく、賃金上昇率に対するスプレッドとなる。
 - 11) ここでの議論は、経済成長によって1960年生まれ世代の所得と拠出が多くなっていることを捨象している。
 - 12) もとより、賦課方式の現行制度との接続は一大難事業である。
 - 13) この規定は、自由経済の我が国において、公的機関であるGPIF自身による個別企業の経営への関与が株式の議決権の行使という最も尖鋭な形で及ぶことを防止することを主たる狙いとしたもので、この狙い自体は首肯できるものであろう。
 - 14) もとより、国民の財産である株式にかかる金銭的利益の確保にGPIFが力を注ぐことは、受託者として当然である。実際、GPIFは株主の利益のための議決権行使を投資一任先に対して強く求めている。
 - 15) 公的年金積立金の運用組織の目的（mission）を明確化することが必要という観点から、運用リターン獲得以外の目的、すなわち政治的、社会的

投資目的は明確に排除すべき、という主張も海外で見られている（Clark and Monk（2011）p.22）。

参考文献

- 清水克俊（2011）『国債危機と金融市場——日本の財政運営へのインパクト——』日本経済新聞社
- 鈴木亘（2009）『だまされないための年金・医療・介護入門』東洋経済新報社
- 玉木伸介（2004-1）『年金2008年問題』日本経済新聞社
- 玉木伸介（2004-2）「海外諸国における公的年金積立金の運用の動向について—米国、カナダ及びアイルランドを中心に」『総合研究開発機構（NIRA）ワーキング・ペーパー・シリーズ』2004-3
- Clark, Gordon L. and Monk, Ashby H.B. (2011) “Pension Reserve Funds: Aligning Form and Function”, *Rotman International Journal of Pension Management*, Vol. 4, Issue 2
- Bernanke, Ben S (2011) “International Capital Flows and the Returns to Safe Assets in the United States, 2003 - 2007”, *Banque de France Financial Stability Review* no. 15
- Pozsar, Zoltan (2011) “Institutional Cash Pools and the Triffin Dilemma of the U.S. Banking System”, *IMF Working Paper* (WP/11/190)
- （たまき・のぶすけ 大妻女子大学短期大学部教授）



2011（平成23）年度 社会保障費用 —概要と解説—

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2013（平成25）年12月6日に「平成23年度社会保障費用統計（旧「社会保障給付費」）」を公表した。本稿では第1部で2011（平成23）年度社会保障費用の概要と解説を行う。第2部では2011（平成23）年度社会保障費用の主な特徴について解説する¹⁾。

第1部 2011（平成23）年度社会保障費用の概要と解説

社会保障費用とは、社会保障給付費（ILO基準）と社会支出（OECD基準）の総称である。社会支出は、社会保障給付費と比べ、施設整備費など直接個人に帰着しない支出まで集計範囲に含む。また、社会保障給付費の諸外国データが1996年以降、更新されていないのに対し、社会支出のデータは定期的に更新・公表されており、国際比較の観点から重要な指標となっている。

第1部では、まずⅠで社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額、続くⅡで社会支出（政

策分野別）、Ⅲで社会保障給付費（部門別）、Ⅳで社会保障給付費（機能別）、最後のⅤで社会保障財源、の順に結果の概要と増減要因を解説する。

Ⅰ 社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額—過去最高額を更新

1 社会支出

2011年度の社会支出の総額は112兆437億円、対前年度伸び率は2.9%（2010年度1.8%）、対国内総生産比は23.67%（2010年度22.69%）であった。

2011年度の国民1人当たりの社会支出は87万6,700円であり、1世帯当たりでは226万4,300円である。

社会支出の総額および対国内総生産比は、1980年の集計開始以来最高額であった。

2 社会保障給付費

2011年度の社会保障給付費の総額は107兆4,950億円、対前年度伸び率は2.7%（2010年度3.5%）、対国内総生産比は22.71%（2010年度21.80%）である。

2011年度の国民1人当たりの社会保障給付費は

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,089,195	1,120,437	31,242	2.9
社会保障給付費	1,046,793	1,074,950	28,156	2.7

注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。詳しくは国立社会保障・人口問題研究所（2013b）52-53頁を参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比および対国民所得比

社会保障費用	2010年度	2011年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.69	23.67	0.99
対国民所得比	30.92	32.31	1.40
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.80	22.71	0.91
対国民所得比	29.71	31.00	1.29

資料) 国内総生産、国民所得：内閣府「平成25年版国民経済計算年報」

表3 1人（1世帯）当たり社会保障費用

社会保障費用	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	850.6	876.7	26.2	3.1
1世帯当たり	2,198.9	2,264.3	65.5	3.0
社会保障給付費				
1人当たり	817.4	841.1	23.7	2.9
1世帯当たり	2,113.3	2,172.4	59.2	2.8

注) 1世帯当たり社会支出＝平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

資料) 人口：総務省統計局「平成23年10月1日現在人口」

平均世帯人員数：厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査」

84万1,100円であり、1世帯当たりでは217万2,400円である。

社会保障給付費の総額および対国内総生産比は、1950年（対国内総生産比は1951年）の集計開始以来最高額であった。

II 社会支出（政策分野別）²⁾ — 「家族」の伸びの大幅縮小、「積極的労働市場政策」の大幅減、「他の政策分野」の大幅増

2011年度の社会支出を政策分野別にみると、「高齢」が最も多く（46.5%）、次いで「保健」（32.4%）、「遺族」（6.1%）、「家族」（5.7%）、「障害、業務災害、傷病」（4.3%）、「他の政策分野」（2.5%）、「失業」（1.3%）、「積極的労働市場政策」（0.8%）、「住宅」（0.5%）の順となっており、前年度に比べ「積極的労働市場政策」の構成割合が下がり、

「他の政策分野」の構成割合が大きく高まった。

2011年度の政策分野別社会支出の対前年度伸び率でみると、「家族」の伸び（4.3%）が前年度（34.0%）に比べて大幅に縮小し、「積極的労働市場政策」が大きくマイナスとなった（△33.0%）一方、「他の政策分野」の伸びが大きかった（118.1%）。

「家族」の伸びが前年度に比べ大幅に縮小したのは、前年度は4月に子ども手当が創設され、支給対象や支給額が大きく増加したのに対し、2011年度の子どもの手当の10月以降の制度改正では、3歳未満や小学校修了前の第3子以降に対する支給額が増額されたものの、その他の中学生以下に対する支給額が減額されたことで、2,639億円の伸びにとどまったことによる。

また、減少が大きかった「積極的労働市場政策」は、主として緊急人材育成・就職支援事業臨時特別交付金の廃止（△2,115億円）および緊急雇用

表4 政策分野別社会支出

社会支出	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合計	1,089,195 (100.0)	1,120,437 (100.0)	31,242	2.9
高齢	517,727 (47.5)	521,233 (46.5)	3,506	0.7
遺族	68,051 (6.2)	68,130 (6.1)	79	0.1
障害, 業務災害, 傷病	45,728 (4.2)	48,018 (4.3)	2,290	5.0
保健	350,480 (32.2)	362,866 (32.4)	12,386	3.5
家族	61,251 (5.6)	63,890 (5.7)	2,639	4.3
積極的労働市場政策	13,659 (1.3)	9,144 (0.8)	△4,514	△33.0
失業	14,500 (1.3)	14,048 (1.3)	△452	△3.1
住宅	5,129 (0.5)	5,470 (0.5)	340	6.6
他の政策分野	12,670 (1.2)	27,637 (2.5)	14,967	118.1

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 政策分野別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所(2013b) 52-53頁を参照。

創出事業臨時特例交付金の大幅削減(△1,631億円)による。なお、被災者向け緊急雇用創出事業臨時特例交付金は「他の政策分野」に位置づけている。

最後に、「他の政策分野」の伸びが大きかったのは、主として災害救助費等負担金の大幅増(4,791億円増)、被災者向け緊急雇用創出事業臨時特例交付金(3,722億円)および被災者生活再建支援制度支援金の大幅増(2,119億円増)による。

Ⅲ 社会保障給付費(部門別) - 「年金」 で低い伸び

2011年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が3兆634億円(31.7%)、「年金」が53兆623億円(49.4%)、「福祉その他」が20兆3,692億円(18.9%)であり、「年金」の構成割合が下がっ

た。

2011年度の部門別社会保障給付費の対前年度伸び率でみると、「福祉その他」が8.4%と最も大きく、次いで「医療」が3.5%、最も低かったのが「年金」の0.2%であった。

部門別社会保障給付費の対前年度伸び率を時系列でみると、「福祉その他」は過去10年で2番目に高い伸びであった一方、「医療」は3年ぶりに低い伸び、「年金」は比較可能な数値が取れる1965年度以来最も低い伸びであった。

1 医療

2011年度の「医療」は、診療報酬改定の年ではなかったものの、高齢化の進行等から、全体としては3.5%の伸び(1兆1,445億円増)を示した。これは、近年では、2008年度の2.2%に次ぐ、3年ぶりに低い伸びであった。

表5 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,046,793 (100.0)	1,074,950 (100.0)	28,156	2.7
医療	329,190 (31.4)	340,634 (31.7)	11,445	3.5
年金	529,711 (50.6)	530,623 (49.4)	912	0.2
福祉その他	187,893 (17.9)	203,692 (18.9)	15,800	8.4
介護対策（再掲）	75,082 (7.2)	78,881 (7.3)	3,799	5.1

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 部門別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所（2013b）27頁、50頁を参照。

制度別に増加に最も寄与したのは、後期高齢者医療制度（5,591億円増）、次いで国民健康保険（2,504億円増）であった。後期高齢者医療制度の対前年度伸び率は4.8%となったが、これは被保険者数の対前年度伸び率が3.0%、1人当たり医療費の対前年度伸び率が1.5%となったことで、結果として医療給付も増加したものと考えられる³⁾。一方、国民健康保険の対前年度伸び率は2.7%となったが、被保険者の高齢化により、1人当たり医療費の対前年度伸び率が3.2%となったことで、結果として医療給付も増加したものと考えられる⁴⁾。

2 年金

2011年度の「年金」については、年金額の改定が△0.4%であり、高齢化の進行等があったが、全体として0.2%の伸び（912億円増）を示した。これは、1964年度の集計開始以来最も伸び率が低かった2003年度の0.9%を更に0.7ポイント下回った。

制度別にみると、国民年金の対前年度伸び率は1.7%（3,148億円増）、厚生年金基金等の対前年度伸び率は4.4%（886億円増）であったのに対して、厚生年金保険の対前年度伸び率は△1.2%（2,772億円減）であった。厚生年金保険の給付減は、上記年金額の改定に加えて、受給者数の伸びが鈍化

したことによると考えられる⁵⁾。受給者数の伸びの鈍化の背景には年齢別人口で、2011年度に65歳に達した年齢階層の人口の規模の小ささに影響されている。しかし2012年度は団塊の世代が65歳に達し、65歳以上人口が大幅に増加する見込みであり、受給者数増に影響がある可能性を指摘したい。

3 福祉その他

2011年度の「福祉その他」については、介護報酬改定の年ではなかったものの、高齢化の進行および東日本大震災の影響等から、全体として8.4%の伸び（1兆5,800億円増）を示した。これは、近年では、2009年度の15.7%に次ぐ、2年ぶりに高い伸びであった。

制度別に増加に最も寄与したのは、社会福祉（7,727億円増）、次いで介護保険（3,751億円増）、その他（2,090億円増）であった。社会福祉の対前年度伸び率は22.7%となったが、これは、主として災害救助費等負担金の大幅増（4,791億円増）による。介護保険の対前年度伸び率は5.1%となったが、これは、第1号被保険者数の対前年度伸び率が2.3%、1人当たり給付費の対前年度伸び率が2.8%となったことで、結果として介護保険給付も増加したものと考えられる⁶⁾。その他の対前年度伸び率は437.9%となったが、これは、主として、被災者生活再建支援制度支援金の大幅増（2,119

億円増)による。

IV 社会保障給付費(機能別)－「家族」の伸びの大幅縮小,「生活保護その他」の大幅増,「労働災害」の5年ぶり増

2011年度の社会保障給付費を機能別にみると、「高齢」が全体の48.2%で最も大きく、次いで「保健医療」が30.2%であり、この2つの機能で78.4%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(6.3%)、「家族」(5.3%)、「生活保護その他」(3.7%)、「障害」(3.3%)、「失業」(1.7%)、「労働災害」(0.9%)、「住宅」(0.5%)の順となっており、「生活保護その他」の構成割合が上がった。

対前年度伸び率でみると、「家族」の伸び(4.4%)が前年度(42.4%)に比べて大幅に縮小した一方、

「生活保護その他」の伸びが大きかった(35.8%)。

なお、「労働災害」については、2006年度以来5年ぶりに増加した(対前年度伸び率1.8%)。

「家族」の伸びが前年度に比べ大幅に縮小したのは、前年度は4月に子ども手当が創設され、支給対象や支給額が大きく増加したのに対し、2011年度の子どもの10月以降の制度改正は、3歳未満や小学校修了前の第3子以降に対する支給額が増額されたものの、その他の中学生以下に対する支給額が減額されたことで、2,437億円の伸びにとどまったことによる。

「生活保護その他」の伸びが大きかったのは、主として災害救助費等負担金の大幅増(4,791億円増)および被災者生活再建支援制度支援金の大幅増(2,119億円増)による。

表6 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,046,793 (100.0)	1,074,950 (100.0)	28,156	2.7
高 齢	513,349 (49.0)	517,817 (48.2)	4,469	0.9
遺 族	67,943 (6.5)	68,020 (6.3)	78	0.1
障 害	33,800 (3.2)	35,164 (3.3)	1,364	4.0
労働災害	9,191 (0.9)	9,353 (0.9)	163	1.8
保健医療	314,863 (30.1)	324,637 (30.2)	9,774	3.1
家 族	54,795 (5.2)	57,232 (5.3)	2,438	4.4
失 業	18,654 (1.8)	17,777 (1.7)	△877	△4.7
住 宅	5,129 (0.5)	5,470 (0.5)	340	6.6
生活保護その他	29,069 (2.8)	39,478 (3.7)	10,409	35.8

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 機能別の項目説明は、国立社会保障・人口問題研究所(2013b) 54-55頁を参照。

V 社会保障財源－「資産収入」が大幅増、「国庫負担」で高い伸び、「その他」が減少

社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様ILO基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費および施設整備費等の財源も含まれる⁷⁾。

2011年度の社会保障財源の総額は115兆6,566億円であり、対前年度伸び率は5.5%となった。

大項目別社会保障財源の構成割合をみると、「社会保険料」が52.0%、「公費負担」が37.6%、「他の収入」が10.4%となった。

小項目別社会保障財源の構成割合をみると、「国庫負担」が最も多く（27.3%）、次いで「被保険者拠出」（26.9%）、「事業主拠出」（25.1%）、「他の公費負担」（10.3%）、「その他」（7.3%）、「資産収入」（3.2%）の順となっており、「国庫負担」および「資産収入」の構成割合が高まった。

小項目別社会保障財源の対前年度伸び率をみると、「資産収入」（335.5%）が最も大きく、次いで「国庫負担」（6.8%）、「他の公費負担」（6.1%）、「事業主拠出」（3.2%）、「被保険者拠出」（2.4%）であり、「その他」（△12.0%）はマイナスとなった。前年度の対前年度伸び率を上回ったのは「資産収入」および「国庫負担」であった。

1 社会保険料

(1) 被保険者拠出

「被保険者拠出」の増加（7,412億円）は、主として厚生年金保険（3,723億円増）、組管管掌健康保険（2,104億円増）、全国健康保険協会管掌健康保険（736億円増）による。

厚生年金保険、組管管掌健康保険および全国健康保険協会管掌健康保険の拠出増は、いずれも保険料率の引上げによるものと考えられる^{8) 9) 10)}。

(2) 事業主拠出

「事業主拠出」の増加（9,085億円）は、主として厚生年金保険（3,723億円増）、組管管掌健康保険（2,240億円増）、地方公務員等共済組合（1,129

億円増）、全国健康保険協会管掌健康保険（916億円増）による。上記制度の保険料は労使折半であるため、各制度の増加要因は、(1)の被保険者拠出と同じである。

2 公費負担

(1) 国庫負担

「国庫負担」の増加（2兆102億円）は、主として社会福祉（6,037億円増）、公衆衛生（2,689億円増）、後期高齢者医療制度（1,980億円増）による。

社会福祉の国庫負担増は、主として災害救助費等負担金が、災害救助費総額の増に加えて、被災県の標準税収入に対する割合に応じて国の負担割合が5割から最大9割になることによる大幅増（4,275億円増）による。公衆衛生の国庫負担増は、主として地域医療再生基金の積み増し（平成22年度補正予算繰越による2,100億円に加え、平成23年度第3次補正の震災分720億円）および福島県健康管理基金の新設（782億円）等による。後期高齢者医療制度の国庫負担増は、被保険者数および1人当たり医療費の増加により対前年度伸び率が4.5%となったため、その財源の一部である国庫負担が伸びたと考えられる。

(2) 他の公費負担¹¹⁾

「他の公費負担」の増加（6,851億円）については、主として社会福祉（2,208億円増）、介護保険（1,701億円増）、他の社会保障制度（1,397億円増）等による。社会福祉の他の公費負担増は、主として、障害者自立支援給付費の増加（605億円増）、災害救助費等負担金の増加（516億円増）、災害弔慰金等負担金の増加（389億円増）等による。介護保険の他の公費負担増は、第1号被保険者および1人当たり給付費の増加により対前年度伸び率が5.1%となったため、その財源の一部である他の公費負担が伸びたと考えられる。他の社会保障制度の他の公費負担増は、主として、被災者生活再建支援事業拠出金（880億円増）および地方公共団体単独実施公費負担医療費給付（558億円増）等による。

表7 項目別社会保障財源

社会保障財源	2010年度	2011年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,096,498	1,156,566	60,068	5.5
	(100.0)	(100.0)		
I 社会保険料	584,566	601,063	16,497	2.8
	(53.3)	(52.0)		
被保険者拠出	303,247	310,659	7,412	2.4
	(27.7)	(26.9)		
事業主拠出	281,319	290,404	9,085	3.2
	(25.7)	(25.1)		
II 公費負担	407,765	434,718	26,953	6.6
	(37.2)	(37.6)		
国庫負担	295,070	315,172	20,102	6.8
	(26.9)	(27.3)		
他の公費負担	112,695	119,546	6,851	6.1
	(10.3)	(10.3)		
III 他の収入	104,167	120,785	16,619	16.0
	(9.5)	(10.4)		
資産収入	8,388	36,529	28,141	335.5
	(0.8)	(3.2)		
その他	95,779	84,256	△11,522	△12.0
	(8.7)	(7.3)		

注) 1) () 内は構成割合である。

- 2) 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費負担」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は公費負担医療費給付分および公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。
- 3) 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

3 その他収入

(1) 資産収入

「資産収入」の伸びが大きかったのは、主として、厚生年金保険（2兆4,201億円）、次いで厚生年金基金等（2,358億円）、国民年金（1,770億円）において大きく増加したことによる。これは、運用環境の改善により積立金の運用実績が向上したことが要因と考えられる¹²⁾。

(2) その他

「その他」が減少したのは、主として、厚生年金保険（△7,728億円）、次いで後期高齢者医療制度（△1,637億円）、雇用保険等（△1,343億円）において大きく減少したことによる。厚生年金保険の減少については、運用収入の改善などに伴い、

積立金からの受入れが大幅に減少したことによるものと考えられる¹³⁾。後期高齢者医療制度の減少については、繰越金が減少したことによるものと考えられる¹⁴⁾。雇用保険等については、一般求職者給付の受給者実人員数が減少したことなどに伴い、積立金からの受入れを行わなかったことによるものと考えられる¹⁵⁾。

第2部 2011（平成23）年度社会保障費用の主な特徴と変更点

I で今回の公表の主な特徴である東日本大震災関係の具体的項目、II で作成方法の主な変更点について解説する。

I 東日本大震災関係の社会保障費用 －主な費用項目を列挙

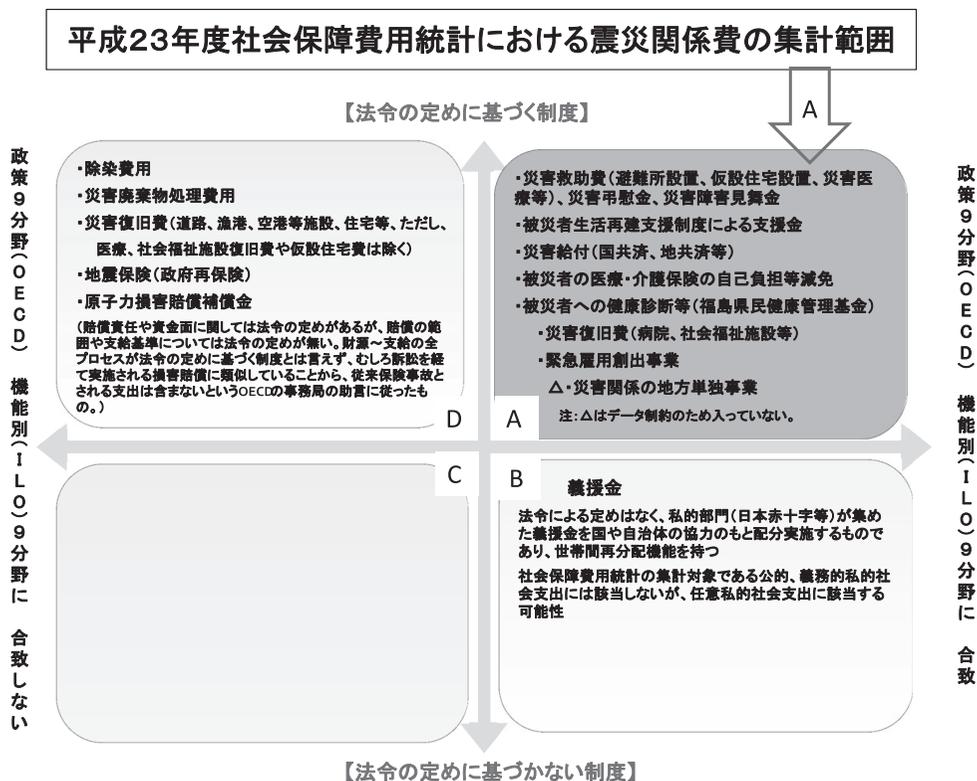
2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、増加ないし新設された費用項目のうち、何が社会保障費用に当たるかについて、OECD基準およびILO基準に基づいて当研究所において分類したものが図8であり、社会保障費用に当たるとされたもののうち主な社会保障費用をまとめたものが表9である。

東日本大震災関係の社会保障費用の分類に当たっては、図8にあるように、OECD基準およびILO基準に従い、法令の定めに基づく制度で、かつ、OECD基準の政策別9分野ないしILO基準の機能別9分野に合致するもの（図8のAの部分）を集計範囲とした。その結果、仮設住宅や借り上げ

住宅家賃補助など災害救助法がカバーするものではない、道路・港湾・災害公営住宅などの公共事業や、東京電力による損害賠償の費用¹⁶⁾はこうした定義に合致しないことから含めないこととした¹⁷⁾。

つぎに、表9においては、主な東日本大震災関係費とその各基準における分類、および金額を示している。計上された費用には、災害救助費のように従来から社会保障費用に入っていたものと、福島県民健康管理基金のように今回の震災を機に制度が創設されたものの2種類が入っている。前者については、同表の過去の推移からみて、2011年度の金額の大部分が、ほぼ東日本大震災関係費だと推定されるが、2011年度に起こった東日本大震災に加え、その他の台風・豪雨等被害なども対象となっていることは留意が必要である。

また、金額として東日本大震災関係費を把握できないため表9に記載していないが、労働災害や



出所：OECD韓国政策センター専門家会議提出資料（2013年10月）

図8 平成23年度社会保障費用統計における震災関係費の集計範囲

表9 主な東日本大震災関係の社会保障費用

項目	政策分野別 社会支出	部門別 社会保障給付費	機能別 社会保障給付費	費用 (2011年度)	過去の費用 (億円)			
					2010	2009	2008	2007
災害救助費	他の政策分野	福祉その他	生活保護 その他	5,200億円	390	8	6	120
災害弔慰金・災害障害見舞金				780億円	2	2	1	1
被災者生活再建支援制度				2,100億円	3	17	42	48
福島県民健康管理基金				780億円	-	-	-	-
災害復旧費 (病院, 社会福祉施設等)	×	×	×	1,000億円	0	0	3	5
緊急雇用創出事業 (震災関係)				3,700億円	-	-	-	-
医療・介護保険の自己負担等減免	高齢/保健	医療/ 福祉その他	高齢/ 保健医療	870億円	-	-	-	-

生活保護など、既存の一般的な施策において震災により支出が増えたことが想定されるものがあり、これらも広い意味では震災関係費用といえるだろう。

OECD基準における大規模災害時の社会保障費用の範囲は、これまでOECDが示してきたマニュアルには必ずしも明示的に示されてこなかったものであり、今後、今回行った我が国の社会保障費用統計の震災費用の分類方法が、OECD基準のマニュアル改定に生かされ、国際的により正確な大規模災害時の社会保障費用の把握に貢献することが期待される。

II 作成方法の通知—中小企業退職金共済制度等を社会保障給付費へ新規計上

社会保障費用統計は、2012年7月9日に総務大臣告示に基づき、統計法上の基幹統計に指定された。基幹統計のうち、統計調査以外の方法により作成する場合¹⁸⁾は、統計法(平成19年法律第53号)第26条に基づき、その作成方法の変更時(軽微変更を除く。)にあらかじめ総務大臣に通知することとされている。

社会保障費用統計は、2012年11月12日に作成方法を通知しており、今回社会保障費用統計としてはじめての作成方法変更通知として、2013年10月8日に総務大臣に通知した¹⁹⁾。本稿では、通知対象となる変更に加え、通知対象以外の事務的な

変更についても解説することとする。

1 通知対象となる変更

今回の通知内容では、中小企業退職金共済制度(中退共)等の社会保障給付費への新規計上を行った。あわせて遡及して数値を修正した。

中退共等については、2010年度集計でOECD基準の範囲の見直しを行い、新規計上したものである。2011年度集計ではILO基準の範囲の見直しを行い、基準に照らしこれらの制度が集計対象であると整理した。

同様の理由で、社会福祉施設職員等退職手当共済制度、公害健康被害補償制度なども社会保障給付費への新規計上を行った。

2 通知対象以外の事務的な変更

正式な通知対象ではない事務的な変更としては、以下の5点の修正を行った。いずれも遡及して数値を修正した。

- (1) 国民健康保険共同事業支出金(拠出金)等の削除

制度内の保険者間の資金移動などといった、見せかけ上社会保障費用を増加させる数値がこれまで含まれており、社会保障政策の検討の際に支障が生じかねないため、2011年度集計から社会保障費用として計上しないこととした。

同様の理由で、農林漁業団体職員共済組合責任準備金繰入(戻入)なども削除した。

- (2) 東日本大震災復旧・復興関係の費用項目の

新規計上

国家予算において、平成23年度第3次補正予算（2011年11月21日成立）から、本予算と復興予算を区別するため、例えば、既存の「災害救助等諸費」に加え、新たな項目として「東日本大震災復旧・復興災害救助等諸費」を設けていることに対応した。

（3）地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分の新規計上

国民医療費において、2010年度から公費負担医療費給付のうち地方公共団体単独実施分（乳幼児医療費助成等）が内訳表示されていることも踏まえ、2011年度集計から同費用を新たに遡及計上することとした。

（4）自動車損害賠償責任制度（自賠責）等の削除
自賠責については、昨年の公表後にOECD担当者から社会支出に含まれないとの見解が示されたことから、2011年度集計から社会保障費用として計上しないこととした²⁰⁾。同様の理由で、政府自動車損害賠償保障制度も削除した。

（5）公的住宅の建設費の削除

2010年度集計からOECD基準「住宅」には低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）に加えて公的住宅の建設費を計上している。公表後OECDへの登録の際、改めて担当者に確認したところ、社会支出の定義上は低所得者対象の家賃補助や公的住宅費を含むが、住宅建設費については各国横並びでデータが得られないので、現在は含めていないとの回答が得られた。そこで、2011年度集計から、国際比較を確保する観点から、建設費は除き、各国共通で計上されている低所得者向け家賃補助（生活保護の住宅扶助、公営住宅家賃補助）のみを集計対象とした。

おわりに

本稿では、第1部で「2011（平成23）年度社会保障費用統計」の結果の概要と増減要因を述べ、第2部では今回の集計における主な特徴について解説した。来年度以降の検討課題として残っているのは、①地方単独事業の扱いおよび②新たな公

的統計の整備に関する基本計画の指摘事項への対応である。

OECD基準の社会支出では、そのマニュアルに沿って定義に当てはまれば、国・地方を問わず集計すべきものとされているが、財政制度の違いに加え、財政費用統計の整備状況により、すべての国で同じように地方自治体部分が集計されているとは限らない。例えば、日本と同様に中央集権色の強い財政運営を行っていると言われる韓国なども、地方自治体独自の支出の把握に限界があるとしている²¹⁾。

日本においては、国の法律に基づき、国庫から全部ないし一部支出されている事業については、各省庁等より地方負担分のデータ提供を受け、費用統計に計上している。しかし、地方が独自の財源で行う単独事業については、総務省の毎年作成している「地方財政状況調査」²²⁾では、地方単独事業およびそのうち給付として使われている部分が分離計上されていないことなどから、そのままでは社会保障費用統計には活用できず、地方単独事業の計上のあり方が長年の課題となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（2013a）で述べたとおり、2011年度は、税・社会保障一体改革における消費税引き上げ分の国と地方の配分を巡って、社会保障関係の地方単独事業の負担がクローズアップされた。そこで2011年11月に総務省が「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」²³⁾を公表し、2012年2月には、地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像を整理するとして「税・社会保障一体改革大綱（2012年2月17日閣議決定）」²⁴⁾がとりまとめられたが、総務省が毎年公表する体制にはなっていない。このように、近年、社会保障費用統計において、地方単独事業を把握する必要性が高まっている。

こうした中、社会保障費用統計については、今回、II2（3）で述べたとおり、国民医療費において、2010年度から公費負担医療費給付のうち地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分（乳幼児医療費助成等）が内訳表示されていることも踏ま

え、2011年度集計から同費用を新たに遡及計上することとし、地方単独事業の把握が一步前進した。

今後、消費税率8%から10%への更なる引上げが行われる場合には、再度、消費税引き上げ分の用途について、国と地方との関係を含め、さまざまな議論が行われることが想定される。こうした動きに注視しつつも、今後、今回の地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分のように継続的に数値が取れ、国際基準に該当するものが出てくれば、速やかに社会保障給付に組み入れられるよう、引き続き総務省等における実績データの公表状況を注視していく。

もう一つの課題は、新たな公的統計の整備に関する基本計画の指摘事項への対応である。2009年4月から新しい統計法が施行され、それに伴い2009年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(現計画)も5年の計画期間が終わりに近づき、現在、本年4月から計画期間が始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(新計画)の策定作業が統計委員会で行われている。

公的統計の整備に関する基本的な計画は、統計法第4条に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定め、統計委員会の意見を聞いて、閣議決定されるものである。

社会保障費用統計については、現計画の指摘に沿い、国立社会保障・人口問題研究所(2013a)で述べたとおり、①国際比較性の向上を図るためにOECD基準集計の拡充および基幹統計化を行い、②国民経済計算(SNA)と社会保障費用統計との関係性の整理を行った。

統計委員会での新計画策定に向けた検討の中で、社会保障費用統計に対して、①一層の公表時期の早期化と、②集計項目の細分化などに努めることが指摘されている。現状において、どのような形で統計委員会の指摘に応えるかは今後の検討事項となるが、指摘を踏まえて、次年度以降の社会保障費用統計のさらなる改善を図ることで、社会保障費用統計に対する国民の期待に応えられる

よう努めていく。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所(2013b)、同内容は研究所ホームページに全文掲載してある。なお、本稿第1部では、日本の結果のみを扱い、国際比較については別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))に解説を掲載した。
- 2) 公表資料では、日本の社会支出に加えて、各国の社会支出との国際比較を掲載している。本稿では、日本についてのみ取り上げ、国際比較については別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 3) 厚生労働省保険局「平成23年度後期高齢者医療事業状況報告」
- 4) 厚生労働省保険局「平成23年度国民健康保険事業年報」
- 5) 厚生労働省年金局「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によれば、国民年金受給者総数(年度末現在)の対前年度伸び率は2010年度2.0%から2011年度2.7%へ増加する一方、同厚生年金保険は2010年度4.6%から2011年度3.6%へ減少している。
- 6) 厚生労働省保険局「平成23年度介護保険事業状況報告」
- 7) 財源はILO基準のみであり、OECD基準社会支出に対応する財源の集計は存在しない。OECDでは別の統計(Revenue Statistics歳入統計)において、各国の税、社会保険料の国際比較データを整備している(財務省の国民負担率の国際比較は本統計の税、社会保険料を使用)。但し、Revenue Statisticsの税には、社会保障に加えて防衛費等へ充当する分も含み、社会保障に限った財源をみるデータとしては不適當である。将来、OECDが社会支出とRevenue Statisticsを一体化させる形で拡張される可能性があるが、多大な労力がかかるため実現は難しい状況にある(Adema et al. 2011)。一方、欧州諸国に限れば、ESSPROS統計において社会保障の財源データが整備されており、国際比較が可能である。しかし、日本は、ESSPROS統計を整備していないため、比較ができない。日本と諸外国の比較可能な財源データの整備が今後の課題であることは、国立社会保障・人口問題研究所(2011)でも指摘されているところである。
- 8) 厚生年金保険料率(2011年10月1日改定)は16.058%から16.412%へ0.354%増加した。2011年の厚生年金保険被保険者総数の対前年度伸び率は0.3%、標準報酬月額の前年度伸び率は△0.4%であった。(厚生労働省年金局「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」)。
- 9) 組合管掌健康保険全国平均保険料率は40歳以上の介護保険第2号被保険者で、8.84%から9.23%へ

- 0.39%増加した。(健康保険組合連合会「平成25年度健保組合予算早期集計結果の概要」) 2011年の組合管掌健康保険制度加入者の対前年度伸び率は $\Delta 0.6\%$ 、標準報酬月額の前年度伸び率は 0.3% であった。(厚生労働省保険局「平成23年度健康保険・船員保険事業報告」)。
- 10) 全国健康保険協会管掌健康保険全国平均保険料率(2011年3月改定)は40歳以上の介護保険第2号被保険者で、 10.84% から 11.01% へ 0.17% 増加した。2011年の全国健康保険協会管掌健康保険制度加入者の対前年度伸び率は $\Delta 0.1\%$ 、標準報酬月額の前年度伸び率は $\Delta 0.4\%$ であった。(厚生労働省保険局「平成23年度健康保険・船員保険事業報告」)。
- 11) 他の公費負担とは、国の制度に基づいて地方負担が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、地方公共団体単独実施公費負担医療費給付を除き、含まない。
- 12) 厚生労働省「平成23年度年金積立金運用報告書」によると、2011年度における年金積立金全体の運用実績は、厚生年金の収益率が 2.17% (前年度 $\Delta 0.26\%$)、国民年金の収益率が 2.15% (前年度 $\Delta 0.25\%$)で、合計で 2.17% (前年度 $\Delta 0.26\%$)であった。
- 13) 厚生年金における積立金からの受け入れは、2010年度6兆3,431億円から2011年度は5兆5,772億円($\Delta 7,659$ 億円)となった。
- 14) 後期高齢者医療制度における繰越金は、2010年度3,028億円から2011年度は1,249億円($\Delta 1,779$ 億円)となった。
- 15) 雇用保険における積立金からの受け入れは、2010年度1,770億円から2011年度はゼロ($\Delta 1,770$ 億円)となった。
- 16) 東京電力による損害賠償にかかる費用が社会保障費用に含まれない理由については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 17) 東日本震災による社会保障費用の集計範囲の整理については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 18) 社会保障費用統計のほかには、国民経済計算、産業連関表、生命表および鉱工業指数がある。(総務省調べ、2013年4月現在)。
- 19) 社会保障費用統計「統計の作成方法」(2013年10月)。
<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/sakuseifsss2013.pdf>
- 20) 自賠責の社会保障費用における整理については、別稿(国立社会保障・人口問題研究所(2014))において取り上げているので参照されたい。
- 21) Kyeonghwan Gho, Youngsik Chang, and Jiwon Kang 2011. "Estimation of Social Expenditures in Korea:1990-2007" OECD/Korea Policy Centre-Health and Social Policy Programmes:SOCX Technical Papers NO.1, pp.13
- 22) 総務省「地方財政状況調査関係資料」
http://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa-shiryu.html
- 23) 総務省「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」(2011年11月10日)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134597.pdf
- 24) 「税・社会保障一体改革大綱」(2012年2月17日閣議決定) http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/240217kettei.pdf

参考文献

- Adema, W., Fron, P. and Ladaique, M., (2011), "Is the European Welfare States Really More Expensive?: Indicators on Social Spending, 1980-2012; and a Manual to the OECD Social Expenditure Database (SOCX), OECD "Social, Employment and Migration Working Papers, 124
- 国立社会保障・人口問題研究所(2011)『社会保障費統計に関する研究報告書』所内研究報告第41号 (<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/houkokuNo.41-201106.pdf>)
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013a)「2010(平成22)年度社会保障費用-概要と解説-」『季刊社会保障研究』199号pp.447-456
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013b)『平成23年度社会保障費用統計』
http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h23/fsss_h23.asp
- 国立社会保障・人口問題研究所(2014)「OECD基準による我が国の社会支出-社会保障費用統計2011年度報告-」『海外社会保障研究』186号pp.50-56

(ふじわら・ともこ 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)

(たけざわ・じゅんこ 企画部第3室長)

(にしもり・かずひろ 企画部第2室長)

(さとう・いたる 社会保障基礎理論研究部第1室長)

(ふじい・まゆ 社会保障基礎理論研究部研究員)

社会保険法判例

中 益 陽 子

労災保険法における「事業」の区分基準一国・広島中央労働基準監督署長（A工業）事件

最高裁判所平成24年2月24日第二小法廷判決（平22（行ヒ）273号，労働災害補償金不支給決定処分取消請求事件），民集66巻3号1185頁，判時2158号140頁，判タ1376号130頁

I 事実の概要

建築工事の請負等を行うA社は、その代表取締役であったBについて、平成5年4月1日、広島労働基準局長に対して、事業主をA社、特別加入予定者をB、業務の具体的内容を「建築工事施工（8：00～17：00）」とする労働者災害補償保険法（平成12年法律第124号による改正前のもの。以下「法」または「労災保険法」という）28条1項の特別加入申請をし、同月2日、同項の承認を受けた。

Bは、平成10年、広島県庄原市内の架橋工事等の受注を希望し、これらの工事予定地の下見に前日から泊りがけで赴いたが（以下「本件下見行為」という）、その途中で同市内において自動車を運転していた際、自動車ごと池に転落して溺死した（以下「本件事故」という）。

本件事故当時、A社では、代表取締役であるBのほか、Bの妻であるX（原告、被控訴人、上诉人）およびXの長女が取締役を務め、Xが経理事務を担当していた。また、A社には、従業員として、レッカー車のオペレーター1名およびとび職2名の計3名がいたが、従業員はいずれも現場作業のみに従事しており、事務や営業には携わっていなかった。

Xは、平成12年2月15日付けで、広島中央労働

基準監督署長に対し、法に基づく遺族補償給付金および葬祭料の支給を請求したが、同署長は、平成13年2月8日付けで、本件事故当時のBの行動は、特別加入者として承認された業務の内容の範囲とは認められないとの理由により、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という）をした。Xは、本件各処分について、広島労働者災害補償保険審査官に審査請求したが棄却され、さらに労働保険審査会に再審査請求したがこれも棄却された。そこで、本件各処分の取消しを求めて提訴した。

一審・広島地判平成21・4・30民集66巻3号1208頁は、本件下見行為がA社の事業運営に直接必要な業務のために出張したものであることを前提に、本件の争点を本件事故が「業務上死亡したとき」に当たるか否かであるとし、本件下見行為は、労働者が行うような代替性のある業務であり、労働者と同様のまたはこれに準じた業務として事業主本来の業務に該当しないことなどを理由として、本件事故を業務上のものとし、Xの請求を認容した。これに対して、原審・広島高判平成22・3・19民集66巻3号1219頁もまた、一審判決と同様に、本件事故が「業務上死亡したとき」に当たるかどうかを争点としたが、中小事業主等の特別加入者の業務遂行性は、当該業務が労働者によって

代替できる業務であるかという一般的抽象的基準によって判断すべきではなく、中小事業主等の当該事業における労働者の行う業務に準じた業務であるかによって判断すべきと論じたうえ、本件下見行為は、A社の従業員の業務とはされていない営業活動の一環として行われているため業務遂行性がないとして、Xの請求を棄却した。そこで、Xが上告。

II 判旨

上告棄却。

1 (1)「法28条1項(現34条1項一評者注。以下同じ)が定める中小事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険の保険関係(以下「保険関係」という。)を前提として、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を労働者とみなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可能とする制度である。そして、法3条1項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律3条によれば、保険関係は、労働者を使用する事業について成立するものであり、その成否は当該事業ごとに判断すべきものであるところ(最高裁平成7年(行ツ)第24号同9年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事181号25頁参照)、同法4条の2第1項において、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項の中に「事業の行われる場所」が含まれており、また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則16条1項に基づき労災保険率の適用区分である同施行規則別表第1所定の事業の種類の詳細を定める労災保険率適用事業細目表(昭和47年労働省告示第16号)において、同じ建設事業に附帯して行われる事業の中でも当該建設事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区別がされているものがあることなどに鑑みると、保険関係の成立する事業は、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものと解される。」

(2)「そうすると、土木、建築その他の工作物の

建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(同施行規則6条2項1号。以下「建設の事業」という。)を行う事業主については、個々の建設等の現場における建築工事等の業務活動と本店等の事務所を拠点とする営業、経営管理その他の業務活動とがそれぞれ別個の事業であって、それぞれその業務の中に労働者を使用するものがあることを前提に、各別に保険関係が成立するものと解される。

したがって、建設の事業を行う事業主が、その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは、上記営業等の事業につき保険関係の成立する余地はないから、上記営業等の事業について、当該事業主が法28条1項に基づく特別加入の承認を受けることはできず、上記営業等の事業に係る業務に起因する事業主又はその代表者の死亡等に関し、その遺族等が法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきである。」

2 「前記事実関係等によれば、A社は、建設の事業である建築工事の請負業を行っていた事業主であるが、その使用する労働者を、個々の建築の現場における事業にのみ従事させ、本店を拠点とする営業等の事業には全く従事させていなかったものといえる。そうすると、A社については、その請負に係る建築工事が関係する個々の建築の現場における事業につき保険関係が成立していたにとどまり、上記営業等の事業については保険関係が成立していなかったものといわざるを得ない。そのため、労災保険の特別加入の申請においても、A社は、個々の建築の現場における事業についてのみ保険関係が成立することを前提として、Bが行う業務の内容を当該事業に係る「建築工事施工(8:00～17:00)」とした上で特別加入の承認を受けたものとみるほかはない。

したがって、Bの遺族であるXは、上記営業等の事業に係る業務に起因するBの死亡に関し、法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきところ、前記事実関係等によれば、本件下見行為は上記営業等の事業に係る業務として行

われたものといわざるを得ず、本件下見行為中に発生した本件事故によるBの死亡は上記営業等の事業に係る業務に起因するものというべきであるから、Xに遺族補償給付等を支給しない旨の本件各処分を適法とした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。」

Ⅲ 評釈

1 はじめに

(1) 本件の特徴および本判決の意義

本件は、労災保険法上の特別加入制度（労災保険法33条以下）に関する事案であった点に特徴がある。労災保険法は、労働者ではない事業主、自営業者、その家族従事者等に対して給付を行わないのが建前である。しかしながら、業務の実態や災害発生の影響などに鑑みて、これらの者にも労災保険法の適用を認めたのが特別加入制度である。現在特別加入できる者は、①中小事業主および中小事業主が行う事業に従事する者（家族従業者）、②一人親方およびその事業に従事する家族従業者、③特定事業従事者（特定農作業従事者や家内労働者等）、ならびに、④海外派遣者である。本件は、このうち①の中小事業主に関する特別加入制度の事案であった。

この中小事業主に関する特別加入制度は、本来仕事上の事故等に関して保護を受けることのできない事業主のうち、①厚生労働省令で定める数以下（業種によって50人以下から300人以下）の労働者を使用する事業の事業主が、②労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託したことと、③特別加入にかかる申請をし、政府による承認を受けたことを要件として、当該事業主を当該事業に使用される労働者とみなし、これによって当該事業主に対する労災保険法の保護を可能にする制度である（労災保険法34条1項）。したがって、この特別加入制度を利用するには、①からわかるように、そもそも当該事業が、「労働者を使用する事業」、すなわち、労災保険の保険関係を成立させる適用事業（労災保険法3条）でなければならな

いことになる。本判決は、この適用事業に関して、事業の区分基準を明らかにした判例と考えられる。

適用事業に関して生じうる1つの論点は、事業主が展開する「ビジネス」をいかなる基準で保険関係を成立させる適用事業として区分するのかということである。本判決の引用する姫路労基署長（井口重機）事件・最判平成9年1月23日裁民181号25頁は、土木工事および重機の賃貸を行っていた事業主に関して、この2つのビジネスを独立した別個の事業（「業」ないしは「業務」の語が用いられている場合もある）と解して保険関係の成立を別個に判断したが、いかなる基準によって事業を区分したかについては明らかにしていなかった。

本判決は、適用事業が、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものであることを明示した点に意義があるものと思われる¹⁾。

(2) 建設事業における適用事業の概要

本件については、問題となった適用事業が建設事業であるという点にも特徴がある。この建設事業における適用事業の仕組みについては若干特殊な点があるため、その概要をみる。

まず、建設事業か否かにかかわらず、労災保険の適用事業は有期事業とそれ以外（以下では、有期事業以外の事業を「継続事業」という）に分類することができる。

有期事業とは、事業の期間が予定される事業である（労働保険の保険料の徴収等に関する法律4条の2第1項（以下「徴収法」という）7条2号）。通達によれば、これは、事業の性質上一定の目的に達するまでの間に限り活動を行う事業を指すとされる（昭和62・2・13発労徴第6号、基発第59号）。建設の現場で行われる建設の事業は、基本的には工作物を一定の期間に完成させる事業である。したがって、原則として有期事業に区分けされると考えられる。

ただし、2以上の一定規模以下の有期事業が徴収法7条に定める要件を満たせば、当然にそれら

の事業は1つの事業とみなされ（有期事業の一括という）労災保険料の申告手続上は、次の継続事業と同じ扱いになる。建設の事業において有期事業の一括となる事業とは、請負金額が1億9000万円未満で、かつ、概算保険料が160万円未満の工事である（徴収法施行規則6条1項）。

一方、継続事業とは、有期事業以外の事業（事業の期間が予定されていない事業）である。建設を業とする企業でも、その本店、支店、営業所といった常設事務所は、一般的に継続事業となる。こうした事務所等で、建設の工事等をせず管理事務（企画、人事、経理、契約等）等のみに当たる場合は、実務上は建設の事業ではない「その他の事業」（保険料率は、1000分の3）として処理されることが多いようである。

さらに、建設の事業については、請負の場合に事業を一括する取扱いがなされるという仕組みがある（請負事業の一括という。徴収法8条1項、徴収法施行規則7条）。具体的には、建設の事業が数次の請負によってなされる場合に、全体を1つの事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とするものである。この請負事業の一括も、有期事業の一括と同じく、要件を満たせば当然に1つのものとされる。この結果、甲社から下請けした事業に乙社の現場作業員を働かせたときには、乙社は、当該現場作業員について、労災保険料を負担しないこととなる²⁾。

以上のことから、建設を業とする企業の多くは、①事務所等を適用事業とする労災保険関係（継続事業。「事務所労災」といわれることがある）、②元請として事業主となっている一括有期事業を適用事業とする労災保険関係（有期事業であるが、継続事業のように扱われる）、および、③元請として事業主となっている比較的大規模な（有期事業の一括の対象とならない）単独の有期事業を適用事業とする労災保険関係（有期事業）の3種類を抱えることになる（②および③は、「現場労災」といわれることがある）³⁾。

2 「場所的な独立性」という基準について

(1) 判旨の論拠

本判決は、判旨1（1）において、労災保険法における「事業」の主たる区分基準として、場所的独立性を挙げる。その根拠は、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項（徴収法4条の2第1項）のなかに「事業の行われる場所」が含まれること、および、徴収法施行規則別表第1所定の労災保険率適用事業細目表において、同じ建設の事業に附帯して行われる事業のなかでも当該建設の事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区分がされているものがあることの2点である。

これらの根拠は、若干決め手に欠ける印象を受けないでもない。というのも、1つ目の届出事項については、「事業の行われる場所」だけでなく、事業の種類等も届け出ることになっていることから、徴収法上は、作業内容の同種性等を区分基準とするようにも読める。また、2つ目の労災保険率適用事業細目表にしても、判旨の「区分がされているものがある」との指摘は、そうでないものもあることを同時に示しているためである。

とはいえ、事業概念の区分に関して場所的独立性を主たる基準の1つと捉えること自体は、結論としては首肯しうる。なぜなら、労災保険法において「事業」の概念が用いられたのは、同法が前提とする労働基準法において同概念が用いられた背景に合致すると考えられるためである。その背景とは、全国に配置された労働基準監督署が管轄区内の労働関係を物理的に把握するという労働基準監督行政の体制に沿うというものである⁴⁾。たしかに、場所的な独立性という基準は、どの範囲のものを一体と考えるかを一義的に決めたい作業内容の同種性等に比べれば、より評価者の恣意が入りにくく、客観性が保ちやすいと考えられる。こうした管理体制の便宜の点に鑑みれば、労働基準法およびその災害補償を前提とする労災保険法における事業概念には、作業のまとまりを主として「場」によって区切るという意味合いが含まれると考えられよう。

(2) 場所的独立性以外の基準

もっとも、場所的独立性以外にも、事業を区分する基準に含まれる判断要素はありえよう⁵⁾。判

旨も、場所的独立性を「主たる」基準と述べることから、このことを否定する趣旨ではないと思われる。たとえば、上記で挙げた作業内容の同種性は考慮されるべき事情であろう。というのも、作業内容によって労働災害の発生に差がある以上、公平の観念や保険数理的な観点からして、作業内容の違いが、事業主が負担する労災保険料に反映されてしかるべきと考えられるためである。そして、実際に労災保険料が事業の内容を考慮した種類ごとに定められていることからすれば（徴収法施行規則16条1項にもとづく別表第1）、労災保険法および徴収法上も、適用事業は、作業内容の同種性によって区分される面もあると捉えられていることがうかがわれる。判旨1（1）が、事業の区分基準として「相関連して行われる作業の一体」と述べることに、その趣旨を読み取りえないではないだろう。

3 本件への当てはめについて

（1）A社に関して問題となる事業

以上のことを前提に本件についてみれば、判旨2の判断は概ね妥当と考える。以下、詳細をみる。

まず、本件については、A社の本店における事業（継続事業）と、個々の建築の現場における事業（有期事業）があったといえる。個々の建築の現場における事業については、A社が元請となる事業と下請となる事業がありうる。これらの事業のうち、本件に関しA社が労災保険法34条1項に基づく特別加入申請を受け、その承認を得た適用事業として可能性があるのは、A社の本店における事業か、または、A社が元請となる個々の建築の現場における事業のいずれかである。というのも、特別加入の申請は、A社を事業主とする事業であるから、請負事業の一括の仕組み（前述1（2）参照）に鑑みれば、A社が下請として引き受けた事業は含まれないことになるためである（なお、請負事業の一括では、特別な手続なく要件を満たせば当然に1つの事業とみなされ、元請のみが事業主となる）。

このうち、判旨2は、A社が元請となる個々の建築の現場における事業を、適用事業とみている。

このことは、A社が主に橋梁工事の下請を行っていたとされていることからすると若干の違和感もありえようが⁶⁾、下請ではなく元請として行っていた事業があったと推測するほかない（原審の事実認定では、本件事故当時、A社の従業員が現場作業に従事していたとされるが、その仔細は不明である）。

（2）A社本店は適用事業となりうるか

他方で、A社の本店を拠点とする事業（継続事業）を適用事業と捉えることも、ありえないではなかったようにも思われる。

たとえば、A社は、本件下見行為との関係で問題となったとび工事建設および鉄鋼工事請負のほかに、空調工事および機械設置工事等を目的とする会社とされている（原審の認定事実による）。こうした空調工事や機械設置工事等をA社のような零細企業が行う場合、おそらくは個人等が一時的にA社に仕事を依頼するようなケースも多いと推測される。この場合、判旨のいう「現場」は、個人宅等ということになるだろう。しかし、このように一時的に使用される現場を空調工事等の事業の拠点とするよりは、これはむしろ出先であって、当該事業の拠点は、A社の本店と解することができる場合もあるだろう。

また、原審の事実認定によれば、A工業の従業員は、現場作業にのみ従事し、営業、経営管理等の業務には携わっていなかったとされるが、この点は、必ずしもA社本店における事業がA社の従業員が使用される適用事業でなかったことを裏付ける事実とはならないように思われる。たとえば、従業員が、営業等に従事せずとも、事務所等へ日常的に出入りし、現場作業のための準備や後片付け等を行うといったことはありえよう。こうした事情があれば、現場だけでなく当該事務所等もまだその従業員に関する適用事業とみることができよう（なお、実務上もこのような取扱いとなっていることについて、文末注4参照。ただし、このような事実があったかは、原審の認定からは不明である）。

とはいえ、かりに上記のようにA社本店をA社の従業員が使用される適用事業とみうるとして

も、A社の従業員とBの業務内容の違い（現場作業と、営業・経営管理等の作業内容の違い）の点を考えれば、A社本店におけるA社従業員に関する事業とBに関する事業とは、厳密な意味では、別に考えるのが妥当ではないかと思われる。なぜならば、2(2)でみたとおり、労災保険法における適用事業の概念については、場所的独立性のほかに、作業内容の同種性等も考慮されるべきと考えるためである。

また、かりにA社の従業員が従事していた事業内容（現場作業）とBが従事していた事業（営業・経営管理等）を一体的にみうるとしても、その種別は建設の事業とは評価し難いのではないかと思われる。というのも、A社が主に橋梁工事の下請を行っていたとされることからすれば、それ以外の工事（たとえば、上記に挙げたような個人宅での小規模工事等）は、かりにあったとしても、どちらかといえば例外的なものであろう。よって、A社の本店で常態的に行われていたのは、主として営業や経営管理等であると推測される。とすれば、A社本店の事業は、建設の事業というよりは、「その他の事業」として分けられるのがA社の実態に合致すると考える。

以上によれば、A社においては、A社本店を拠点とする事業に労働者を使用していたとみることもできなくはないものの、かりにこの点を肯定しようとしても、Bが従事していた事業は、建設の事業と一体的なものとして認めにくい、少なくとも建設の事業とは言いつらいように思われる。Bに関する特別加入が「建築工事施工8:00～17:00」というものであったことからすれば、判旨2の通り、個々の建築現場を適用事業とするものとして承認されたとみるのが、どちらかといえば妥当であろう。とすれば、Bは、特別加入の承認を受けていない事業に関連して行われた下見行為のために被災したものであるということになるため、結論としてはいずれにせよ判旨に賛成できる⁷⁾。

4 本判決の射程

本判決の射程については、本判決が示した事業の区分基準が、労働基準法における事業の区分基

準にも通じるかが1つの問題となりえよう。

2(1)でみた通り、場所的独立性という基準が労働基準監督官による行政監督の便宜という点からみて首肯されるものだとすれば、この事情は労働基準法上の事業概念の区分基準にも基本的には妥当するはずである。

しかし、本判決が場所的独立性という基準を主たるものとするうえで挙げた理由付け（事業の届出に関して「事業の行われる場所」が含まれること、および、労災保険率適用事業細目表において現場内で行われる事業か否かによって保険料率が区分される場合があること）は、労災保険法独自の仕組みによるものである。また、2(2)で述べたように、労災保険法上の事業概念については、とくに労災保険料の点から作業内容の同種性が考慮されるべきであり、このことは判旨の文言からもうかがえないこともない。

以上からすれば、労災保険法の事業概念の区分に関する本判決の判旨は、労働基準法と共通の事情を前提とする面がありつつも、労働基準法上の事業概念にそのまま該当すると断じるのは躊躇を覚える。労働基準法の事業概念と労災保険法の事業概念の異同については、今後の課題として残されたというべきであろう。

注

- 1) なお、労働基準法上の事業の意義について判断したダウンゴ事件・京都地判平成18・5・29判例920号57頁では、当該事業の意義について、「工場、事務所、店舗等のように一定の場所において、相関連する組織の基で業として継続的に行われる作業の一体が行われている場」とされている。
- 2) 建設業の請負に関しては、現場労働者が、同時に複数の現場を掛け持ちするということが頻繁に起こり、また、下請けや孫請けを利用するとなると、上記の請負の一括の帰結として他社の労働者の分まで保険料計算する必要が出てくるため、大変煩わしい。この煩雑さを避けるために、請負金額に一定の比率（「労務比率」という）を乗じて賃金総額とし、ここから労災保険料を算定することになっている（徴収法施行規則12条・13条）。
- 3) 具体例を挙げれば、地域aに事務所を構える工務店（現場作業員10名、事務員3名）が、地域b、地域cおよび地域dでそれぞれ元請として建築工事をし（ただし、地域bおよび地域cの工事は、有期事

- 業の一括の要件を満たす)、他方で、地域eでは下請として建築工事をするという場合、①地域aの事務所(継続事業)、②地域bおよび地域cの建築現場(有期事業の一括)、ならびに、③地域dの建築現場が、当該工務店にかかわる適用事業となる。地域eの建築現場については、当該工務店ではなく、元請企業に関連して労災保険関係が成立する。なお、その現場作業員が建築現場でのみ働き、事務所で全く働かないのであれば、当該工務店の継続事業(上記①)の保険料を算定する際の賃金総額に含まれるのは、事務員3名分に関する賃金だけということになる。ただし、当該現場作業員が、事務所で作業する時間もある場合には、その労働時間を按分する形で、当該作業員の賃金分も含めて継続事業たる事務所にかかる保険料が算定される(たとえば、全労働時間8時間のうち朝夕計1時間程度、工事の準備や後片付けのために事務所で作業するという場合は、10人の現場作業員の合計賃金のうち8分の1を継続事業に関する保険料に含める)。
- 4) 菅野(2012) p.105。
- 5) なお、労働基準法における「事業」についても、場所的独立性のほか、労働様態、組織的独立性等が考慮要素となる(荒木(2013) p.49)。
- 6) A社が下請であったケースでも、いわゆる下請分離(徴収法8条2項)を行えば、下請であるA社が事業主となる。しかし、本件では、下請分離のために必要な厚生労働大臣の認可の手続がとられたという認定はない。
- 7) とはいえ、とくに建築の事業に関する適用事業の考え方は、いわゆる現場労災と事務所労災の区別など、素人にはわかりにくい仕組みであるとの

印象は否めない。加えて、本件は、労災保険法の仕組みとしては例外的な中小事業主の特別加入のケースであった。そのことからすると、本件Bは、制度の仕組みをおそらくは理解していなかった面があるものと推測される。そういう点では、この結論はB側にとってやはり気の毒である。実務的には、こうしたケースについて、申請者が誤解をしていないか注意をしたうえで、わかりやすく丁寧な説明をすることが求められよう(西村(2012) p.65)。

参考文献

- 荒木尚志(2013)『労働法〔第2版〕』有斐閣。
- 小畑史子(2012)「労災保険特別加入制度による中小企業主の保護:広島中央労基署長(A社)事件〔最高裁二小平成24.2.24判決〕」『労働基準』64号。
- 島村暁代(2013)「建築工事の下請を業とする中小事業主の労災保険への特別加入—国・広島中央労基署長(竹藤工業)事件」『ジュリスト』1450号。
- 菅野和夫(2012)『労働法〔第10版〕』弘文堂。
- 夏井高人(2012)「労働者災害補償保険の特別加入」『判例自治』147巻3号。
- 西村健一郎(2012)「労災特別加入の中小事業主に関する保険関係の範囲」『民商法雑誌』147巻3号。
- 古田孝夫(2013)「建設の事業を行う事業主がその使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときにおける、上記営業等の事業に係る労働者災害補償保険の特別加入の承認及び保険給付の可否」『ジュリスト』1450号。

(なかます・ようこ 亜細亜大学准教授)

書評

山重慎二著

『家族と社会の経済分析—日本社会の変容と政策的対応』

(東京大学出版会, 2013年)

大石 亜希子

Ⅰ はじめに

本書は、家族や共同体に関する経済学的分析に基づき、変容を遂げる日本社会における政策の役割について論ずる政策志向の研究書である。家族や共同体がテーマとなる場合、その社会固有の文化や個人々の価値観と切り離して語られることは非常に少ない。誰もが個人的な体験に裏打ちされた「あるべき家族像」や「望ましい共同体の姿」というものを持っているからである。為政者として例外ではない。しかし、そのような文脈での家族や共同体の理解にとどまる限り、社会が抱える多様な問題の解決策に到達することは難しい。問題が表面化するたびに、もぐらたたきのように場当たりの対応がなされ、事態を悪化させるような政策が実施されてしまうことすらしばしば起こる。

著者の山重氏は、ゲーム理論および公共経済学を専門とする経済学者である。本書において山重氏は、経済学の理論的枠組みを用いて家族と共同体を分析し、理論的考察から導かれる政策的対応の在り方について提言を行っている。すなわち、本書は優れて理論の書であり、理論分析の手法をとることによって、価値観から極力放たれた科学的知見に基づく処方箋を著者は提示しようとするのである。

Becker (1993)を嚆矢として、経済学的な観点から家族を分析した著作は膨大に蓄積されている。また、後に触れるように、日本においても家族とそれを取り巻く政策について経済学的観点から分析した研究書は多数存在する。そうしたなかで、本書の新しい貢献は、家族—政府という従来型のモデルに「共同体」という第3の視座を導入したところにある。ここでの「共同体」は、町内会や地域社会のような伝統的共同体のみを指すのではなく、非営利組織やソーシャル・キャピタル

などの新しい共同体をも含んでいる点は特記されるべきであろう。本書第Ⅱ部では、弱体化した伝統的共同体に代わる社会的役割を新しい共同体に期待しうのか、また、家族や政府にとって、新しい共同体はどのような意味を持つのかに関して、最新の経済理論を取り込んだ議論が展開されている。

本書のもう一つの重要な貢献は、家族や共同体の構成員間の取引、そして家族・共同体・政府という3者の相互関係について、ゲーム理論のアプローチを多用して分析をしている点にある。これは従来の社会保障関係の書籍にはあまり見られない特色で、本書におけるゲーム理論のアプローチは、離婚や親子間の贈与、共同体における相互扶助と逸脱者への制裁(村八分)といった非市場的取引の構造を描き出すうえで大いに力を発揮している。それだけでなく、政府による公共財供給が個人レベルの公共財供給をクラウド・アウトするといったアクター間の相互関係を描写する際にもゲーム理論は有効な方法であることを本書は示している。

本書でカバーされる内容は、育児支援から地方財政に至るまで広範囲に渡るが、以下では本書の概要を紹介したのち、評者の主関心領域である家族政策との関連から論評を加えることとしたい。

Ⅱ 本書の概要

本書は、日本社会の現状と分析枠組みの提示を内容とする第Ⅰ部、家族と共同体の理論分析を内容とする第Ⅱ部、そして政策提言から成る第Ⅲ部で構成されている。

第1章「日本社会の変容」は西暦700年から2100年に至る超長期の人口データに始まり、明治期以降の国民総生産、公債残高、ジニ係数の動向などを用いて日本

社会の変容を読者に強く印象づける。第2章「市場・共同体・政府」では、市場、家族を含む共同体、政府それぞれの機能と限界、そして三者の相互依存関係が明らかにされる。ここで著者は、「町内会」という身近な共同体を取り上げることにより、人々が地域共同体とその独自の規範に服していた時代がそれほど遠い昔ではないことを読者に思い出させるのである。市場経済の浸透とともに家族や地域共同体は弱体化し、それが社会保障制度の発展を促す。しかし一方で、社会保障制度の発展自体が家族や地域共同体をさらに弱体化させるというフィードバックを著者は指摘する。こうした相互依存関係の強調は、本書に一貫する特徴となっている。第3章「意思決定理論の基礎」では、不確実性のもとでの効用最大化問題とゲーム理論の紹介が行われ、経済学を専門としない読者でも公共経済学のエッセンスを理解できるような工夫がなされている。

第Ⅱ部は前半が家族の、後半は共同体の理論分析に充てられている。著者は本書の「プロローグ」において、理論分析に関心のない読者は第Ⅱ部をスキップしても構わないと述べているが、第Ⅱ部こそが本書のメインディッシュというべきであろう。

まず、第4章「家族の形成」では出産・育児・結婚・離婚といった人々の行動が理論分析の俎上に載せられる。出産の意思決定モデルの比較静学では、「女性が高学歴化して働くようになったから少子化が起きた」というような頻繁に聞かれる言説が、事象の一部を見ているに過ぎないことが明らかにされる。続いて、離婚についてのゲーム理論による分析では、離婚を取り巻く制度が結婚行動や子ども数にも影響を与えることが示される。第5章「家族内資源移転」では親から子への移転としての遺産・贈与、そして子から親への移転としての扶養・介護の問題が、社会保障制度との関わりの中で取り上げられる。ここでの分析のポイントは、利己的な子どもが親を扶養することの背後にある合理性を明らかにすることと、賦課方式の社会保障制度が親子間の扶養関係を変容させるメカニズムを示すことにある。

第6章「伝統的共同体」では共同体に属する利己的な個人が、自発的に公共財を供給するようになるモデルが提示され、続いて政府による公共財供給がクラウディング・アウトを起こす仕組みが説明される。さらに、日本の伝統的な共同体では「村八分」のような社

会的制裁によって公共財へのただ乗りを防いできたことが明らかにされる。第7章「新しい共同体」では、非営利組織(NPO)とソーシャル・キャピタルという、新たな共同体の態様を取り上げられる。ここでは非営利組織の特徴と研究の系譜が紹介された後、ソーシャル・キャピタルの蓄積がどのように行われるのか、そのメカニズムが経済学の理論モデルで説明される。

第Ⅲ部では、第Ⅱ部の理論分析に基づき、「子育て」、「生活格差」、「地域格差」の3つについて政策提言をしている。

第8章「少子・高齢化」では、賦課方式の社会保障制度そのものが少子化を招いていることを指摘した上で、子育て支援のあり方として児童手当のような現金給付よりも保育サービスの拡充を優先すべきであると主張している。ただし0歳児保育は高コストであることから、育児休業制度の充実を行うべきだとしている。

第9章「生活格差」では、貧困問題の現状を高年齢層、若年層、子どもと女性という3つのグループに分けて把握したのち、その解決策として、所得再分配政策から「潜在力支援型底上げ政策」への移行を提言している。その具体的内容は、消費税で賄われる全額税方式の基礎年金と個人勘定を明確にした2階部分(所得比例年金)への移行、税と社会保険料の一体的な徴収システムの構築、生活保護制度の改善である。

第10章「地域格差」では、急速に進む高齢化に対応した地域政策のあり方を考察している。従来の公共投資と地方自治体への財源移転では限界が来ることを指摘し、過疎地域から中核都市への移住の促進、国を保険者とする公的医療保険制度への再編、基礎自治体の管掌範囲の縮小を提言する。

Ⅲ 本書の位置づけと若干のコメント

本書は、家族と社会保障に関わる政策志向の研究書の中でもユニークな位置を占めることになろう。

第1に、本書は理論書である。家族と社会保障制度に関しては、岩本編(2001)をはじめマイクロデータに基づく実証分析の書籍が多数出版されているが、理論中心の書籍は実は少ない。しかし、整合性のある政策提言を行うには理論的な裏付けは必須である。本書において理論分析の強みが最も良く発揮されているのは、出産の意思決定モデルに基づく子育て支援への提言であると評者は考える。「1.57ショック」(1989年の

合計特殊出生率)から四半世紀が経つが、我が国の少子化対策は依然として迷走を続けている。とくに、現金給付と現物給付のどちらを重視するかは、政権交代のたびに議論されるポイントとなっている。この点に関し、第4章のモデルは、現物(保育サービスの拡充)を重視すべきだという明快な結論を導いている。

第2に、本書はNPOやボランティア、ソーシャル・キャピタルなど「新しい共同体」に関わるここ20年ほどの経済理論の発展を、社会保障分野につなぐ橋渡しをしている。しばしば「自助・共助・公助」と言われるが、「共助」の部分で明示的にNPOやソーシャル・キャピタルを扱っている社会保障関係の書籍はまだ少なく、とくに経済学の分野では稀である。

第3に、本書は「高福祉・高負担のスリムな国家」を提唱している。共同体による公共財の供給を政府がクラウド・アウトすることを考慮すると、効率性の観点からは徹底的に「小さな政府」か、徹底的に「大きな政府」かの二者択一になる(第6章)。「小さな政府」を目指す場合には、共同体による十分な公共財の供給が不可欠となるが、著者は(新しい共同体に期待しつつも)共同体がそうした役割を果たすことはもはやできないと判断している。つまり、「市場の失敗」を理由とする「大きな政府」志向ではなく、「共同体の失敗」を理由とする福祉国家志向という、従来の研究書にはない立場を著者はとっている。

このようにオリジナルな特長を多く備えた本書から、読者はそれぞれの関心領域に応じて様々な示唆を得るであろう。以下では評者が得た示唆そして疑問に思う点について述べる。

第1は、女性の賃金上昇が出生率に及ぼす影響についてである(第4章)。モデルでは、女性の労働供給が少ない段階では、女性の賃金上昇は少子化を進める半面、女性の労働供給が大きくなった段階では、子ども数の増加をもたらすことが示されている。つまり、女性の高学歴化による賃金上昇を出生率の引き上げに結びつけるためには、女性の労働供給をある程度以上まで増加させる必要がある。となると、女性の短時間就労や不就労を有利にしている制度の見直しが必要と言えるのではないか。たとえば第4章のモデルの基礎となったApps and Rees (2004)では、夫婦合算課税のもとで妻が働き始めると高い限界税率に直面する問題を取り上げている。日本の所得税は個人単位であるものの、配偶者控除・配偶者特別控除も含めてみれば世帯

単位の色彩が強く、さらに、第3号被保険者制度があるために、妻が一定以上の労働供給をすると限界税率が不連続に上昇する。著者は第9章の生活弱者支援の考察において第3号被保険者の問題に触れているが、少子化対策の意味でもこれらの制度の見直しが重要であることを指摘できるであろう。

第2は、離婚モデルのインプリケーションである(第4章)。女性の経済力の向上が離婚率の上昇をもたらした、としばしば言われており、著者もモデルの解釈においてそれに近いスタンスをとっているように見える。しかし実際には日本の離婚率は先進諸国の中では依然として低いほうに属しているし、2000年以降は人口年齢構成の高齢化もあって離婚率は低下トレンドにある。諸外国と比較した法制面での特徴としては、離婚の8割を協議離婚が占め、有子離婚の場合でも養育費の取り決めがなされないケースが大半である。その結果、離別母子世帯で養育費を受け取っている割合は2割に満たない(厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」)。こうした現状をみると、日本では離婚のコストは男性にとって低く、女性にとって高い、ということが言えるのではなからうか。事実、年齢階層別の離婚率は、10代、20代前半を除いて、男性が女性を上回っている(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2012年版」)。モデルでは、離婚のコストが大きすぎる場合には結婚に消極的になること、また、子どもへの投資(質・量ともに)が減少することが示されている。現実には起きているのはむしろこの事態なのではなからうか。

第3は、保育サービスの拡充が家族による保育サービスをクラウド・アウトするか否かという点である。もしクラウド・アウトするのであれば、保育サービスを拡充しても出生率の上昇にはつながらないことになる。こうした懸念を裏付けるデータとして、著者は専業主婦世帯比率の低下や高齢者の同居率の低下を挙げているが、ややミスリーディングであるように思う。勤労者世帯に占める専業主婦世帯の比率低下の大部分は年齢構成の変化(中高年化)によるものであるし、高齢者同居率の低下は、保育サービスが充実して子どもの世話を親に頼む必要がなくなったからというよりも、年金給付の充実や健康状態の改善によるところが大きいとみられる。実際、「国勢調査」によると、6歳未満児がいる世帯における核家族世帯比率は、1975年～2010年の35年間で14ポイント上昇したに過ぎない。

これは専業主婦世帯比率や高齢者同居率の低下幅よりはるかに小さい。さらに、保育サービスへのアクセスが良い場合、親との同居確率が高まるという実証研究もある (Oishi and Oshio 2006)。すなわち、保育サービスと同居は代替関係ではなく補完関係にあることが示唆される。おそらく、保育所を利用できたとしても閉所時間までにお迎えが間に合わない、あるいは病児保育サービスが未整備、といった事情で親の助けが必要となっているのだと思われる。

第4は、税制と社会保障制度の一体改革の必要性を唱える節で、社会保障を含めた公的負担の累進度の高さが強調されている箇所である。著者は、社会保障給付を含めた公的負担の累進度が高いことを「平成17年所得再分配調査」のデータから示している (p.231 図9.2)。たしかに、社会保障給付を負の負担として捉えると、高所得層から低所得層に大規模な再分配が行われており、平均税率が所得とともに急上昇している様子が見て取れる。ただし、①この「所得」は当初所得であり、ここでの低所得層には公的年金以外に収入のない高齢層が多く含まれる②「所得再分配調査」の社会保障給付には一定の方法で推計された医療・介護の現物給付も含まれる③世帯規模を調整した等価所得になっていない、という点には注意が必要と思われる。

そうした意味ではこの図はむしろ、現役世代から高齢者へという、世代間再分配の実状を示していると見るべきであろう。

以上、ややマイナーなコメントも加えたが、それらは理論書としての本書の価値をいささかも減じるものではない。本書全体を貫くのは、著者が持つ次世代への温かいまなざしと学者としての責任感である。まさに warm heart, cool head の著作といえよう。

参考文献

- 岩本康志編 (2001) 『家族と社会福祉の経済学』 東洋経済新報社。
- Apps, P. and Rees, R. (2004) "Fertility, Taxation and Family Policy," *The Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 106, No.4, pp. 745-763.
- Becker, G. (1993) *A Treatise on the Family*, Harvard University Press.
- Oishi, A.S. and Oshio, T. (2006) "Coresidence with Parents and A Wife's Decision to Work in Japan," *The Japanese Journal of Social Security Policy*, Vol.5, No.1, pp. 35-48.

(おおいし・あきこ 千葉大学)

書評

澤田康幸・上田路子・松林哲也著

『自殺のない社会へ—経済学・政治学からのエビデンスに基づくアプローチ』

(有斐閣, 2013年)

西村周三

I はじめに

日本の自殺率が世界的に見てきわめて高いことはよく知られている。本書は、主に日本のデータに基づき、さらにそれに国際比較という視点を加え、社会経済環境と自殺の関係を検証した労作であり、さらにそれを政策提言に結びつけようとする野心的な試みである。経済学と政治学の研究を専門とする3名による著者の共作であり、当然のこととして次のような問題意識がある。それは、自殺が精神疾患などの個人の健康問題に起因するものというより、その背後にある社会経済環境に注目すべきであるという点である。

第1章～第3章は、経済的要因に注目する分析であり、日本国内のデータに基づく議論が展開される。第4章～第6章は、やや政治学的な分析であり、国際比較や都道府県別データによる分析に加え、主に地方自治体による取り組みの検討が行われる。全般として政策のあり方との関連が強く意識され、第7章に相当する終章は、「エビデンスに基づく自殺対策を目指して」と題されて、政策提言がなされる。

II 概要の紹介

以下順次、各章の分析内容を簡単に紹介する。序章における本書全体の問題意識の叙述や統計データの所在の紹介などを踏まえて、第1章では、自殺を経済学から捉えることの理論的意義が、外部性、社会的費用、社会的損失、市場の不完全性、インセンティブの歪みなどという概念を用いて説明される。

前半では、社会的費用、社会的損失などの概念によって、自殺が個人や家族にとっての損失であるだけでなく、社会全般にとっての損失であることが、各種の統

計的計算によって導かれる。結果の数値の紹介は省略するが、この箇所は、自殺の社会的損失結果などに関する各種数値の確認と言う意味で貴重である。

この章の分析で、先行研究に新たな視点を加える興味深い箇所は後半である。後半は二つの論点からなり、まず労働市場の不完全性が失非自発的失業をもたらす、それが自殺を生むこと、次いで、信用市場（金融市場）や生命保険市場の不完全性が自殺に大きな影響を与えているという問題提起と、そのデータによる検証がなされるが、この『借金苦』に基づく自殺の分析や、生命保険市場の不完全性から生まれる自殺の分析は、特に本書の独創的な貢献である。

第2章では、国際比較による日本の自殺率の高さの要因の解明が中心に展開される。1990年代後半の自殺者数の急増を、年齢別職業別に分解し、失業との関連や自殺の「恒常化」や「若年化」などが示され、統計的に精緻な手法を用いて、因果関係の分析なども行われている。

第3章は、それまでと一転して、分析の趣きが変わり、阪神淡路大震災や近年の東日本大震災を含む、自然災害が自殺に及ぼす影響を、日本の都道府県別データに基づいて分析している。この種の問題に関する先行研究は少なくないが、それらを十分踏まえた上で、包括的な検討が行われている。筆者は、この章が全体として「もっとも圧巻である」という印象を持った。

特に大きな災害の発生とそれ以外の災害とでは影響が若干異なること、合わせて災害発生と自殺との関係は、時間的なズレがあること、そしてこれらの結果の検討をさまざまな角度から行うと、いわゆる「社会的なつながり」、「社会関係資本」の役割が重要であるという結論を導く論理的な流れには、説得力がある。

冒頭に述べたように、第4章～第6章は、政治学的な分析である。第4章では「政党の党派性」と「個人の

生活満足度」が自殺率とどういう関連を持っているかの分析が、オーストリア、ベルギー、北欧諸国などの14カ国および日本のデータを用いて行われる。分析期間は1980～2002年である。ただし一部のデータに欠損値がある。主な結論は政権政党の党派性の変化や生活満足度が、自殺率と相関があるようであるということであった。

ただ各種のデータの制約上、この章ではデータ処理の分析手法の考察に重点がおかれており、結論をうんぬんするよりも、今後のこの種の研究のための準備作業という印象をぬぐえなかった。ただ国別データの統計的な分析手法などに関しては、さまざまな工夫がなされており、今後の研究に貢献する可能性が大である。

第5章は、日本における都道府県別データを用いた分析で、経済・福祉政策と自殺率の関連を検証している。日本においては、第6章でも触れられるように、自殺対策や自殺予防策は、かなりの部分が都道府県に「降りて」実施されるので、この種のデータの活用は、制度的背景から見ても適切である。

ただ、仮説としては意義があるものの、結果はあまり有意な差異が検証されることにはなっていない。各種福祉政策に関する指標は、あまり自殺率と相関がないし、失業対策費も、高齢者の自殺率の減少と相関が見られるものの、若年者の自殺率とは相関を示していない。

評者の個人的な印象では、各地における都道府県行政の取り組みには、かなりの温度差があり、行政の取り組みの熱意は、おそらく自殺率に影響を及ぼしているものと想像するのが、数量的な分析でこの種の仮説が明らかにならなかったことは残念である。

第6章では、数量分析というよりは、政府の政策の大綱の紹介といくつかの地方自治体の取り組みが詳しく紹介され、興味深い分析がなされているので、第6章と第7章との適切なドッキングを行うことが今後の重要な課題であると見受けた。

たとえば第6章では、政令指定都市である名古屋市の「こころの絆創膏キャンペーン」といった独自の熱心な取り組みが紹介されており、それは効果的であったことの検証もされている。ただ評者の個人的な印象では、別の都道府県で、政令指定都市とそれを含む都道府県には、取り組みに温度差を感じている。

以上のような事情から想像すると、政令指定都市と都道府県との役割分担は、都道府県別分析を複雑化す

ると想像するに足る十分な理由があり、政令指定都市住民が、日本の人口のかかなりのウエイトを占める現状では、都道府県別分析にあたって、工夫を加えることの可能性を示唆することになる。

最終章は、それまでの分析を踏まえての、各種の政策提言である。こころの絆づくり、宮城県栗原市の多重債務者対策、鉄道駅における青色灯設置、自殺対策基金などの事例を紹介しながら、それぞれの効果についてエビデンスを検証し、今後の各種の施策についても、さまざまな努力をして、エビデンスを蓄積することの意義も説いている。

本書が明らかにしたことで、もっとも基本的に学ぶべきことは、ある意味では当然のことながら、政府や地方自治体の各種の施策が、自殺予防に大きな効果を持つという点である。本書が冒頭に問題提起したように、自殺予防は個人にかかわると言う側面も有しながら、きわめて社会的な諸要因の結果であることを確認できたことの意義は大きい。

そして裏付けとして、第6章および最終章で示される各種の具体的な試みが、全国に展開していくことの必要性の提言が、強く説得力を持っていることを、本書全体から感じる事ができた。エビデンスに基づく経済学、政治学の研究成果が、世に誇りうるための、重要な貢献の一つであることは疑いの余地がない。

III 望蜀のコメント

なお、最後に望蜀のコメントを述べさせていただきたい。本書は、当代一流の経済学者、政治学者たちの労作である。だからといって、あるいはだからこそ、褒めたり、感心してばかりの書評では能がないので、最後にやや辛口の評を加えたい。

ひとつは経済学の視点からの希望である。本書は、原著の多くが英文論文に基づいており、国際的な評価に耐えうる経済学の立場からの分析であり、この点に敬意を表したいが、そうであればあるほど、アメリカなどで盛んな、自殺に関する理論的な分析、紹介と、場合によってはそれに対する批判が欲しかった。

有名なG. ベッカーの流れをくむ研究者による、自殺に関する経済分析がいまもなされているが、この種の分析を筆者らはどのように捉えておられるのかの見解を知りたかった。(Hamermesh[1974], Marcotte[2002]などを参照。)ベッカーたちは、自殺さえも個人的な

合理的行動として捉える。これに対し、本書のスタンスは、外部性や不確実性の存在ゆえに、社会的介入が必要を捉える立場であることは明らかなが、そもそも個人の行動をどうとられるのかについて、もう少し突っ込んだ議論が展開されることが、自殺に対する社会的視点について議論を深める上で有効であると考えるのである。ひいてはそれは政策の熱心度にも影響する。

具体的には、ミクロ経済学が想定する、たとえば期待効用理論で表される、不確実性下での合理的行動として、どのように自殺行動を説明しようとするのか、そのような仮説での説明が不可能であるとすれば、代わりにどのような仮説を想定するのかについても示して欲しかった。

いまひとつは、経済学的アプローチと政治学的アプローチの融合の努力に関してである。

著者らは「政治学と経済学は、そもそもの研究の目的が異なるものの、政府の様々な施策が有効であったかどうかを厳密に検証し、エビデンスを蓄積するという点ではアプローチが大きく重なっている。」と述べて

いる。

しかしながらことこの種の研究に関しては、研究の目的が異なるとは考えにくい。たとえば政治的な現象を扱う章では、あまり経済的な変数がとられていない印象を持つ。逆に経済的な分析には、政治的な変数の検討が不十分ではないかという印象を持つ。もう少し著者らが、学問領域の枠を超えて、各種変数の取り上げ方についても、議論が深められても良かったのではないかという印象を持つのである。

参考文献

- Hamermesh D.S. and N.M. Soss (1974) "An Economic Theory of Suicide," *Journal of Political Economy*, Vol. 82 (1) pp.83-98.
- Marcotte (2003) The Economics of Suicide, Revisited, *Southern Economic Journal*, 69 (3), pp.628-643.

(にしむら・しゅうぞう
国立社会保障・人口問題研究所所長)

季刊社会保障研究 (Vol. 49, Nos. 1~4) 総目次

凡例：Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ…は号数，1，2，3は頁数を示す。

巻頭言

第17回厚生政策セミナー「地域の多様性と社会保障の持続可能性」	伊藤善典	Ⅰ	2
年金制度の公私のあり方	菊池馨実	Ⅱ	168
震災後の社会保障	宮田智	Ⅲ	254
特集に寄せて—主観的評価と客観的評価—	西村周三	Ⅳ	358

Foreword

17th IPSS Annual Seminar:

Various Regional Differences and the Sustainability of Social Security	YOSHINORI ITO	Ⅰ	2
Roles of Public and Private Pension Benefits in Finance for the Elderly	YOSHIMI KIKUCHI	Ⅱ	168
Social Security after the Great East Japan Earthquake	SATORU MIYATA	Ⅲ	254
Subjective and Objective Wellbeing	SHUZO N ISHIMURA	Ⅳ	358

第17回厚生政策セミナー

テーマ 地域の多様性と社会保障の持続可能性

基調講演1 地域経済視点からの社会保障支出とその将来見通し	西村周三	Ⅰ	5
基調講演2 先進国に相応しい安定感ある社会の構築 —多様な主体の参加による地域づくり—	奥野信宏	Ⅰ	30
問題提起1 人口構造変化からみた地域の社会保障	佐々井司	Ⅰ	39
問題提起2 都会と地方それぞれにおける収入、資産、消費	暮石渉	Ⅰ	48
問題提起3 都市部と郡部における在宅医療・介護サービス提供体制構築上の課題 —福岡県を事例として—	川越雅弘	Ⅰ	56
問題提起4 震災を契機としたコンパクトシティ化 —陸前高田市の挑戦—	山本克也	Ⅰ	66
パネル討論1 「地域再生におけるソーシャル・キャピタルの役割」	山内直人	Ⅰ	71
超高齢社会の居住環境論 —居住のセーフティネットの視点から—	園田真理子	Ⅰ	81
医療・介護資源の空間的偏在と地域住民のインセンティブ	野口晴子	Ⅰ	93
パネル討論2 ディスカッション…… 奥野信宏，山内直人，園田真理子，野口晴子，西村周三，伊藤善典（司会）		Ⅰ	104

17th IPSS Annual Seminar

Subject: Various Regional Differences and the Sustainability of Social Security

Keynote Speech 1: Prospects of Social Security in Terms of Regional Economy	SHUZO NISHIMURA	Ⅰ	5
Keynote Speech 2: Toward a Stable Society in Japan: Widespread Resident Participation	NOBUHIRO OKUNO	Ⅰ	30
Issue Overview 1: Social Security System Consideration from a Demographic Dynamics Viewpoint	TSUKASA SASAI	Ⅰ	39
Issue Overview 2: Income, Assets and Consumption in Urban and Rural Areas	WATARU KUREISHI	Ⅰ	48
Issue Overview 3: Issues in the Development of Home Care and Long-term			

Care Delivery Systems in Urban and Rural Areas: Focus on Fukuoka Prefecture	MASAHIRO KAWAGOE	I	56
Issue Overview 4: Compact Urban Planning for the City of Rikuzentakata[A1] after the Great East Japan Earthquake	KATSUYA YAMAMOTO	I	66
Panel Discussion 1 Comments by Panelists The Roles of Social Capital in Community Revitalization	NAOTO YAMAUCHI	I	71
Housing Policy in Aged Society: From a Housing Safety Net Viewpoint	MARIKO SONODA	I	81
Uneven Spatial Distribution of Health and Long-Term Care Resources and People's Incentives in the Community	HARUKO NOGUCHI	I	93
Panel Discussion 2 Discussion	NOBUHIRO OKUNO, NAOTO YAMAUCHI, MARIKO SONODA, HARUKO NOGUCHI, SHUZO NISHIMURA, MASAMI IWATA and YOSHINORI ITO (Moderator)	I	104
特集：年金制度の公私のあり方—企業年金のガバナンス問題—			
企業型確定拠出年金制度の意義と課題.....	渡 邊 絹 子	II	170
企業年金におけるリスク管理とガバナンス.....	石 田 成 則	II	180
米国との比較から見た企業年金のガバナンス問題.....	小 野 正 昭	II	193
総合型基金を取り巻くコンテクストとコンフリクト —判例データベースからの示唆—.....	星 野 雄 介	II	206
Special Issue: Roles of Public and Private Pension Benefits in Finance for the Elderly – Governance Problems of Defined Benefit Plans for Corporate Pensions in Japan			
Significance of the Corporate-type Defined Contribution Pension Plan and Related Problems	KINUKO WATANABE	II	170
Wealth Management and Governance of Pension Funds.....	SHIGENORI ISHIDA	II	180
Issues of Occupational Pension Plan Governance in Comparison with the US Plan	MASAAKI ONO	II	193
Contexts and Conflicts of the Japanese Employees' Pension Fund: Suggestions from a Previous Database	YUSUKE HOSHINO	II	206
特集：震災後の社会保障			
東日本大震災に伴う人口移動傾向の変化 —岩手・宮城・福島 の 県 別、市 区 町 村 別 分 析—.....	小 池 司 朗	III	256
震災における被災者生活再建支援のあり方—制度の変遷と課題—	田 近 栄 治, 宮 崎 毅	III	270
東日本大震災の就業、健康への影響とその後の変化	樋 口 美 雄, 小 林 徹, 何 芳, 佐 藤 一 磨	III	283
脆弱性をもつ世帯への災害の複合的影響：住宅・就労・ケア・移動にかかわる問題に焦点をあてて	田 宮 遊 子, 土 屋 葉, 井 口 高 志, 岩 永 理 恵	III	299
Special Issue: Social Security after the Great East Japan Earthquake			
On the Transition of Migration Associated with the Great East Japan Earthquake: Analysis by Municipality in Iwate, Miyagi and Fukushima	SHIRO KOIKE	III	256
The role of the government in supporting disaster victims: a review of the policies to foster recovery of livelihood in Japan.....	EIJI TAJIKA and TAKESHI MIYAZAKI	III	270

The Impact and Subsequent Effects of the Great East Japan Earthquake on Employment and Health	YOSHIO HIGUCHI, TORU KOBAYASHI, FANG HE and KAUMA SATO	III	283
Combined effects of disasters on vulnerable households: focus on housing, work, care and transportation	YUKO TAMIYA, YO TSUCHIYA, TAKASHI IGUCHI and RIE IWANAGA	III	299
Social Support Networks and Health	TANJI HOSHI and NAOKO SAKURAI	III	304

特集：人々の支えあいの実態と社会保障制度の役割

日本における剥奪指標の構築に向けて：相対的貧困率を補完する指標の検討.....	阿部 彩	IV	360
勤労世代の暮らし向きの苦しさ：所得・健康・ソーシャルサポートとの関連に関する分析	白瀬 由美香	IV	372
変貌する若者の自立の実態.....	西村 幸満	IV	384
高齢者の希望介護場所と社会的ネットワーク.....	菊池 潤	IV	396
壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について ——生活と支え合いに関する調査を用いて——.....	泉田 信行, 黒田 有志弥	IV	408

Special Issue: Microdata Analysis based on The National Survey on Social Security and People's Life

Constructing a Deprivation Scale for Japan: an Index to Supplement the Relative Poverty Rate	AYA ABE	IV	360
Hardships of Life among Working-age People	YUMIKA SHIRASE	IV	372
Changes in the Social Independence of the Japanese Youth	YUKIMITSU NISHIMURA	IV	384
The Effects of Social Networks on Wishes for Long-term Care among the Elderly.....	JUN KIKUCHI	IV	396
Determinants of Health Check-up Utilization by Middle-aged and Senior People in Japan	NOBUYUKI IZUMIDA and ASHIYA KURODA	IV	408

投稿（論文）

介護予防給付の導入が要支援者の要介護状態の変化に与える影響	湯田 道生, 鈴木 亘, 両角 良子, 岩本 康志	III	310
家族・就労の変化と所得格差—本人年齢別所得格差の寄与度分解—.....	四方 理人	III	326

Article

The Effect of Introducing Prevention Benefits on Changes in Care Levels of Support-level 1 Care Receivers	MICHIO YUDA, WATARU SUZUKI, RYOKO MOROZUMI and YASUSHI IWAMOTO	III	310
Family Structure, Employment and Income Equality in Japan: Decomposition Analysis of Age-specific Income Inequality.....	MASATO SHIKATA	III	326

投稿（研究ノート）

老人福祉センターにおける自主サークル化講座の効果と基盤—健康関連QOLに着目して—	小笠原 浩太, 米澤 旦, 伊瀬 卓	I	122
公的年金制度の一元化の政治過程—農林年金と厚生年金の統合を中心に—	宮田 研志	I	135
子どもの頃の家庭環境と健康格差：肥満の要因分析.....	李 青雅	II	217
公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討.....	玉木 伸介	IV	421

Research Notes

The Effect and Base of a Self-organized Program at a Welfare Center for the Elderly: Focus on Health-related Quality of Life			
---	--	--	--

..... KOTA OGASAWARA, AKIRA YONEZAWA and TAKASHI ISE	I	122
The Political Process of Public Pension System Unification	KENJI MIYATA	I 135
Childhood Socioeconomic Status and Obesity in Japan	QINGYA LEE	II 217
On Per-funding of Public Pension Programs from the Viewpoint of Finance	NOBUSUKE TAMAKI	IV 421

動向

2011 (平成23) 年度 社会保障費用—概要と解説— 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障費用統計プロジェクト	IV	434
---	----	-----

Report and Statistics

Financial Statistics on Social Security in Japan, Fiscal Year 2011 National Institute of Population and Social Security Research Project Team for Financial Statistics on Social Security	IV	434
---	----	-----

判例研究

社会保障法判例..... 島崎謙治	I	144
社会保障法判例..... 菊池馨実	II	230
—路上生活をしている男性が福祉事務所に対してなした生活保護開始申請を「稼働能力不活用」を理由に却下した処分を違法とし、居宅保護による保護の開始を命じた原審を維持した例（新宿ホームレス生活保護訴訟）—		
社会保障法判例..... 江口隆裕	III	339
—居宅生活支援費の支払に係る損害賠償請求住民訴訟事件—		
社会保障法判例..... 中益陽子	IV	446

Report and Statistics

Social Security Law Case	KENJI SHIMAZAKI	I 144
Social Security Law Case	YOSHIMI KIKUCHI	II 230
Social Security Law Case	TAKAHIRO EGUCHI	III 339
Business Criteria in Workers' Accident Compensation Insurance Law	YOKO NAKAMASU	IV 446

書評

山村りつ著『精神障害者のための効果的労支援モデルと制度—モデルに基づく制度のあり方—』 相澤欽一	I	155
樋口美雄・宮内環・C.R.McKenzie 慶応義塾大学パネルデータ 設計・解析センター (編) 『親子関係と家計行動のダイナミズム—財政危機下の教育・健康・就業』..... 安井健悟	I	159
武川正吾著『政策志向の社会学』..... 三本松政之	II	240
米澤旦著『労働統合型社会的企業の可能性 障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』 勝又幸子	II	244
松田晋哉・伏見清秀編『診療情報による医療評価—DPCデータから見る医療の質』 石川ベンジャミン光一	III	350
山重慎二著『家族と社会の経済分析—日本社会の変容と政策的対応』..... 大石亜希子	IV	453
澤田康幸・上田路子・松林哲也著 『自殺のない社会へ—経済学・政治学からのエビデンスに基づくアプローチ』 西村周三	IV	457

Book Review

Ritsu Yamamura, <i>Support Model and Public Policy for Working People with Psychiatric Disabilities: the Policy Maintaining the Effectiveness of the Model</i>	KINICHI AIZAWA	I	155
Yoshio Higuchi, Tamaki Miyauchi, C.R. McKenzie and the Joint Research Center for Panel Studies, Keio University (eds). <i>The Dynamism of Parent-Children Relationships and Household Behavior: Education, Health and Employment in a Fiscal Crisis. Policy Evaluation Analysis Using Panel Data Volume 3</i>	KENGO YASUI	I	159
Shogo Takekawa, <i>Policy-oriented Sociology: Welfare State and Civil Society</i>	MASAYUKI SANBONMATSU	II	240
Yonezawa Akira, <i>Work Integration Social Enterprise in Contemporary Japan: A New Approach to Social Inclusion for People with Disabilities</i>	YUKIKO KATSUMATA	II	244
Shinya Matsuda and Kiyohide Fushimi (eds), <i>Scientific Evaluation of Healthcare Performance Using a Standardized Claim Database</i>	BENJAMIN KOICHI ISHIKAWA	III	350
Shinji Yamashige <i>Economic Analysis of Families and Society: The Transformation of Japanese Society and Public Policies</i>	AKIKO SATO OISHI	IV	453
Yasuhiko Sawada, Ueda Michiko, Tatsuya Matsubayashi (eds.) <i>Toward Evidence-based Suicide Prevention from Economic and Political Science Perspectives</i>	SHUZO NISHIMURA	IV	457
季刊社会保障研究 (Vol. 49, Nos. 1~4) 総目次		IV	460
General Index to the Quarterly of Social Security Research (Vol.49, Nos. 1-4)		IV	460

『季刊社会保障研究』執筆要項

1. 原稿の分量

原稿の分量は原則としてそれぞれ下記を上限とします。図表については各1つにつき200字に換算するものとします。

- (1) 論文：16,000字 (4) 判例研究：12,000字
 (2) 研究ノート：16,000字 (5) 書評：6,000字
 (3) 動向：12,000字

2. 原稿の構成

(1) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、「I II III」…→1 2 3…→(1)(2)(3)…→①②③…の順に区分し、見出しを付けてください。

(2) 注釈

注釈を付す箇所には上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入し、注釈文などは本文末尾に一括して記載してください。注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

(3) 参考文献

論文の末尾に参考文献を列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

- 天川 晃 (1986)『変革の構想—道州制の文脈』大森 彌・佐藤誠三郎『日本の地方政府』東京大学出版会。
 毛利健三 (1990)『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会。
 本澤巳代子 (1991)「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』Vol.27 No.2。
 Ashford, Douglas E. (1986) *The Emergence of the Welfare State*, Basil Blackwell.
 Heidenheimer, A. (1981) "Education and Social Entitlements in Europe and America", in P.Flora and H.Heidenheimer eds., *The Development of Welfare State*, Transaction Books.
 Majone, G. (1991) "Cross-National Sources of Regulatory Policy Making in Europe and the United States", *Journal of Public Policy*, Vol.11 Part 1.
- インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。
 (例) United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010, <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

3. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

- (例) …〔西尾 (1990), p.45〕 …〔Derthick (1991), p.91〕
 …〔平岡 (1990), pp.57-59〕 …〔McCurdy (1991), pp.310-311〕

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

- (例) 1) 西尾 (1990), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

- (例) 1) 西尾勝 (1990)『行政学の基礎概念』東京大学出版会, p.45。

4. 表記

(1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

(2) 敬称

敬称は略してください。

- (例) 宮澤健一教授は → 宮澤は 貝塚氏は → 貝塚は

5. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け (例参照)、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。

- (例) <表1>受給者数の変化 <図1>社会保障支出の変化

6. 原稿の提出方法など

(1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。

原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

(2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

(3) 投稿論文の提出方法

投稿論文については、『季刊社会保障研究投稿規程』に従い、紙媒体に印字したものを郵送により提出してください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

季刊社会保障研究

第50巻 第1・2号合併号（2014年7月刊行）特集：社会保障研究の過去・現在・未来

予告

『季刊社会保障研究』創刊50周年記念特集
社会保障研究の過去・現在・未来
第50巻 1・2合併号
2014年7月25日刊行予定

2014年春に、『季刊社会保障研究』は創刊50周年を迎えます。この間、日本の社会経済状況は大きく変化しました。従来の社会保障制度が前提としていた人口構造、雇用基盤、家族形態ならびに地域の在り方は大きく変容し、社会保障制度は抜本的な見直しを余儀なくされています。『季刊社会保障研究』は、創刊以来50年間、経済学、社会学、福祉学、行政学などさまざまな学問分野から、これらの社会の変容を見続け検証しながら、社会保障制度のあり方についての研究成果を発信して来りました。分析の対象となる分野も拡大し、研究の手法も国際比較から実証研究まで幅広く発展しました。

50周年記念号では、まず「50年間で社会保障研究はどのように発展し、『季刊社会保障研究』はその発展にどのように貢献してきたか」に焦点を当て、過去の特集テーマと掲載論文を整理するとともに、主たる社会保障制度に関する研究が現在までにどのように展開し、今日、どのような課題に直面しているのか、今後どのような取り組みが必要とされるのかを各分野の研究を長くフォローしてきた執筆陣に寄稿していただきます。また、『季刊社会保障研究』の編集を担ったOBに50年の歩みを振り返り、同誌がこれまで果たしてきた役割等を概観した上で、今後の同誌の期待について議論する座談会、各専門分野における社会保障への学問的アプローチの違いを提示した上で、社会保障についての学際的な研究の意義及びその意味で今後『季刊社会保障研究』に求められる役割について論じる座談会の2つの座談会を掲載いたします。

寄稿論文 執筆者：大石亜希子（千葉大学教授）、城戸喜子（前慶應義塾大学教授）、高木安雄（慶應義塾大学教授）、平岡公一（お茶の水女子大学教授）、勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所部長 編集委員）、阿部彩（同左）

座談会「『季刊社会保障研究』の歩み」：尾形裕也（東京大学特任教授）、駒村康平（慶應義塾大学教授）、武川正吾（東京大学教授）、三浦文夫（元日本社会事業大学学長）、山崎泰彦（神奈川県立保健福祉大学名誉教授）、司会：西村周三（編集委員長）

座談会「社会保障研究へのアプローチ」：尾形裕也（東京大学特任教授）、小塩隆士（一橋大学教授）、菊池馨実（早稲田大学教授）、栃本一三郎（上智大学教授）司会：阿部彩（編集委員）

広告

『日本社会保障資料 I～IV』

旧社会保障研究所が創立3周年記念として、1975年に『社会保障資料I』を刊行して以来、同名でII～IVが刊行されている。最近の資料としてはIVとして2005年3月に国立社会保障・人口問題研究所から刊行され、2012年3月に研究所ホームページで公開を開始した。

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/title.html>

日本社会保障資料は、一貫して社会保障の形成において重要な資料を系統的に整理・収集し収録したものである。政府の審議会等の報告書や資料は、いまでこそホームページで公開され容易に手に入れることができるが、かつては部数に限りのある行政資料として一般に入手が難しかった。本資料Iでは占領下GHQの覚え書きから収集している。直近のIVからは、資料の経緯・推移を解説する「解題」に、実際の資料をPDFでリンクさせ、原資料の参照を容易にした。I～IIIは、刊行物としては絶版となったが研究所図書室で閲覧いただける。また、IとIIについては日本図書センターから「戦後社会保障（全2巻）」として復刻刊行されている。2000年以降の資料整備については継続を検討中である。

書名	収載内容	出版年
『日本社会保障資料Ⅰ』	占領下～1967年	1975年社会保障研究所（至誠堂）
『日本社会保障資料Ⅱ』	1968年～1973年	1975年社会保障研究所（至誠堂）
『日本社会保障資料Ⅲ』	1974～1984年	1988年社会保障研究所刊（出光出版）
『日本社会保障資料Ⅳ』所内研究報告No.13（CDと小冊子）	1980～2000年	2004年3月国立社会保障・人口問題研究所刊 ウェブ公開2012年3月

バックナンバー

第49巻 第4号	(2014年3月刊行)	特集：人々の支えあいの実態と社会保障制度の役割 —「生活と支え合いに関する調査」に基づいた分析—
第49巻 第3号	(2013年12月刊行)	特集：震災後の社会保障
第49巻 第2号	(2013年9月刊行)	特集：年金制度の公私のあり方—企業年金のガバナンス問題—
第49巻 第1号	(2013年6月刊行)	特集：地域の多様性と社会保障の持続可能性（第17回厚生政策セミナー）
第48巻 第4号	(2013年3月刊行)	特集：少子高齢化の進展と社会保障財政 —モデル分析の応用—
第48巻 第3号	(2012年12月刊行)	特集：社会的サポート・ネットワークと社会保障
第48巻 第2号	(2012年9月刊行)	特集：ケアの質評価の動向と課題
第48巻 第1号	(2012年6月刊行)	特集：日英における貧困・社会的包摂政策：成功、失敗と希望
第47巻 第4号	(2012年3月刊行)	特集：地域包括ケア提供体制の現状と諸課題
第47巻 第3号	(2011年12月刊行)	特集：社会保障の50年—皆保険・皆年金の意義と課題—
第47巻 第2号	(2011年9月刊行)	特集：雇用と産業を生み出す社会保障
第47巻 第1号	(2011年6月刊行)	特集：第15回厚生政策セミナー 暮らしを支える社会保障の 構築—様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—
第46巻 第4号	(2011年3月刊行)	特集：人々の暮らしと共助・自助・公助の実態 —「社会保障実態調査」を使った分析—
第46巻 第3号	(2010年12月刊行)	特集：医療・介護政策に関する実証的検証
第46巻 第2号	(2010年9月刊行)	特集：最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの
第46巻 第1号	(2010年6月刊行)	特集：年金制度の経済分析 —不確実性やリスクを考慮した分析の展開—
第45巻 第4号	(2010年3月刊行)	特集：児童虐待の背景と新たな取り組み

季刊社会保障研究 投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回（3月、6月、9月、12月）発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評などとし、投稿者の学問分野は問いません。なお、ここでの論文は「独創的かつ科学的な研究論文」とし、それを満たさないものは研究ノートといたします。投稿はどなたでもできます。ただし、本誌に投稿する論文等は、いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
4. 投稿者は、審査用原稿1部とコピー1部、要旨2部、計4部を送付して下さい。
5. 採否については、編集委員会のレフェリー制により、指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。なお、原稿は採否に関わらず返却致しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要領に従って下さい。
7. 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
8. 原稿の送り先、連絡先 —— 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816
e-mail: kikan@ipss.go.jp

編集後記

本号では、2012年7月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」に基づく分析結果をもとに、特集を構成させて頂きました。本調査は2007年に実施した「社会保障実態調査」の後続調査となっておりますが、今回の調査では調査対象者を拡大すると同時に、社会的ネットワークや社会的サポートの状況を新たに調査項目として追加しております。今後の社会保障制度を考える上で、自助・公助・共助のバランスが重要な視点の一つとされておりますが、本特集号で掲載した論文を含め、本調査がわが国の実態解明に役立てば幸いです。

(J.K.)

【お詫びと訂正】

季刊社会保障研究第49巻第3号の裏表紙の英語表記について誤りがありましたので、お詫びし訂正いたします。

Articles

The Effect of Introducing Prevention Benefits on Changes in Care Levels of Support-level 1 Care Receivers

【誤】 MICHIO YUDA, YASUSHI IWAMOTO, WATARU SUZUKI and RYOKO MOROZUMI

【正】 MICHIO YUDA, WATARU SUZUKI, RYOKO MOROZUMI and YASUSHI IWAMOTO

編集委員長

西村 周三 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

岩井 紀子 (大阪商業大学教授)

大石亜希子 (千葉大学教授)

小塩 隆士 (一橋大学経済研究所教授)

笠木 映里 (九州大学准教授)

菅沼 隆 (立教大学教授)

田辺 国昭 (東京大学教授)

橋本 英樹 (東京大学教授)

金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所・副所長)

宮田 智 (同研究所・政策研究調整官)

藤原 朋子 (同研究所・企画部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

金子 能宏 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

阿部 彩 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

川越 雅弘 (同研究所・企画部第1室長)

西村 幸満 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

菊池 潤 (同研究所・社会保障応用分析研究部第4室長)

佐藤 格 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)

山本 克也 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第4室長)

黒田有志弥 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

藤井 麻由 (同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 49, No. 4, Spring 2014 (通巻203号)

平成 26 年 3 月 25 日 発 行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

印 刷

株式会社 弘 文 社

千葉県市川市市川南2丁目7番2号

電話 (047) 324-5977

<http://www.kobunsysa.com>

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 49

Spring 2014

No. 4

Foreword

Subjective and Objective Wellbeing SHUZO NISHIMURA 358

Special Issue: Microdata Analysis based on The National Survey on Social Security and People's Life

Constructing a Deprivation Scale for Japan:

an Index to Supplement the Relative Poverty Rate AYA ABE 360

Hardships of Life among Working-age People YUMIKA SHIRASE 372

Changes in the Social Independence of the Japanese Youth

..... YUKIMITSU NISHIMURA 384

The Effects of Social Networks on Wishes for Long-term Care among the Elderly

..... JUN KIKUCHI 396

Determinants of Health Check-up Utilization by
Middle-aged and Senior People in Japan

..... NOBUYUKI IZUMIDA and ASHIYA KURODA 408

Research Notes

On Per-funding of Public Pension Programs from the Viewpoint of Finance

..... NOBUSUKE TAMAKI 421

Report and Statistics

Financial Statistics on Social Security in Japan, Fiscal Year 2011

..... National Institute of Population and Social Security Research
Project Team for Financial Statistics on Social Security 434

Report and Statistics

Business Criteria in Workers' Accident Compensation Insurance Law

..... YOKO NAKAMASU 446

Book Review

Shinji Yamashige

Economic Analysis of Families and Society: The Transformation of Japanese

Society and Public Policies AKIKO SATO OISHI 453

Yasuhiko Sawada, Ueda Michiko, Tatsuya Matsubayashi (eds.)

Toward Evidence-based Suicide Prevention from Economic and Political

Science Perspectives SHUZO NISHIMURA 457

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research

(KOKURITSU SHAKAI HOSHO • JINKO MONDAI KENKYUSHO)